

ゆがわら男女共同参画社会プラン

～男女共同参画社会をめざして～

平成 11 年 3 月 策定

男女共同参画社会の 実現をめざして

21世紀まであと2年。

少子高齢化社会の到来をはじめ国際化、情報化等が加速的に進む我が国では、様々な分野で構造的な変化が醸成されつつあり、かつてない大きな変革のときを迎えています。

住民の意識や志向も、物の豊かさから心の潤い、ゆとりある生活を求め多様化し、女性をとりまく諸問題についての社会的認識も急速に高まってまいりました。

女性と男性がやさしく支え合い、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の形成は、こうした新時代への幕開けを目前にした、今に生きる私たち共通の大きな課題であります。

人間社会は、男性と女性ほぼ同数で構成されますが、現在、優劣や差別なく互いに能力を活かすことができる環境にあるとは言い難く、職場、学校、役所、そして議会でも、女性が発言力や指導力、決断力を存分に発揮できる機会は、残念ながら多くありません。

私は、男女格差のない社会をめざし、町長就任直後から各種審議会への女性の積極的な登用、トーキング事業、フォーラム開催など諸施策に取り組んでまいりましたが、このほど、今後の道標ともなる「ゆがわら男女共同参画プラン」を策定いたしました。

これからも家庭や地域、職域を問わず、あらゆる場面で男女が真のパートナーとしてお互いを尊重し、協力し合える環境を整え、性別、枠組みを超え、生き生きとした人間が集う「品格のあるまちづくり」を二万八千町民の皆様とともに進めてまいりたいと思います。

終わりに、このプランを策定するにあたりまして、貴重なご意見ご提案をいただきました湯河原町女性行政懇話会委員の皆様をはじめ、関係の方々に心から感謝申し上げます。

平成11年3月

湯河原町長 米岡 幸男

目 次

男女共同参画社会の実現をめざして（町長あいさつ）	…	1
第1章 策定の背景	…	6
第1節 21世紀社会形成に向けた国内外の動向	…	6
1. 国連の動向		
2. 日本政府の動向		
3. 地方自治体の動向		
第2節 社会情勢の変化と湯河原町	…	9
1. 少子・高齢化社会の到来		
2. 家族形態の変化		
3. 労働形態の変化		
4. 性別意識の変化		
第3節 ゆがわら男女共同参画プラン策定までの経過とプランの意図	…	18
第4節 湯河原町の地理的及び行政的環境	…	18
第2章 基本計画の具体的課題	…	19
第1節 政策決定過程への女性の参画	…	19
1. 議会・審議会への参画		
2. 行政組織における女性の登用		
3. 働く場での方針決定への参画		
4. 地域の団体における男女の参画		
第2節 就業・雇用環境の整備	…	26
1. 労働の場における男女比率		
2. 雇用の現状と課題		
3. 農林漁業で働く女性		
4. 女性の就業支援の活動		
第3節 教育・学習・啓発活動の推進	…	33
1. 子どもをとりまく教育の現状と課題		
2. 意識改革を支える行政の役割		
第4節 身体と性に関する女性の人権の確立	…	40
1. 性と生殖に関わる健康と権利の実現と啓発		
2. 性暴力、性産業に対する取り組み		
第5節 男女共同参画社会の町づくり	…	48
1. 一人ひとりの自立のために		
2. 地域社会の子育てと介護		
3. 男女共同参画の町づくり		
第6節 推進体制・進捗管理の充実	…	57
1. ゆがわら男女共同参画プランの推進実行体制の確立		
2. 国内外との推進体制の連携		
3. 湯河原町の男女共同参画と国際連帯		
4. 「ゆがわら男女共同参画プラン」の未来図		
第3章 基本計画とプランの体系	…	62

付属資料

- 1 湯河原町女性行政懇話会の設置及び運営に関する要綱
- 2 湯河原町女性行政懇話会委員名簿
- 3 湯河原町女性行政懇話会会議の経過
- 4 湯河原町女性行政推進本部の設置及び運営に関する要綱

<図一覧>

- 図 1 ゆがわら男女共同参画プラン策定の背景
- 図 2 日本の人口構成の推移と推計
- 図 3 湯河原町における年齢階級別人口の推移
- 図 4 男女別人口の推移（神奈川県・湯河原町）
- 図 5 世帯数及び平均世帯人員の推移（全国）
- 図 6 湯河原町の類型別世帯数とひとり世帯の年代別構成
- 図 7 湯河原町の世帯類型別世帯数の推移
- 図 8 婚姻率の推移
- 図 9 離婚率の推移
- 図 10 国際結婚率の推移
- 図 11-1 女性雇用者数の推移
- 図 11-2 女性雇用者数と夫婦の就業状態の推移
- 図 12 「男は仕事、女は家庭」という考え方について
- 図 13-1 「生まれ変わるとしたら男女どちらに生まれてきたいか」
- 図 13-2 「男女の能力差はあると思うか、ないと思うか」
- 図 13-3 「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てた方がよい」という考え方について
- 図 14 女性の人権擁護のために必要なこと
- 図 15 地方議会における女性議員の割合の推移
- 図 16 審議会等における女性登用率の推移（全国・神奈川県）
- 図 17-1 湯河原町の男女別職員数（職種別）
- 図 17-2 湯河原町の男女別職員数（役職別）
- 図 18 職種別地方公務員の女性の割合（全国）
- 図 19 地域の組織・団体の会長の性別と年齢階級（東京都）
- 図 20-1 湯河原町の産業別・男女別従業者数
- 図 20-2 産業別女性雇用者の増加状況及び女性比率（全国）
- 図 21 年齢階級別に見た男女の賃金（神奈川県）
- 図 22 女性パートタイム労働者と一般労働者の賃金格差の推移
- 図 23 パートを選んだ理由（全国）
- 図 24 子育ての環境整備のための方策に関する意識
- 図 25 規模別介護休業制度の導入状況

- 図 26 職場での旧姓使用について
- 図 27 セクシュアル・ハラスメントが起こる原因
- 図 28 農業に専従する女性の報酬・給与などの状況（年齢別）
- 図 29 湯河原町の幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校の児童数・生徒数
- 図 30 湯河原町の小学校・中学校・高等学校の学校教員数
- 図 31 小学校・中学校の校長・教頭数（足柄下教育事務所管内）
- 図 32 神奈川県 の 県立高校学科別入学者数（全日制）
- 図 33 大学学部における専攻分野別構成（全国）
- 図 34 担当教科別中学校教員構成（全国）
- 図 35 子どものしつけ（15 歳の時にできること）
- 図 36 湯河原町民の希望する学習や活動の方法
- 図 37 6 歳未満の子どもがいる世帯の夫婦の一日の家事・育児時間
- 図 38 出生率の推移
- 図 39 新生児死亡率の推移
- 図 40 人工妊娠中絶実施率の推移（全国）
- 図 41 湯河原町の妊娠中絶実施件数
- 図 42 年齢階級別妊娠中絶件数及び構成割合
- 図 43 避妊の実行に関する調査
- 図 44 女性に関する事柄で、人権上問題があると思われること（全国）
- 図 45 「女性が経験しているセクシュアル・ハラスメント」（神奈川県）
- 図 46 刑法犯罪種別発生件数（小田原警察署管内）
- 図 47 夫から妻への暴力（神奈川県）
- 図 48 メディアにおける性の商品化調査（川崎市）
- 図 49 女性に対する暴力をなくすための対策
- 図 50 離婚により生じた悩み
- 図 51 今後子どもたちに対する学校教育のあり方について
- 図 52 少子社会における地域社会についての考え方
- 図 53 介護・看護を行っている者の割合及び介護・看護に要する時間（一日あたり平均時間）
- 図 54 家族の中では誰に介護を望むか
- 図 55 介護にあたって困ったこと（介護を必要とした家族が以前いた者及び現在いる者）
- 図 56 地域社会に対して期待する役割
- 図 57 男性が家事、子育てや教育などに参加するために必要なこと
- 図 58 男女別に見た希望する場や施設
- 図 59 国や地方自治体の政策に女性の意見や考え方が反映されている程度
- 図 60 男女共同参画社会を推進していくための行政に対する要望
- 図 61 ゆがわら男女共同参画プランの推進体制
- 図 62 湯河原町機構図

<表一覧>

表 1	男女共同参画宣言都市一覧
表 2	都道府県別に見た市区町村での行動計画策定状況
表 3	神奈川県における女性行動計画策定市町名とその名称
表 4	世帯構造別に見た世帯数の推移（全国）
表 5	湯河原町の世帯構成（世帯人員別）
表 6	湯河原町の 15 歳以上人口の配偶関係
表 7	有配偶女性の「働く理由」
表 8	湯河原町における女性労働の状況
表 9	女性国会議員比率の国際比較
表 10	湯河原町の議会議員数
表 11	湯河原町の条例設置による審議会委員数
表 12	（社）湯河原温泉観光協会・（社）湯河原温泉旅館協同組合の会員・役員数
表 13	湯河原町商工会の会員・役員数
表 14	農業協同組合の会員・理事・監事数
表 15	湯河原町の地域団体における会長の性別と年齢階級
表 16	就業形態別労働者の割合（全国）
表 17	湯河原町の男女混合名簿の実施状況
表 18	平成 10 年度湯河原町職員研修一覧
表 19	強姦、強制わいせつの検挙件数等の推移
表 20	子どもへの主たる虐待者に関する調査
表 21	湯河原町の生活保護を受けている世帯の状況
表 22	湯河原町のひとり親世帯の状況
表 23	湯河原町の 65 歳以上のひとり暮らし世帯の現状
表 24	湯河原町の高齢者の現状
表 25	湯河原町の外国人登録人口と国名

第1章 策定の背景

第1節 21世紀社会形成に向けた国内外の動向

1. 国連の動向

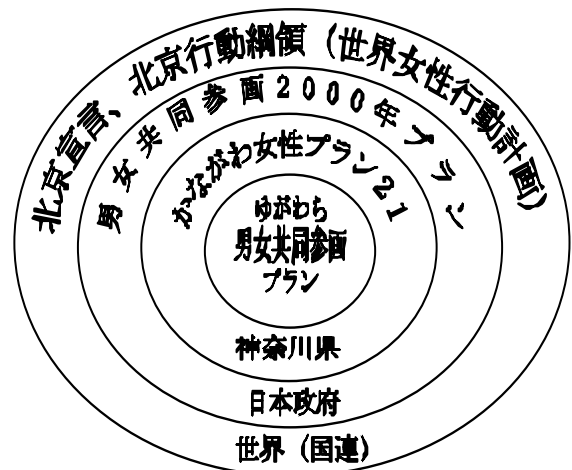
昭和20(1945)年に創設された国際連合(国連)は、男女平等を実現するために様々な施策を展開してきました。昭和50(1975)年には「国際女性年(国際婦人年)」が設定され、メキシコシティ(メキシコ)で第1回世界女性会議が開かれました。また、翌年より10年間は「国連婦人(女性)の10年」と定められ、この間世界各国で積極的な取り組みが行われてきました。昭和54(1979)年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)」が採択され男女平等へ向けた具体的な指針も提示されています。その後、昭和55(1980)年のコペンハーゲン(デンマーク)、昭和60(1985)年のナイロビ(ケニア)を経て、平成7(1995)年には北京(中国)で第4回世界女性会議が開催されました。日本からも約5,000人が参加したこの会議では、女性のエンパワーメント(力をつけること)と男女のパートナーシップをキーワードとしながら積極的な行動が提起され、平成12(2000)年に向けた行動綱領と北京宣言が採択されました。またこの間、国連環境開発会議〔平成4(1992)年、リオデジャネイロ・ブラジル〕や国際人口・開発会議〔平成6(1994)年、カイロ・エジプト〕などの世界会議を通じて、男女平等・女性差別撤廃は地球規模で取り組まれるべき緊急課題の重要な柱として位置づけられてきています。

2. 日本政府の動向

国連の動向と連動しつつ日本政府も男女平等へ向けた取り組みを行ってきました。

平成6(1994)年には、婦人問題企画推進本部〔昭和50(1975)年設置〕を男女共同参画推進本部に改組し、内閣総理大臣を本部長として推進体制を強化してきました。また、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会が設置され〔平成8(1996)年〕、その答申「男女共同参画ビジョン」を受けて、政府は「男女共同参画2000年プラン」を策定し、これによって、21世紀に向けた政策の方向性が示されることになりました。現在は「男女共同参画社会基本法」が国会で審議されており、日本国憲法の理念のもとにあらゆる法律においても具体的に男女平等・男女共同参画の理念が反映されていくことになります。

図1 ゆがわら男女共同参画プラン
策定の背景



なお、日本政府が平成 6(1994) 年から男女共同参画推進本部に改組したことを受け、男女共同参画の政策を積極的に推進することを目標に掲げた「男女共同参画宣言都市」を表明する県や市・町が生まれています（表 1）。

表 1 男女共同参画宣言都市一覧

平成 6 年度	長野県塩尻市	平成 10 年度	宮城県柴田町
	大阪府堺市		山形県山形市
	兵庫県宝塚市		埼玉県桶川市
平成 7 年度	岩手県大船渡市		東京都杉並区
	三重県津市		東京都日野市
	熊本県八代市		石川県小松市
平成 8 年度	青森県青森市		福井県福井市
	茨城県水戸市		滋賀県大津市
	東京都立川市		山口県宇部市
平成 9 年度	茨城県鹿島郡波崎町		福岡県大野城市
	埼玉県加須市		沖縄県那覇市
	東京都羽村市		
	香川県高松市		

資料：総理府「男女共同参画白書」

キーワード解説

男女共同参画社会とは？

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を指すと「男女共同参画ビジョン」に唱われています。〔「総理府男女共同参画審議会答申」平成 8(1996) 年〕なお、平成 11(1999) 年には男女共同参画社会基本法が制定される予定です。

3. 地方自治体の動向

国連や日本政府の動きにあわせて地方自治体でも女性行動計画の策定の動きが目立つようになってきました。

神奈川県では、「婦人の地位向上プラン策定委員会」を設置し、昭和 57(1982)年に「かながわ女性プラン」を策定しました。これは、昭和 62(1987)年に「新かながわ女性プラン」となり、さらに平成 9(1997)年に「かながわ女性プラン 21」となって、女性差別の解決へ向けた具体的な取り組みが展開されてきました。

県内で女性行動計画を策定している市町村は、19 市 17 町 1 村のうち、昭和 60(1985)年度には 2 市のみでしたが、平成 4(1992) 年度には 11 市、平成 10(1998) 年度には 18 市 5 町となり、毎年目覚ましい勢いで、政策が推進されていることがうかがえます。

表2 都道府県別に見た市区町村での行動計画策定状況

都道府県名	総市町村数	策定市町村数	策定率	都道府県名	総市町村数	策定市町村数	策定率
北海道	211	10	4.7%	滋賀県	50	9	18.0%
青森県	67	5	7.5%	京都府	43	13	30.2%
岩手県	59	5	8.5%	大阪府	43	34	79.1%
宮城県	70	12	17.1%	兵庫県	90	9	10.0%
秋田県	69	1	1.4%	奈良県	47	5	10.6%
山形県	44	1	2.3%	和歌山県	50	1	2.0%
福島県	90	8	8.9%	鳥取県	39	1	2.6%
茨城県	85	7	8.2%	島根県	59	5	8.5%
栃木県	49	10	20.4%	岡山県	78	6	7.7%
群馬県	70	5	7.1%	広島県	85	5	5.9%
埼玉県	92	50	54.3%	山口県	56	6	10.7%
千葉県	79	15	19.0%	徳島県	50	1	2.0%
東京都	63	50	79.4%	香川県	43	2	4.7%
神奈川県	35	19	54.3%	愛媛県	70	6	8.6%
新潟県	112	10	8.9%	高知県	53	2	3.8%
富山県	35	5	14.3%	福岡県	95	10	10.5%
石川県	41	5	12.2%	佐賀県	49	2	4.1%
福井県	35	1	2.9%	長崎県	79	2	2.5%
山梨県	64	15	23.4%	熊本県	94	4	4.3%
長野県	120	25	20.8%	大分県	58	2	3.4%
岐阜県	99	5	5.1%	宮崎県	44	3	6.8%
静岡県	74	9	12.2%	鹿児島県	96	2	2.1%
愛知県	87	12	13.8%	沖縄県	53	8	15.1%
三重県	69	7	10.1%	合 計	3,243	430	13.3%

注：上記には、12 政令指定都市は含まない。

資料：総理府調べ。（平成9年度）

表3 神奈川県における女性行動計画策定市町名とその名称

（平成11年4月1日）

市町村名	女性行動計画の名称	策定年月日	改定年月日
横浜市	ゆめはま男女共同参画プラン	昭和60年5月	平成11年4月
川崎市	かわさき男女平等推進プラン	昭和60年5月	平成9年3月
横須賀市	デュオプランよこすか	平成6年3月	
平塚市	湘南ひらつか男女共同参画プラン	平成4年3月	平成10年3月
鎌倉市	かまくら女性プラン	平成5年3月	
藤沢市	男女共同参画社会を実現するふじさわプラン	平成2年3月	平成8年2月
小田原市	おだわら21女性プラン（おだわら女性ビジョン）	平成3年3月	平成11年3月
茅ヶ崎市	ちがさき女性プラン	平成5年3月	
逗子市	ずし女性プラン	平成8年5月	
相模原市	さがみはら女性計画	平成3年2月	
秦野市	はだの女性プラン	平成4年5月	平成8年4月
厚木市	あつぎパートナープラン	平成元年1月	平成10年3月
大和市	やまと女性プラン	平成3年3月	
伊勢原市	いせはら女性プラン	平成2年7月	
海老名市	えびな女性プラン	平成6年3月	
座間市	ざま女性プラン	平成3年5月	
南足柄市	21女性プランみなみあしがら	平成5年6月	
綾瀬市	あやせ女性プラン	平成6年3月	
大磯町	おおいそまち女性プラン	平成10年3月	
愛川町	かがやき愛川パートナープラン	平成11年3月	
開成町	かいせい女性プラン	平成8年3月	
湯河原町	ゆがわら男女共同参画プラン	平成11年3月	
城山町	城山町男女共同参画社会づくり行動プラン	平成8年3月	

資料：神奈川県調べ。

第2節 社会情勢の変化と湯河原町

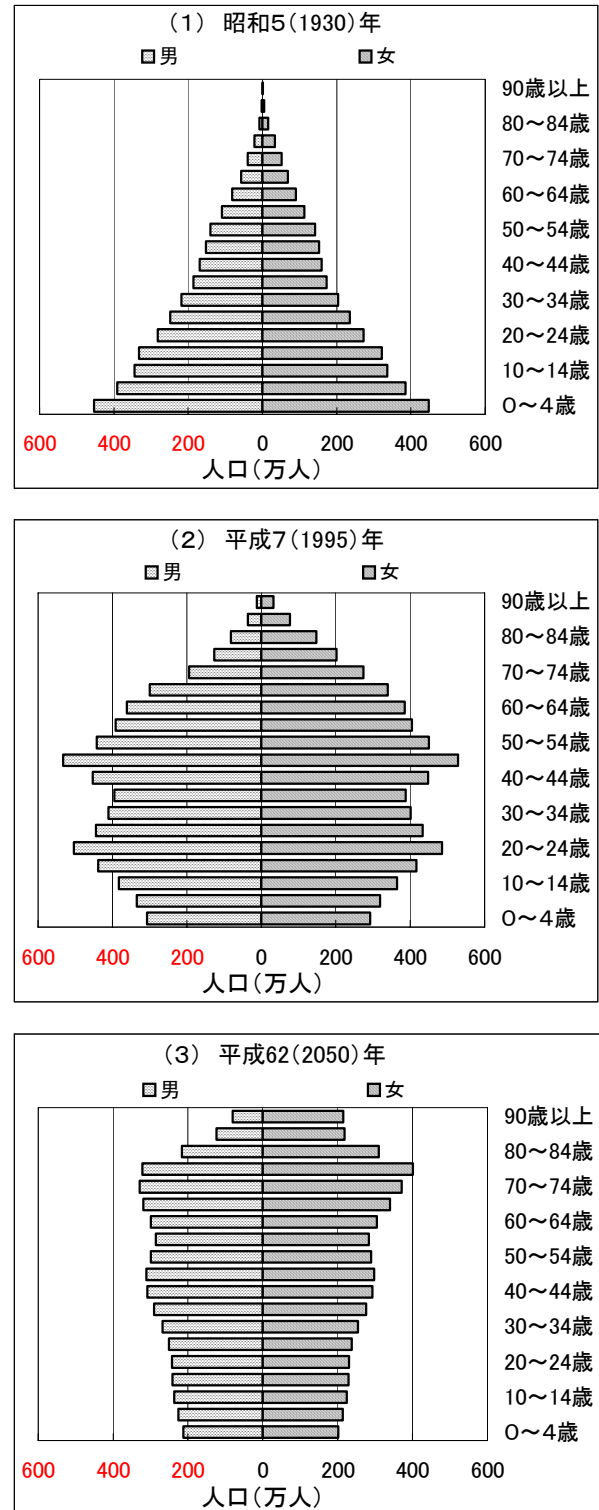
1. 少子・高齢化社会の到来

現在の日本社会の変化を示す際、少子・高齢化社会の到来を述べないわけにはいきません。図2は、日本の人口構成の推移と推計を示したものです。若年人口が多く、人口ピラミッドと表現していた時代から大きく変化していることが分かります。

さて、湯河原町の年齢階級別人口推移を最近20年間で見ると（図3）、全体的にやや増加傾向にあることが分かります。0歳から14歳が減少しているのに対して、65歳以上が増加しており、その数は平成2（1990）年を境に高齢者の方が多くなっています。ここ10年ほどの間では、15歳から64歳までの人口はほぼ横ばいなのに比べて、65歳以上人口は、昭和60（1985）年から平成7（1995）年までは5年ごとにちょうど1,000人増加しています。当町でも少子・高齢化が進みつつあることが分かります。また、図4にあるように男性に比べて女性の方がやや多く、その比率も年々、わずかながら女性に傾きつつあります。神奈川県の人口も増加の傾向にありますが、女性人口より男性人口の方がわずかに多くなっています。

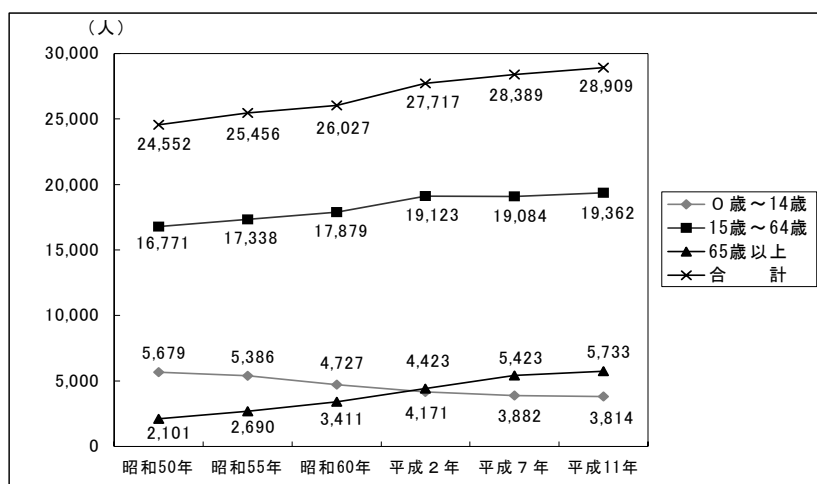


図2 日本の人口構成の推移と推計



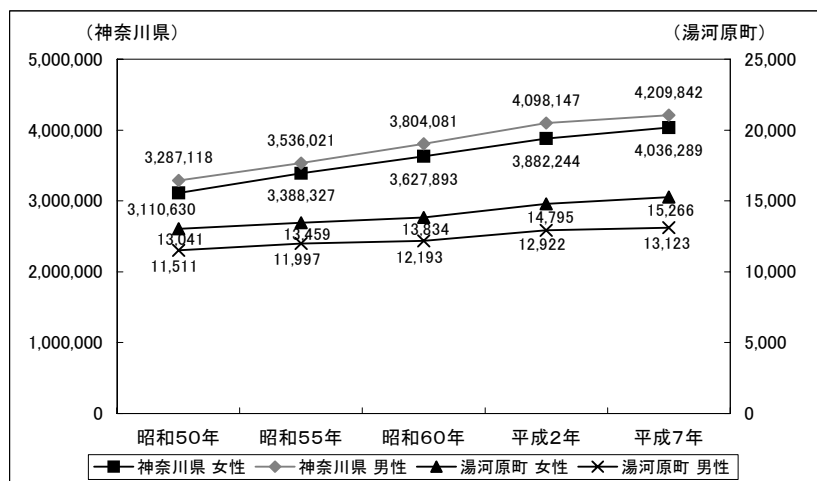
資料：厚生白書

図3 湯河原町における年齢階級別人口の推移



資料：国勢調査報告書

図4 男女別人口の推移（神奈川県・湯河原町）



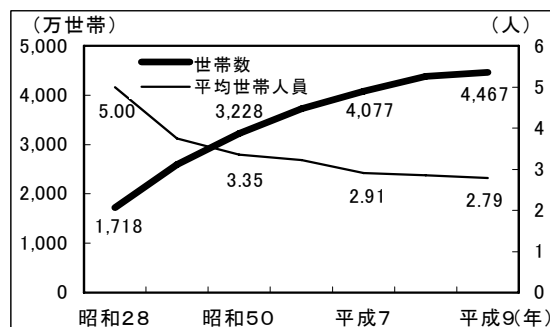
資料：国勢調査報告書（平成7年）

2. 家族形態の変化

少子・高齢化のなかで家族はどのように変化してきたのでしょうか。

日本全国の統計では（図5・表4）、世帯数は増加傾向に、世帯人員は減少傾向にあり、単独世帯と夫婦のみの核家族世帯の増加が顕著です。また、30年前からの推移をみると、三世帯世帯の減少よりも、「片親（親一人）と子どものみの世帯」や「その他の世帯」の増加の方が目立っています。

図5 世帯数及び平均世帯人員の推移（全国）



注：平成7年の数値は兵庫県を除いたもの。

資料：厚生省「昭和60年以前は（厚生行政基礎調査）、平成2年以降は（国民生活基礎調査）」

表4 世帯構造別に見た世帯数の推移（全国）

（単位：千世帯）

年次	単独世帯	核家族世帯			三世帯	その他の世帯
		夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	片親と未婚の子のみの世帯		
昭和50年	5,991	3,877	14,043	1,385	5,548	2,034
昭和55年	6,402	4,619	15,220	1,480	5,714	1,904
昭和60年	6,850	5,423	15,604	1,718	5,672	1,959
平成2年	8,446	6,695	15,398	2,060	5,428	2,245
平成7年	9,213	7,488	14,398	2,112	5,082	2,478
平成9年	11,156	8,661	14,903	2,347	4,999	2,603

注1：(1)単独世帯とは、世帯員が一人だけの世帯。

(2)夫婦のみの世帯とは、世帯主とその配偶者のみで構成する世帯。

(3)夫婦と未婚の子のみの世帯とは、夫婦と未婚の子のみで構成する世帯。

(4)片親と未婚の子のみの世帯とは、父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯。

(5)三世帯とは、世帯主を中心とした直系三世以上の世帯。

(6)その他の世帯とは、上記(1)～(5)以外の世帯。

2：平成7年の数値は兵庫県を除いたもの。

資料：厚生省「昭和60年以前は、(厚生行政基礎調査)、平成2年以降は、(国民生活基礎調査)」

湯河原町を見てみますと、平成7(1995)年時の町の世帯構成は次のようになっています(表5)。単独世帯、2人世帯で全体の半数以上を占めていることが分かります。さらに世帯の内訳を見ると(図6)、夫婦と子どもの世帯のほかに、夫婦のみ世帯や女親と子ども、または男親と子どものみ世帯、その他の親族、非親族世帯など、様々な家族形態があることが示されています。年代別に単独世帯構成状況を見ると、高年齢層でのひとり世帯の多さが目立ちます。また、世帯の内訳を最近20年の変化で見ると(図7)、単独世帯の急増と核家族化の進行が明らかです。

表5 湯河原町の世帯構成（世帯人員別）

世帯の構成	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10以上	施設等
世帯数	3,083	2,681	1,845	1,639	722	356	139	43	5	2	47
割合	29.19%	25.38%	17.47%	15.52%	6.84%	3.37%	1.32%	0.41%	0.05%	0.02%	0.44%

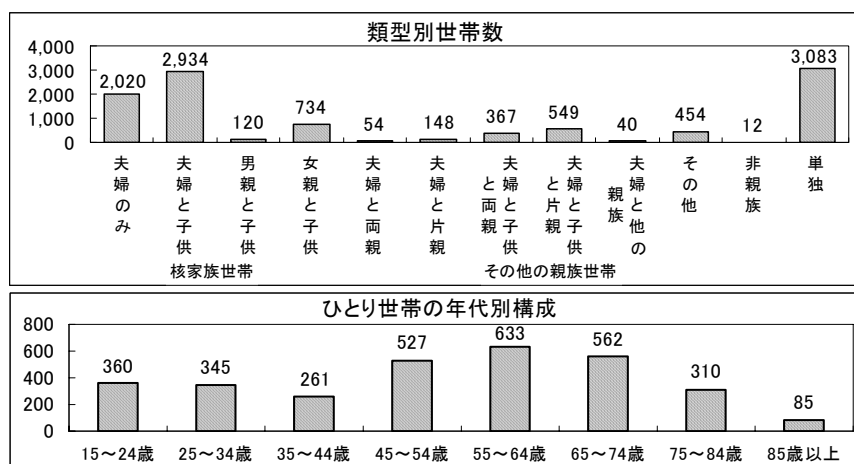
世帯数 10,515

施設等 47

合計 10,562

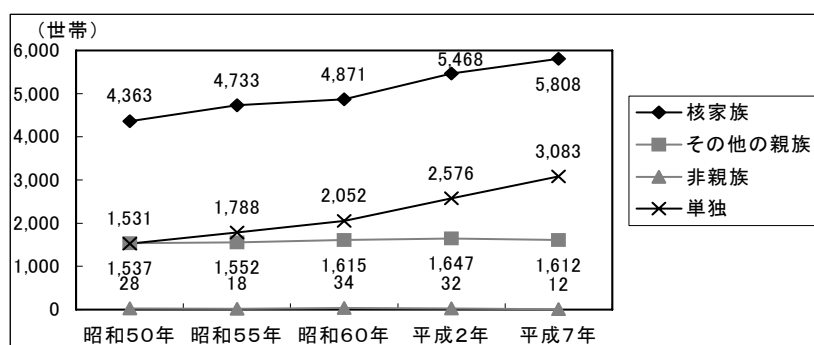
資料：国勢調査報告書（平成7年）

図6 湯河原町の類型別世帯数とひとり世帯の年代別構成



資料：国勢調査報告書（平成7年）

図7 湯河原町の世帯類型別世帯数の推移

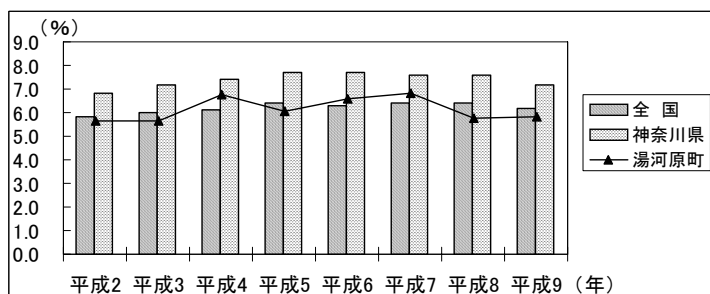


資料：国勢調査報告書（平成7年）

次に、婚姻関係の推移について見てみますと（図8、図9）、婚姻率にはそれほど変化はないのに対し、離婚率の増加が明らかなです。とりわけ当町は全国や県と比べて変動が激しく、平成9(1997)年の比率は2.91%となっています。なお、町民の15歳以上の男女の配偶関係の統計では（表6）、特に死別した女性の割合が高いことが注目されます。国際結婚も全国統計では昭和60(1985)年以降著しく増加していますが、湯河原町の届出は平成10(1998)年は8件で全体の婚姻数の4.42%にあたります（図10）。

日本全体においても、また当町においても、様々な家族の形が存在する時代になってきたと言えるでしょう。

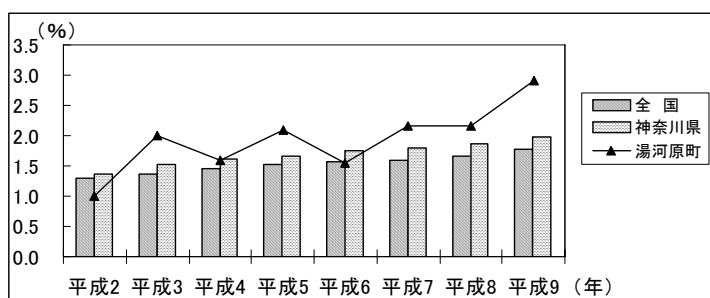
図8 婚姻率の推移



町の実数	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9
	148	148	174	161	178	187	155	157

資料：小田原保健所年報（平成8年まで）、小田原保健福祉事務所年報（平成9年）

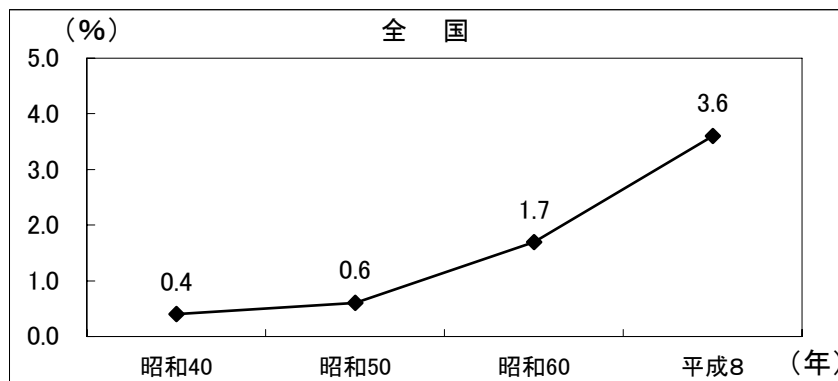
図9 離婚率の推移



町の実数	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9
	28	36	45	59	44	61	62	83

資料：小田原保健所年報（平成8年まで）、小田原保健福祉事務所年報（平成9年）

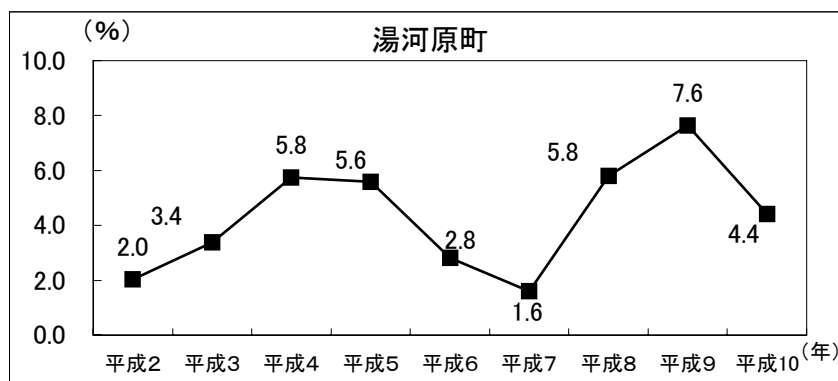
図 10 国際結婚率の推移



年	婚姻件数
昭和40年	4,156
昭和50年	6,045
昭和60年	12,181
平成8年	28,372

注：国際結婚率…全婚姻件数に占める夫婦の一方が外国籍である婚姻件数の割合（％）

資料：厚生省「人口動態統計」

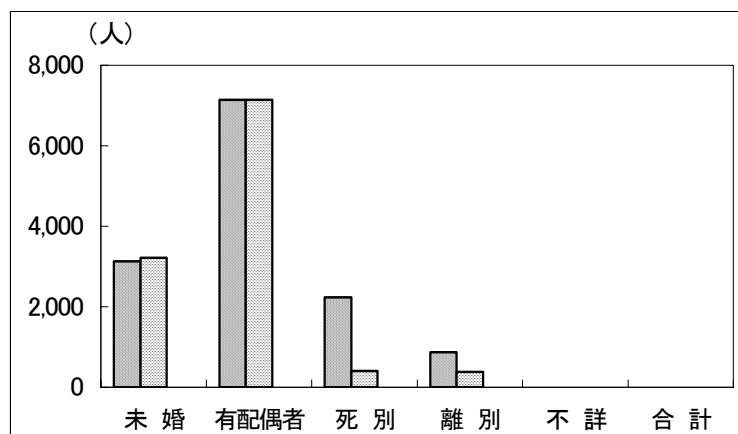


年	婚姻件数
平成2年	3
平成3年	5
平成4年	10
平成5年	9
平成6年	5
平成7年	3
平成8年	9
平成9年	12
平成10年	8

資料：湯河原町住民生活課

表 6 湯河原町の15歳以上人口の配偶関係

	女 性	男 性	合 計
未 婚	3,126	3,216	6,342
有配偶者	7,142	7,140	14,282
死 別	2,228	404	2,632
離 別	866	382	1,248
不 詳	2	1	3
合 計	13,364	11,143	24,507



資料：国勢調査報告書（平成7年）

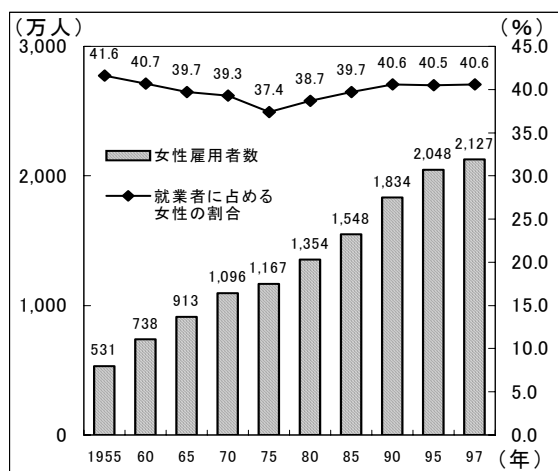
3. 労働形態の変化

日本全体で女性雇用者は増加傾向にあり、夫婦世帯の内訳を見ても夫も妻も就業している世帯が全体のほぼ半数となっています（図 11-1、図 11-2）。

また結婚している女性たちの「働く理由」として、就業者全体では子どもの養育費や家計収入を得るための経済的理由が一番大きく、次に社会的視野を広げるといった自己の自立のためとなっていることも分かります（表 7）。職種や勤務形態によっても差が見られ、家事手伝い、自営業の女性は家業という意識が強く、専門職の女性は能力を生かすとか生きがいを感じて働いているとの理由もうなずけます。事務職・技能職の女性が社会的視野を広げることをあげていることも注目すべきです。

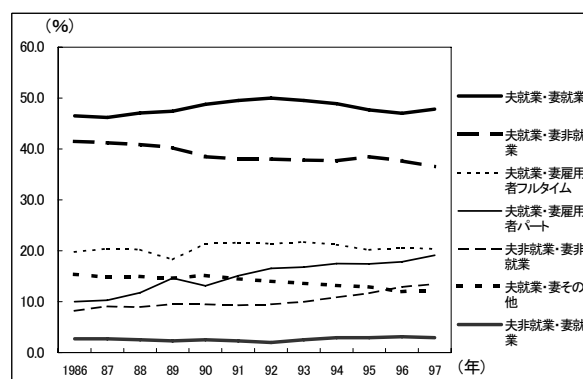
湯河原町における女性労働の状況を見ますと、15 歳以上の女性労働力率は約 50%と、2 人に 1 人は働いていることが分かります（表 8）。全国や神奈川県と比較して労働力率が高い理由は、女性の労働人口が多いためです。

図 11-1 女性雇用者数の推移



資料：総務庁統計局「労働力調査」

図 11-2 女性雇用者数と夫婦の就業状態の推移



資料：総務庁統計局「労働力調査特別調査」

表 7 有配偶女性の「働く理由」

働く理由	就業者全体	専門職	事務職・職人	パート・バイト	家事手伝い	自営業・その他
家族・家庭の経済的理由						
子供の教育費を得るため	25.1	23.9	27.0	33.7	8.4	16.1
住宅ローンを返すため	10.4	10.4	13.6	12.9	1.8	6.5
夫の収入が少ないから	20.4	21.5	28.3	23.7	3.5	12.9
(小計)	55.9	55.8	68.9	70.3	13.7	35.5
自己の自立・向上及び精神的充足						
能力を生かすため	9.3	27.6	8.1	5.1	1.3	18.7
経済的に自立したいから	13.7	28.2	22.3	8.3	0.9	14.2
生きがいだから	15.2	38.0	14.2	10.0	6.6	23.9
社会的視野を広げるため	22.3	19.6	30.2	25.8	6.6	16.8
(小計)	60.5	113.4	74.8	49.2	15.4	73.6
その他の理由						
家業だから	14.8	3.7	4.7	1.3	64.2	25.2
子育てを終えて時間がある	15.9	3.7	10.0	29.9	6.6	9.0
その他	3.6	2.5	3.9	4.2	0.9	6.5
(小計)	34.3	9.9	18.6	35.4	71.7	40.7
無回答	9.6	1.8	6.3	2.5	4.9	7.1
(回答者数)	1,453	163	381	528	226	155

注：2 つまでの回答が許されているため、合計は 100% を超える。

資料：毎日新聞社人口問題調査会「第 23 回全国家族計画世論調査」（平成 8 年）

表 8 湯河原町における女性労働の状況

区 分	女 性			男 性		
	15歳以上人口	労働力人口	労働力率	15歳以上人口	労働力人口	労働力率
湯河原町	13,364	7,018	52.5%	11,143	8,879	79.7%
神奈川県	3,433,261	1,601,824	46.7%	3,573,654	2,875,642	80.5%
全 国	54,186,461	26,621,484	49.1%	51,239,082	40,396,503	77.6%

資料：国勢調査報告書（平成7年）

4. 性別意識の変化

時代とともに、「男は、女はこうでなければならない」という性別にかかわる人びとの意識も変化してきています。高度経済成長期に支配的だった「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分業の考え方も、21世紀を目前にした現在では、大きく変化してきたことが分かります（図12）。また、「男に生まれ変わりたい」と思う女性が減り、「女に生まれ変わりたい」と思う男性がわずかながら増えています（図13-1）。男と女の能力差についての考え方も「男女差はない」と考える人が多くなりました（図13-2）。

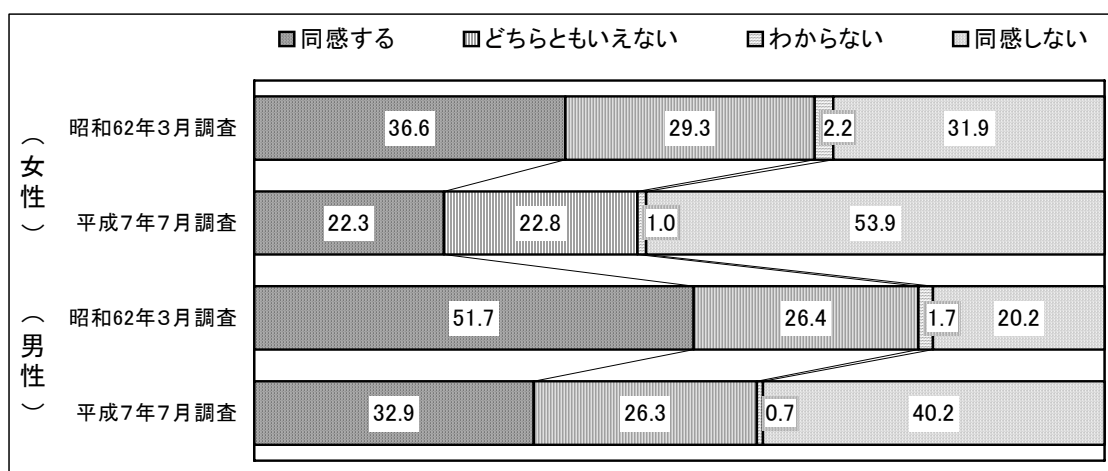
しかし子育てについての意識は世界的に見ると、日本はまだまだ性別によって固定化した考え方をしています（図13-3）。

社会的な風潮としては、現在の日本社会は女性の方が「ラク」な社会にうつるかもしれませんが、人権という視点から見ると、必ずしも女性の人権が保障された社会とは言えません。それは同時に、男性の地位が人権によって築かれているものではないことを示しています。

女性の人権擁護のために必要なことについての調査を見ても（図14）、社会での活動領域が性別によって固定化されていることから生じる性差別がまだまだあることに気づかされます。私たちは、男女ともに人権が保障される社会を実現していく方法を考えていく必要があると思います。

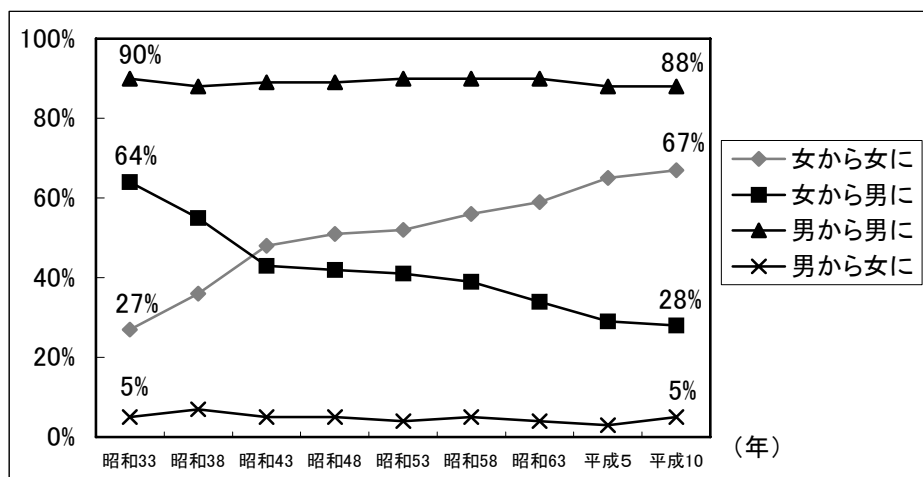
また近年、ジェンダー（社会的、文化的につくられた性別）という概念の成立により、男／女といった人間の性別は、オス／メスといった染色体や生殖器の区分によって絶対的に規定されているものではないと認識されるようになりました。数学が得意な女性、保育に携わりたい男性が、「男みtainな女」、「女みtainな男」と表現されることのおかしさに気づきはじめてのです。男も女も固定的なジェンダー認識にとらわれることなく、その意欲と能力を生かし、人生を選択していくことができる社会の形成が求められています。

図 12 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



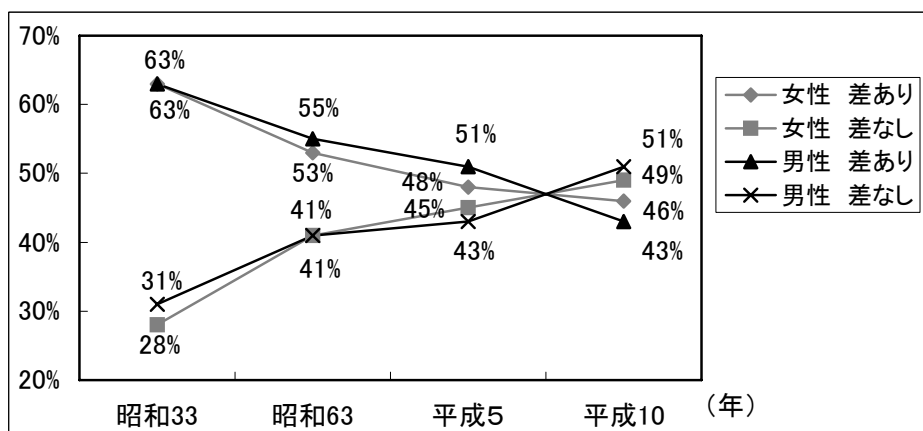
資料：総理府「男女共同参画に関する意識調査」

図 13-1 「生まれ変わるとしたら男女どちらに生まれてきたいか」



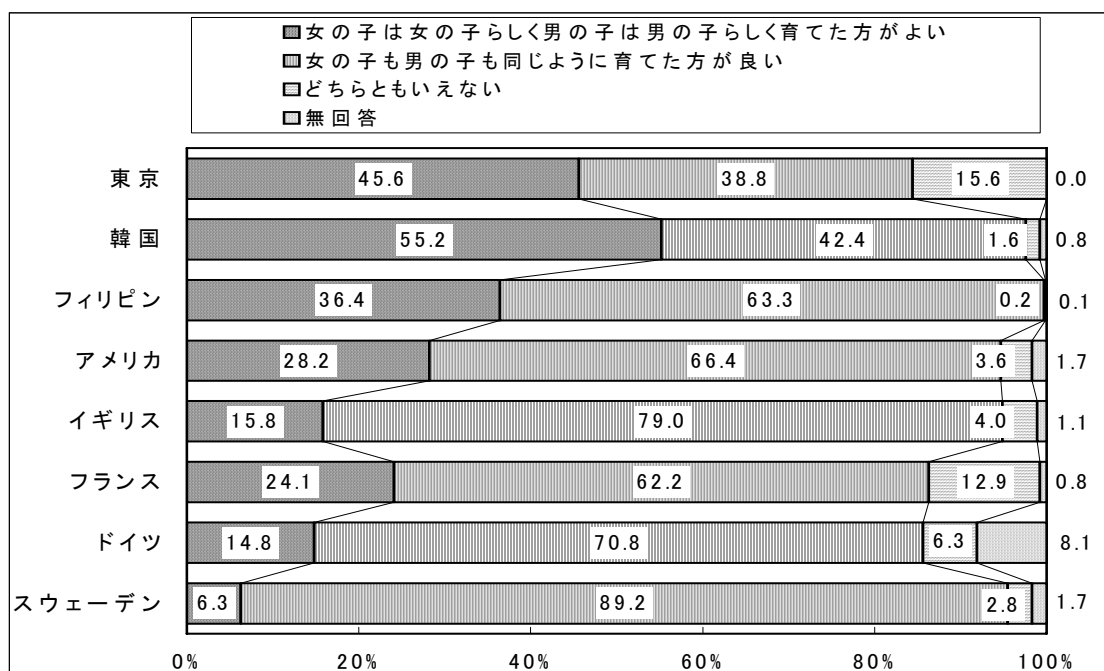
資料：文部省統計数理研究所「国民性調査」(平成 11 年)

図 13-2 「男女の能力差はあると思うか、ないと思うか」



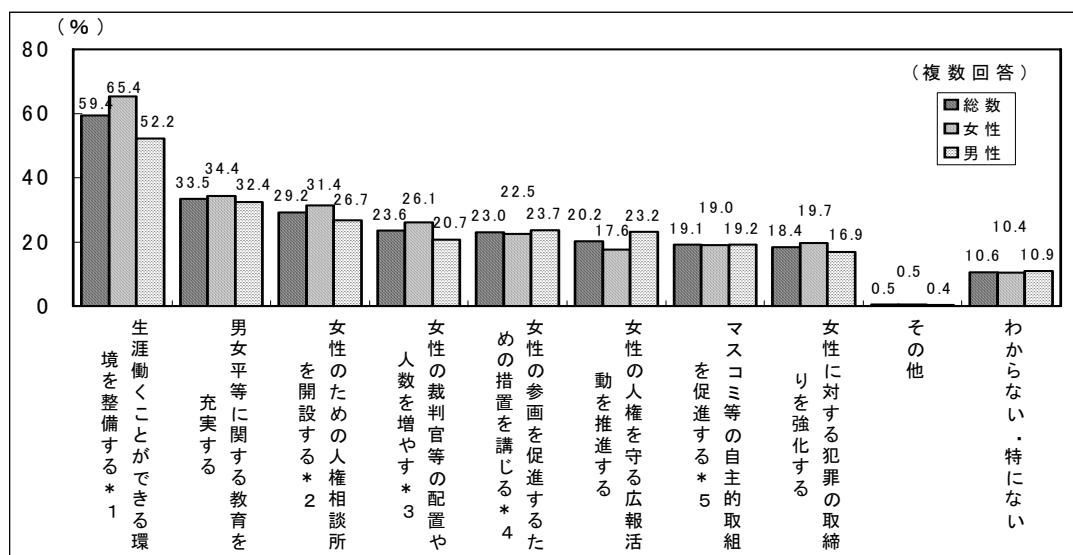
資料：文部省統計数理研究所「国民性調査」(平成 11 年)

図 13-3 「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てた方がよい」という考え方について



注：東京については生活文化局「男女平等意識に関する都民の意識調査」（平成5年1月に面接法で実施、標本数は都内在住の20歳以上の男女個人1,500人、有効回収数1,025人）の女性データを使用、他の7ヶ国については20歳以上の女性を対象とした個別面接調査によるデータを使用
資料：生活文化局「女性問題に関する国際比較調査」（平成5年）

図 14 女性の人権擁護のために必要なこと



注：*1 結婚、出産、育児、介護に関係なく生涯女性が働くことができる環境を整備。
*2 女性のための人権相談所や電話相談所を開設。
*3 女性の裁判官、取調官、相談担当者等の配置や人数を増やす。
*4 公的機関や企業が採用、登用等で女性の参画を促進するための特別な措置を講じる。
*5 マスコミ等の倫理に関する自主的取組を促進。

資料：総理府「人権擁護に関する世論調査」（平成9年）

第3節 ゆがわら男女共同参画プラン策定までの経過とプランの意図

ゆがわら男女共同参画プランの策定は、地域に根ざした男女共同参画社会の充実を目指し、女性をとりまく諸問題の解決に向けて、基本的な考え方と施策の方向づけをするため平成9(1997)年1月1日に湯河原町女性行政懇話会を設置し、検討を重ねてきました。

懇話会では、先進地の事例研究や、平成5(1993)年「湯河原町生涯学習調査」を実施しましたこの「調査報告書」から問題点の抽出などを行うと同時に、それぞれ懇話会委員の所属する団体の立場から、各分野における問題点について意見交換を行いました。

その中で、直ぐにできること、実行性のあるものを取り上げ、湯河原らしいプランの策定をと心掛け、枠組みを決定しました。

また、当町で女性政策に関するプランを策定するのは今回が初めてで、構成事業に関わる実態の調査など、詳細には行えませんでした。今後事業を進めていく上で、実施したいと考えています。

なお、この「ゆがわら男女共同参画プラン」の冊子は学習活動や研修会などで活用されることを願い、データなど豊富に掲載してあります。まずこのプランに基づき計画が推進され、次により高い目標に向かってプランを改訂していくことを意図しています。

第4節 湯河原町の地理的及び行政的環境

湯河原町は東経139度07分、北緯35度09分の神奈川県西南端に位置し、東京から西へ約90kmの圏内にあります。横浜や東京から約1時間半から2時間の距離にあり、通学・通勤圏ともなっています。

町の南西部は静岡県熱海市、西部は静岡県田方郡函南町、北西部は箱根町、北東部は小田原市、東部は真鶴町と境を接し、南東は相模湾にのぞんでおり、町域は総面積40.99km²で東西14.4km南北6.5kmの広がりを持っており、三方を箱根伊豆の山々に囲まれ、温暖でおだやかな気候と、海山の自然に恵まれた土地と言えます。

古くから温泉地として知られ、農林漁業、観光などの商工業が中心で、行政区は11地区に分かれています。

次に公共施設を記入したマップを掲載しておきます。これから活用したい施設、建設してほしい施設の場所を考え、湯河原町の町づくりに生かしてください。

第2章 基本計画の具体的課題

第1節 政策決定過程への女性の参画

1. 議会・審議会への参画

日本における女性の政治参画が世界の国々の中でも非常に低いということは、特異なことで認識されています。表9は、国会議員（二院制の国では衆議院）の女性比率の国際比較調査の結果ですが、124位という位置にあります。平成10(1998)年3月現在、日本の女性議員の比率は、衆議院は499人中24人(4.81%)、参議院は251人中36人(14.34%)なのです。

表9 女性国会議員比率の国際比較

		(単位: %)			
1	スウェーデン	40.4	21	カナダ	20.6
2	ノルウェー	36.4	22	北朝鮮	20.1
3	フィンランド	33.5	23	ガイアナ	20.0
4	デンマーク	33.0	23	グレナダ	20.0
5	オランダ	31.3	23	ルクセンブルグ	20.0
6	ニュージーランド	29.2			∴
7	アルゼンチン	28.4	26	イギリス	18.2
8	セーシェル	27.3			∴
9	オーストリア	26.2	51	アメリカ	11.7
10	ベトナム	26.2			∴
11	ドミニカ	26.2	59	イタリア	11.1
12	アイスランド	25.4			∴
13	モザンビーク	25.2	63	フランス	10.9
14	南アフリカ	25.0			∴
15	スロベニア	24.7	69	ロシア	10.2
16	キューバ	22.8			∴
17	ナミビア	22.2	89	マレーシア	7.8
18	中華民国	21.0			∴
19	スイス	21.0	124	日本	4.8
20	エリトリア	21.0			∴
			140	韓国	3.0

資料：(財)市川房枝記念会「月刊婦人展望」(平成10年1月号)

地方議会における女性議員の割合は、平成9(1997)年で全国平均は4.6%ですが、特別区議会及び政令指定都市では10%以上になっています。都道府県議会及び町村議会は全国平均を下回っています(図15)。湯河原町議会を見ると、平成11(1999)年1月現在、22人中2人[1人欠員(9.09%)]ですが、町民の男女比に比べて極端に男性に偏っていることは確かです(表10)。町議会への女性の参画は、男女共同参画社会実現へ向けた今後の大きな課題です。

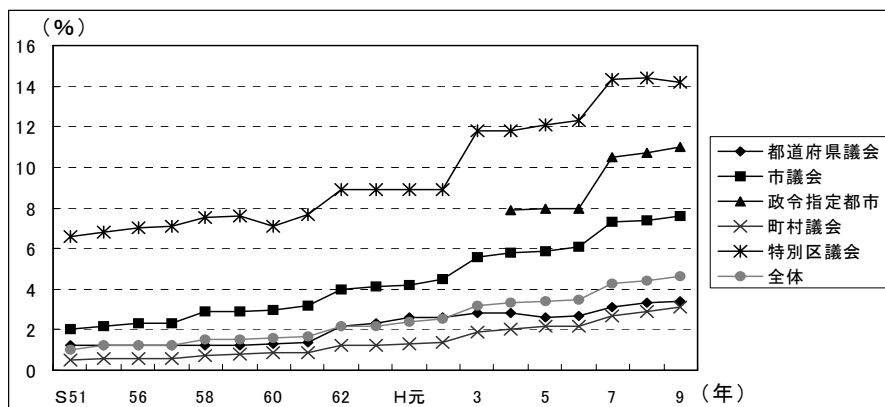
次に審議会を見てみますと、湯河原町の条例設置による審議会の構成は(表11)、32審議会全体で274人の委員がいますが、そのうち女性は22人(8.03%)となっています。全体の3分の2の審議会では、女性の審議員が0人という状態で、全国平均12.9%と比べてもさらに低い数字です。審議会への女性登用は、ここ10年間で急増しており、神奈川県では23.9%と4分の1近くまでできました(図16)。今後数値目標を決め、女性委員の登用率を国、県が目標としている30%位にすることが求められます。

表10 湯河原町の議会議員数

(平成11年1月1日)

男	女	欠員	定数	女性比率
19	2	1	22	9.09%

図 15 地方議会における女性議員の割合の推移



注：(1) 各年 12 月現在

(2) 政令指定都市は、札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、千葉市、名古屋市、大阪市、京都市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

(3) 政令指定都市については、全国市議会議長会調べによる平成 4 年以降の割合についてのみ、掲載。

資料：都道府県議会、市議会、町村議会、特別区議会は自治省選挙部調べ。政令指定都市は議会議長会調べ。

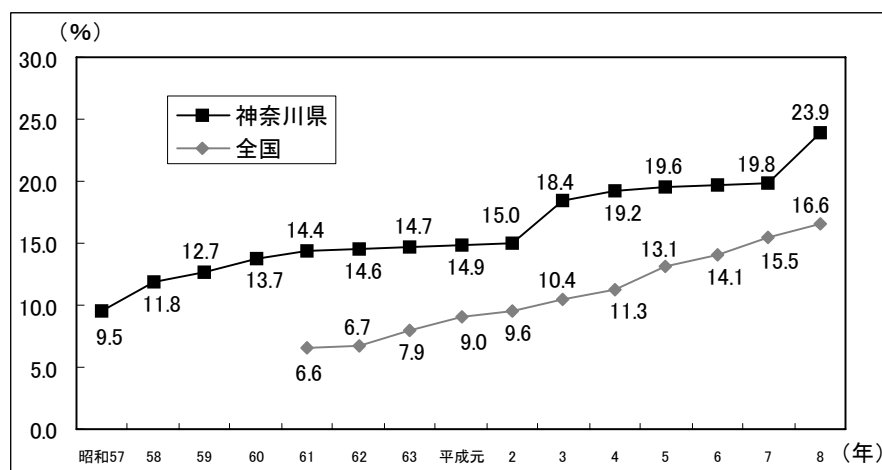
表 11 湯河原町の条例設置による審議会委員数

(平成 11 年 1 月 1 日)

審 議 会 名	男	女	計	女／全体	審 議 会 名	男	女	計	女／全体
選 挙 管 理 委 員 会	4	0	4	0.00%	農 業 経 営 安 定 化 対 策 審 議 会	15	0	15	0.00%
監 査 委 員 会	2	0	2	0.00%	消 防 費 じ ゅ つ 金 等 審 査 委 員 会	5	0	5	0.00%
農 業 委 員 会	18	0	18	0.00%	防 災 会 議	12	0	12	0.00%
教 育 委 員 会	3	1	4	25.00%	社 会 教 育 委 員 会	10	5	15	33.33%
特 別 職 報 酬 等 審 議 会	6	1	7	14.29%	文 化 財 審 議 委 員 会	5	0	5	0.00%
公 務 災 害 補 償 認 定 委 員 会	5	0	5	0.00%	図 書 館 協 議 会	5	4	9	44.44%
公 務 災 害 補 償 審 査 委 員 会	3	0	3	0.00%	国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会	10	2	12	16.67%
名 誉 町 民 選 考 委 員 会					吉 浜 財 産 区 管 理 会	7	0	7	0.00%
湯 河 原 町 表 彰 審 査 会	6	1	7	14.29%	温 泉 管 理 委 員 会	14	0	14	0.00%
総 合 計 画 審 議 会	17	0	17	0.00%	社 会 教 育 指 導 員 会	0	1	1	100.00%
都 市 計 画 審 議 会	10	0	10	0.00%	こ ご め の 湯 運 営 委 員 会	12	0	12	0.00%
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	3	0	3	0.00%	ス ポ ー ツ 振 興 審 議 会	10	0	10	0.00%
特 別 土 地 保 有 税 審 議 会	3	0	3	0.00%	公 文 書 公 開 審 査 会	5	0	5	0.00%
民 生 委 員 推 せ ん 会	13	1	14	7.14%	公 文 書 公 開 運 営 審 議 会	4	3	7	42.86%
福 祉 会 館 運 営 協 議 会	17	0	17	0.00%	個 人 情 報 保 護 審 査 会	5	0	5	0.00%
青 少 年 問 題 協 議 会	19	0	19	0.00%	個 人 情 報 保 護 運 営 審 議 会	4	3	7	42.86%
					合 計 (3 2 審 議 会)	252	22	274	8.03%

資料：湯河原町企画政策課

図 16 審議会等における女性登用率の推移（全国・神奈川県）



注：国／昭和 50 年 1 月 1 日 2.4%、平成 9 年 9 月 30 日 17.4%

資料：総理府、神奈川県県民部調べ。

2. 行政組織における女性の登用

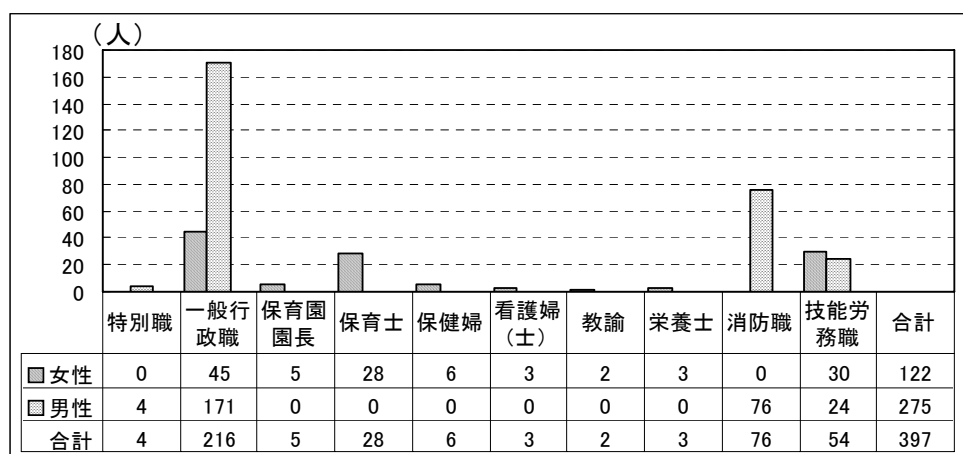
湯河原町役場職員の男女比を職種別に見てみますと（図 17 - 1）、全体 397 人中 122 人（30.73%）が女性です。看護婦（士）・保育士は全員女性です。技能労務職を除く行政職だけで見ると、343 人中 92 人（26.82%）となります。

役職別に見ると（図 17 - 2）、何らかの役職に就いているのは 142 人中、女性は 15 人（10.56%）。それも課長補佐が 2 人〔17 人中（内県からの派遣職員 2 名）〕、副主幹 13 人（うち保育園園長が 5 人）、いるのみです。

図 18 は、職種別地方公務員の女性の割合を示した全国統計です。湯河原町の場合、技能労務職以外はすべて平成 5（1993）年の全国平均を下回ります。町職員における女性比率のみならず、役職におけるこの女性比率の低さは問題です。

行政は地域の暮らしの方針決定に深くかかわる場です。採用や昇進についても、他の職場以上に政策的な配慮が必要です。男女共同参画社会の実現のためには行政が積極的に女性の能力を活用していくことが課題となります。

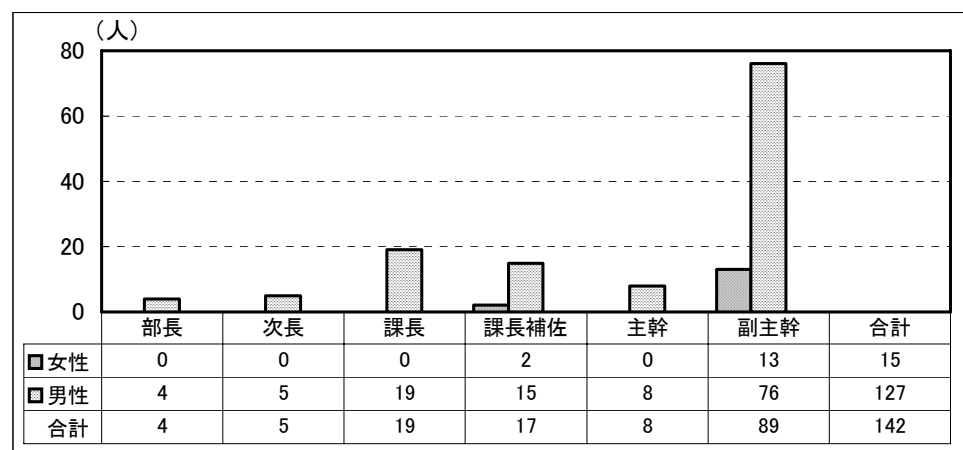
図 17-1 湯河原町の男女別職員数（職種別）（平成 11 年 4 月 1 日現在）



注：県から派遣職員 2 名を含む。

資料：湯河原町庶務課

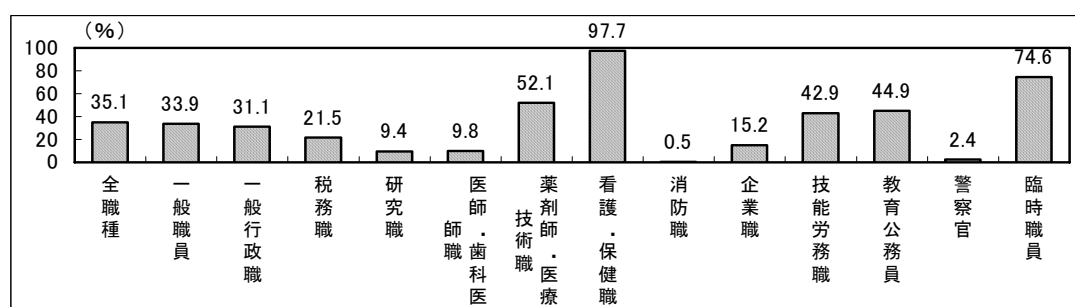
図 17-2 湯河原町の男女別職員数（役職別）（平成 11 年 4 月 1 日現在）



注：課長補佐は、県から派遣職員女性 1 名、男性 1 名を含む。

資料：湯河原町庶務課

図 18 職種別地方公務員の女性の割合（全国）



注：(1)平成5年4月1日現在

(2)教育長を含まない。

(3)一般職員は、一般行政職から技能労務職までの職種に分けられ、それぞれの職種における女性の割合をみたもの。

資料：自治省「地方公務員給与の実態」（平成5年）

3. 働く場での方針決定への参画

温泉地として知られる湯河原町ですが、旅館など観光産業の方針決定の場における女性の参画を見てみますと（表 12）、湯河原温泉観光協会は、加入会員・団体、個人 446 人中、女性は 30 人（6.73 %）ですが、そのうち役員は全体 42 人中、女性役員 5 人（11.90%）です。旅館協同組合の役員の男女比を見ると、もっと差は大きく、33 人の役員のうち女性は 2 人（6.06%）です。旅館や観光産業の担い手として、女性は雇用者としても経営者としても、少なからぬ働きをしてきているにもかかわらず、方針決定への参画が著しく少ないことが明らかです。

しかし、旅館の実質的運営者である「おかみ」たちのネットワーク団体「湯河原温泉おかみの会」は、会員数が 52 人で役員は 10 人います。平成 10(1998)年度によりやくこの会から湯河原温泉旅館協同組合役員(理事)に 2 人選出することができました。このプランの作成過程での成果です。

次に商工業での方針決定への参画状況を見てみますと（表 13）、湯河原町商工会に加入している会員は 1,198 人であり、事業形態別に見ると株式会社 33 人、有限会社 233 人、合資合名会社 13 人、その他 814 人となっています。会員数の女性比率は 21.87%、役員数では実数で 1 人、比率で 3.7%という少なさです。

表 12 (平成 11 年 3 月)

(社)湯河原温泉観光協会の会員・役員数

加入会員数			役員数		
団体	個人	計	女	男	計
38	408	446	5	37	42

(社)湯河原温泉旅館協同組合の会員・役員数

加入旅館 軒数	役員数		
	女	男	計
113	2	31	33

資料：観光協会、旅館組合

表 13 湯河原町商工会の会員・役員数

(平成 11 年 3 月)

会 員 数				役 員 数				婦人部 会員数
女	男	計	女性比率	女	男	計	女性比率	
262	936	1,198	21.87%	1	26	27	3.70%	240

資料：湯河原町商工会

湯河原町の実質的な農業の担い手に、女性が多いことはよく知られています。しかし農業協同組合組合員加入状況を見ると、女性比率は 17.91%です(表 14)。理事、監事といった女性役員の割合は、全国では 0.25%という低い比率でも女性理事は 97 名存在しています。

しかし当町の 2 つの農業協同組合のいずれにも女性の理事は皆無です。監事については、全国では 11 名、女性比率にして 0.11%という低さで、神奈川県と当町は 0 人です。

湯河原町の農業は、縮小傾向にあり、農地や農協施設を利用した農業以外の活動に移行しつつあるようです。これからの農地の活用のためにも、農協婦人部や農業に従事する組合非加入の女性の参画を進めていくことが大事です。

なお、湯河原町の 2 つの農協は、平成 12(2000)年に広域的な合併が予定されています。女性の理事を誕生させる目標をたてることも、男女共同参画社会への一歩となります。

表 14 農業協同組合の会員・理事・監事数(平成 10 年 5 月)

	JA数	農家戸数	組 合 員 数				婦人部 会員数
			女	男	団 体	合 計	
全 国	2,223	7,593,862	1,333,037	7,551,346	79,200	8,963,583	
神奈川県	28	201,514	27,662	195,040	1,723	224,425	
湯河原町	2	2,378	476	2,175	7	2,658	285
湯河原農協	正	306	72	322	0	394	165
本所	1	準	685	190	565	3	758
支所	3	計	991	262	887	3	1,152
湯河原中央農協	正	448	68	470	2	540	120
本所	1	準	939	146	818	2	966
支所	4	計	1,387	214	1,288	4	1,506

鍛冶屋農協婦人部
青みかんジュース加工

	理 事			監 事		
	女	男	合 計	女	男	合 計
全 国	97	38,560	38,657	11	10,017	10,028
神奈川県	5	594	599	0	141	141
湯河原町	0	28	28	0	6	6
湯河原農協	0	13	13	0	3	3
湯河原中央農協	0	15	15	0	3	3

資料：JA 神奈川中央会、JA 湯河原、JA 湯河原中央

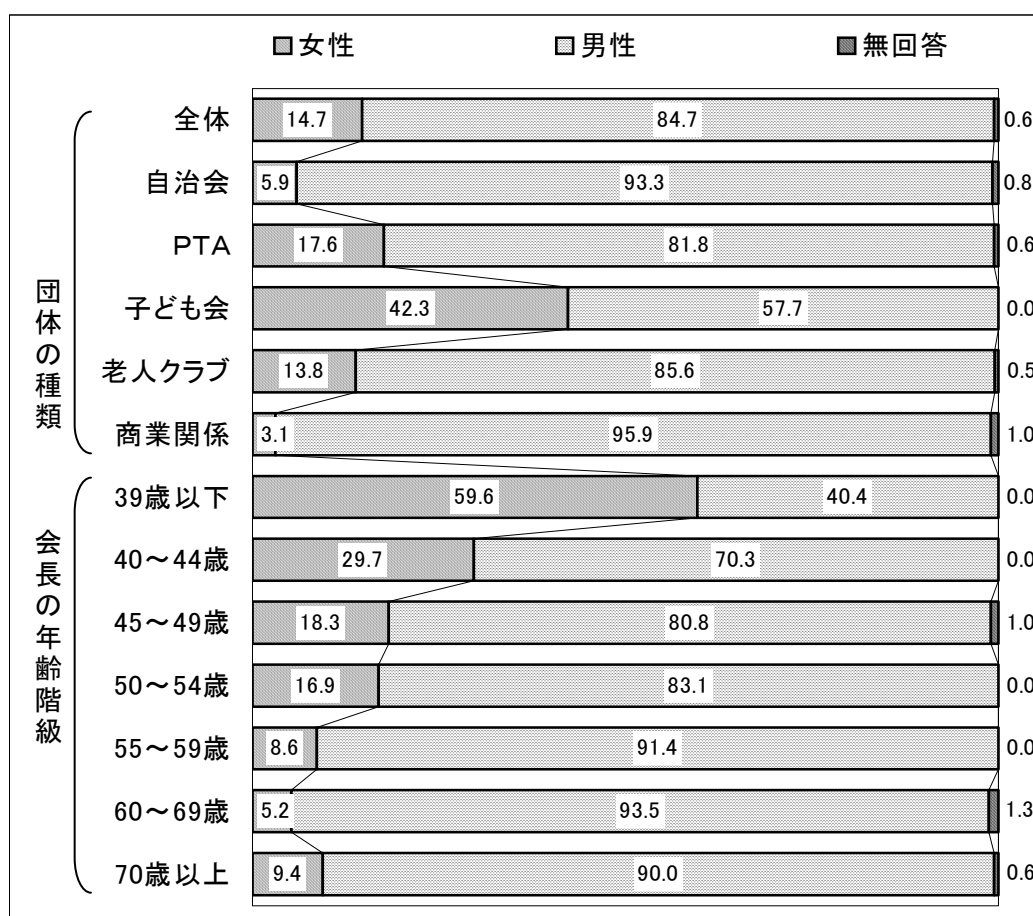
4. 地域の団体における男女の参画

政治や労働の場において、方針決定過程への女性の参画は実に低いものでした。それでは女性の参画が比較的高いと言われる地域活動においてはどうか。東京都の場合を見ると（図 19）、地域団体の会長の 84.7% を男性が占めています。自治会、PTA、老人クラブ、商業関係はすべて 80% 以上が男性で、子ども会の会長だけは、女性が 42.3% います。しかし、57.7% は男性です。男性の会長年齢は 45 歳以上の各年齢階級で 80% 以上を占めています。それに対して女性の会長の年齢階級は、45 歳以下とはっきり分けられます。

湯河原町の地域団体には、次のものがありますが（表 15）、女性の会長は婦人会等に少数いるだけです。

自治会、PTA 等の地域団体の方針決定過程に女性がリーダーとなって参画することは、大いに推進されるべきことです。また、行政の下部機関の役割を果たしがちであった従来の婦人会も、組織形態の編成をし直すことが必要となっています。女性の政策決定過程への参画は、町役場や議会への進出として具体化していくことが大切です。

図 19 地域の組織・団体の会長の性別と年齢階級（東京都）



注：「自治会」は「自治会・町会」を、「PTA」は「PTA・父母会」を、「子ども会」は「子ども会・育成会」を、「老人クラブ」は「老人クラブ」を、「商業関係」は「商業関係組織」を、それぞれ表記。

資料：東京都「地域団体における男女の共同参加状況調査」（平成 8 年 12 月）

表 15 湯河原町の地域団体における会長の性別と年齢階級（平成 11 年 4 月 1 日）

（単位：人）

	自治会		P T A		子ども会		老人会		婦人会等		母親クラブ	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
39歳以下	0	0	1	1	5	2	0	0	0	0	0	0
40～44歳	0	0	2	4	4	3	0	0	0	0	1	0
45～49歳	0	0	2	3	3	2	0	0	0	0	2	0
50～54歳	0	0	2	0	0	2	0	0	1	0	1	0
55～59歳	0	1	1	1	0	0	0	0	3	0	0	0
60～69歳	0	6	0	0	0	0	1	0	4	0	0	0
70歳以上	0	4	0	0	0	0	13	24	0	0	0	0
小 計	0	11	8	9	12	9	14	24	8	0	4	0
合 計	11		17		21		38		8		4	

注：「自治会」は区長、「P T A」は会長・副会長・会計、「子ども会」は会長・副会長・会計・理事、「老人会」は会長・副会長、「婦人会等」、「母親クラブ」は会長の人数を掲載。

資料：湯河原町企画政策課

第2節 就業・雇用環境の整備

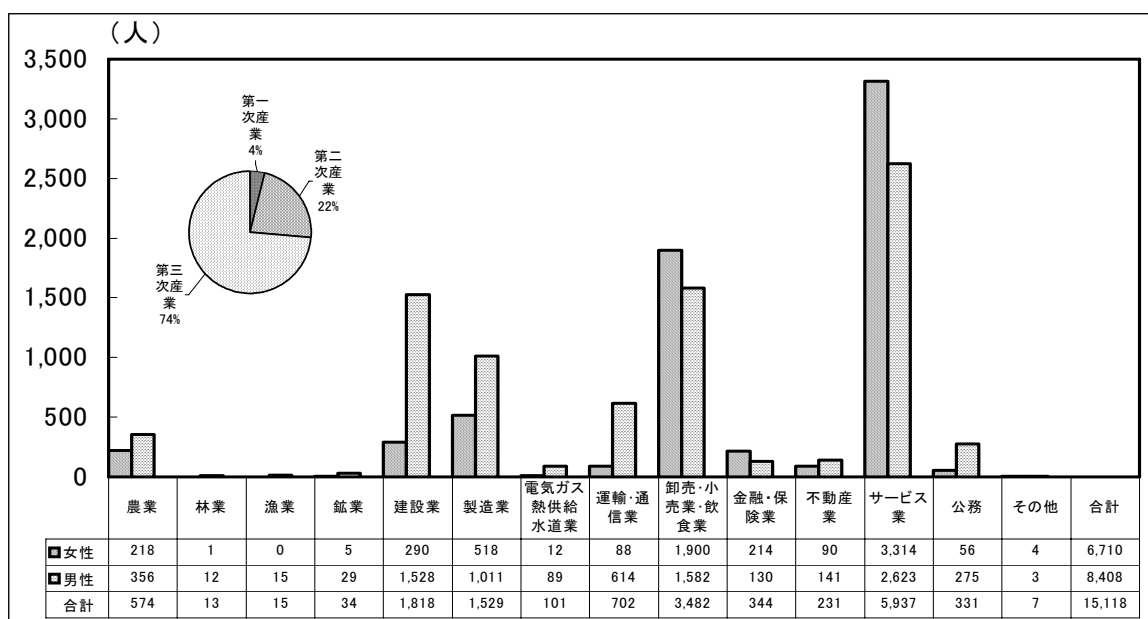
1. 労働の場における男女比率

戦後日本の高度経済成長を支えてきた「男が外で働き、女が家を守る」という考え方は、産業構造や時代の変化とともに変わりつつあります。しかし都市部以外の地域では、女性が家を守りつつ生産労働に従事する姿が一般的でした。女性が二重労働をしていますが、女性の就業は家計補助との見方が強く、一人の自立した労働者として、その権利が認められない現状が多く目につきます。21世紀へ向けて男女共同参画社会を築くために、こうした現状を早急に変革していく必要があります。

湯河原町の労働者の男女比率を産業別に見てみますと（図 20-1）、従事者の総数では多い方からサービス業、卸売・小売・飲食業、建設業、製造業の順になっています。ここで特筆すべきと思われるのは、サービス業と卸売・小売・飲食業従事者における女性の比率の高さです。どちらも女性の比率が男性を上回っています。全国平均よりわずかに、当町の女性比率が高くなっています（図 20-2）。それに対して建設業、製造業、運輸通信業、公務などは、低くなっています。

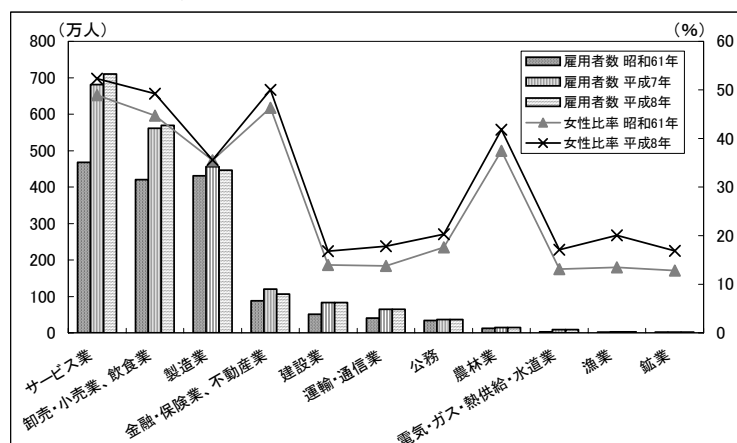
当町の産業を産業分類別で見ると、第一次産業は4%、第二次産業は22%、第三次産業が74%の割合となっています。やはり、観光、保養を中心とした産業形態と言えます。第一次産業はほとんどが農業であり、そのうち女性は38%の割合となっています。第二次産業のうちの女性の割合は24%で、第三次産業では51%です。地域の産業形態にもよりますが、当町では全国平均と比較すると、公務において男女格差が著しいと言えます。女性の就業機会を促進し、女性も男性も働きやすい就労環境を整備していくとともに、男性職、女性職といった、性別による職域の区分にとらわれない職業選択を可能にする状況をつくっていく必要があると思われます。

図 20-1 湯河原町の産業別・男女別従業者数



資料：国勢調査報告書（平成7年）

図 20-2 産業別女性雇用者の増加状況及び女性比率
(全国)



資料：総務庁統計局「労働力調査」

2. 雇用の現状と課題

(1) 賃金格差の要因

雇用者の男女平等を実現するにあたり、現在の最大の課題は男女の賃金格差だと言えるでしょう。平均賃金を比べてみても、男性を100とすると女性は63となっており、女性は男性の約6割の賃金しか得ることができていないのが現実です。年代ごとに見てみると、20代では差がほとんど見られないものの、30歳を過ぎた頃から差が見られはじめ、40代を過ぎると差が拡大していき、50代前半でその差はピークに達します(図21)。

こうした賃金の男女格差の要因としては、1つは、職種・職域のあいだの賃金格差と男女の職種・職域分離があります。女性が多く雇用されている職種、職域の賃金は低い傾向にあることから生じています。

次に職階による違いです。雇用される形態(コース別雇用)や雇用されてからの教育・研修機会が異なるため、それが昇進・昇格に影響しています。

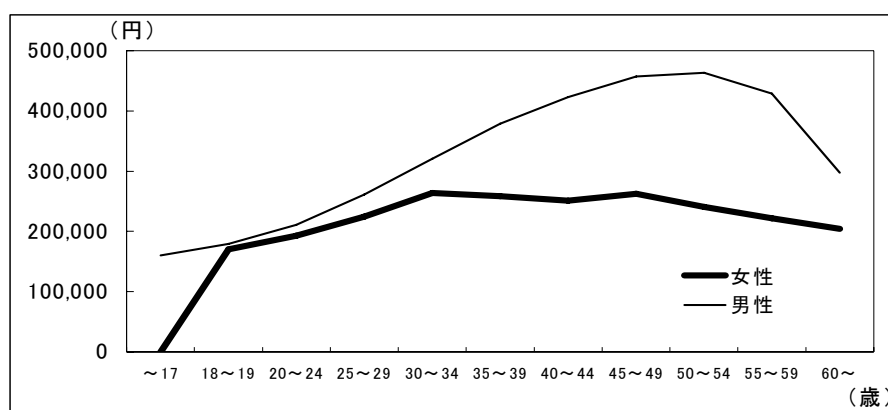
男女賃金格差の要因の3つめは、パートや派遣などの非正規労働の多くを女性が担っているという点です(表16)。なかでも結婚や出産によって一度職を離れた女性たちは、再就職先としてパート労働に就くことが多くなっています。パート労働は30代後半から40代、50代の女性によって主に担われており、短時間あたりの賃金が低い上、賞与や休暇などの待遇面でも、また安定的な雇用の保障という面でも、正規労働に比べて厳しい状況になっています(図22)。

女性たちがパートという働き方を選択する背後には、女性の再就職機会がきわめて限られているということと同時に、家事や育児にさしつかえない働き方を求める意識があります(図23)。そうした意識の形成には、家族や周囲の人たちの理解、そして雇用側の方針・状況が大きな影響を及ぼしていることも指摘できます。また、女性が自分の労働報酬を一定枠内に抑え夫の扶養家族でいつづけることによって、世帯としてのトータルの収入をより高く維持しようとする傾向も見られます。この点について

は、日本の税制・年金制度や家族手当が、男は一家の大黒柱で、女は家計補助のために働くという考え方の労働形態を基本にしてきた制度的問題であることに気づくことが大切です。

産業構造の変化とともに家族のありようも変わってきており、現実との間に明らかな齟齬を生じてきていると言えます。今後は、どんな生き方を選んでも公平に生活保障が行われるよう制度を変革していくと同時に、男女ともに仕事と家庭生活を両立していくことのできる働き方と雇用環境の整備が求められます。

図 21 年齢階級別に見た男女の賃金（神奈川県）



資料：神奈川県労働部「かながわの賃金・労働時間事情」（平成9年）

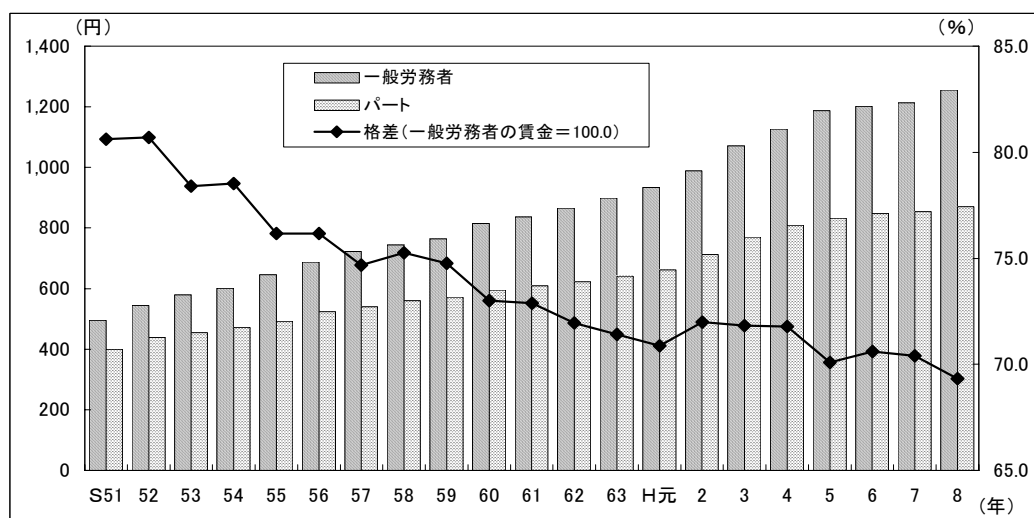
表 16 就業形態別労働者の割合（全国）

（単位：％）

性 別	計	正 社 員	非正社員	非正社員の就業形態					
				出向社員	派遣労働者	パートタイマー	臨時・日雇	契約・登録社員	その他
女 性	100.0	61.4	38.6	0.5	1.2	28.6	5.1	2.2	1.0
男 性	100.0	86.9	13.1	1.9	0.4	4.4	3.9	1.4	1.0

資料：労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」（平成6年）

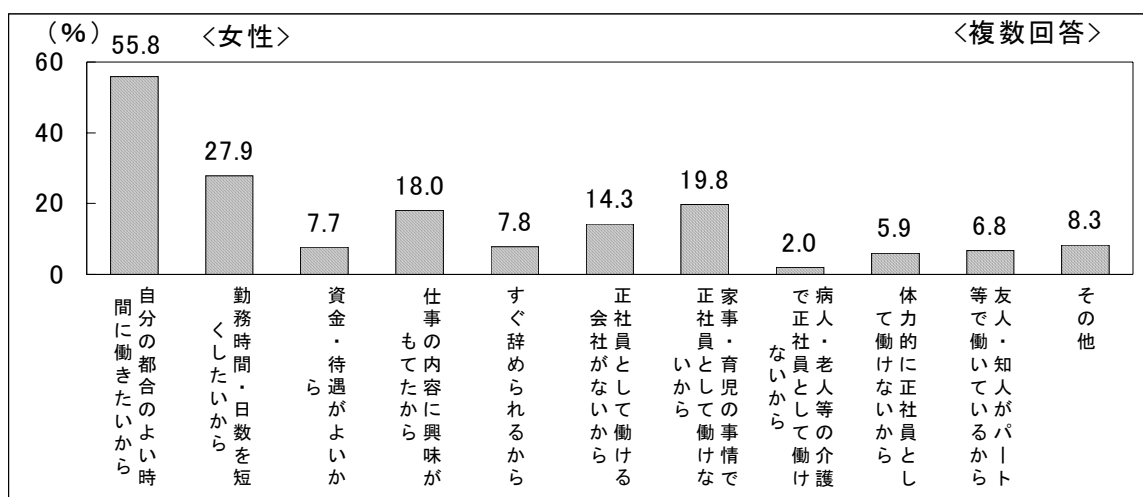
図 22 女性パートタイム労働者と一般労働者の賃金格差の推移



注：一般労働者の賃金は「所定内給与額」を「所定内実労働時間数」で除して算出。

資料：労働省「賃金構造基本統計調査」

図 23 パートを選んだ理由（全国）



資料：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成 7 年）

（２） 就業、雇用環境の整備の推進

少子・高齢化、家族形態の多様化が進む社会での就業、雇用の場では、男性のみならず、女性の働く意欲と能力を生かすことが課題と言えます。平成 11(1999)年 4 月 1 日から男女雇用機会均等法が改正され、採用時の男女差別の是正、職種・職域の男女による分離の解消が目指されています。女性に教育・研修の機会を与え、昇進・昇格の機会を増やすことも意図されています。湯河原町の企業の中でも、子どものいる女性は研修を望まないと思いこんでいたが、呼びかけたら希望者がいて意欲的に研修に参加した、という事例も見られます。女性の仕事への意欲は、トレーニングによって「実力」になっていきます。

また、ILO の条約にも掲げられている、男女両性の家族的責任が果たせるよう、労働時間の短縮とともに積極的に育児・介護休業制度を導入することが不可欠です。育児・介護制度の導入は、企業規模により格差がありますが、導入をためらう企業を行政が支援し、男女ともに制度を活用できる環境づくりも大切です。

図 24 は、育児の環境整備の方策への意識です。育児休業制度や労働時間の短縮やフレックスタイム制の導入、女性の再雇用制度の普及などが、特に求められています。介護休業制度の導入状況も労働省統計では（図 25）、23.2%の事業所が制度化しています。

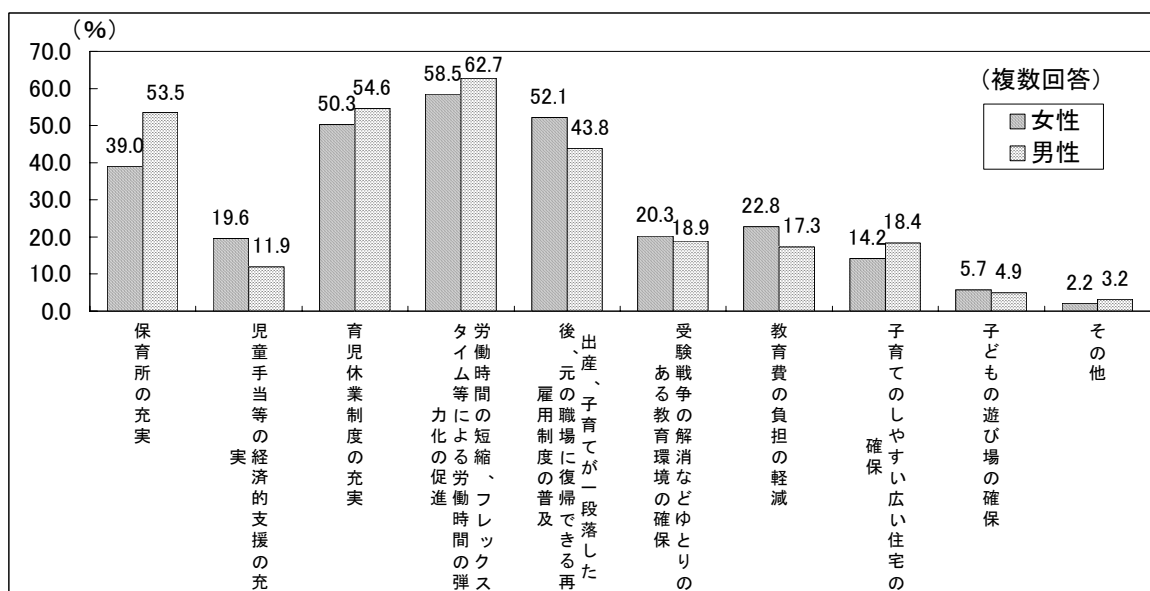
その他女性が働く上で困ることとして、結婚による改姓の問題があります。平成 9(1997)年、法制審議会の答申をうけ、選択的夫婦別姓をもちこんだ民法改正案が提出されましたが、いまだ成立していません。地方自治体レベルでは実質的に旧姓使用が認可されているところもでてきています。運用によって是正できることを行っていくことも、地方分権時代にふさわしいことです（図 26）。

さらに職場におけるセクシュアル・ハラスメントも就業・雇用環境にとって大きな問題として認識されるようになりました。人事院や労働省もセクシュアル・ハラスメントのガイドライン（指針）を作成し、企業、行政に呼びかけています。

図 27 は、セクシュアル・ハラスメントが起こる原因に対する調査です。湯河原町においても調査を試みていく必要があります。

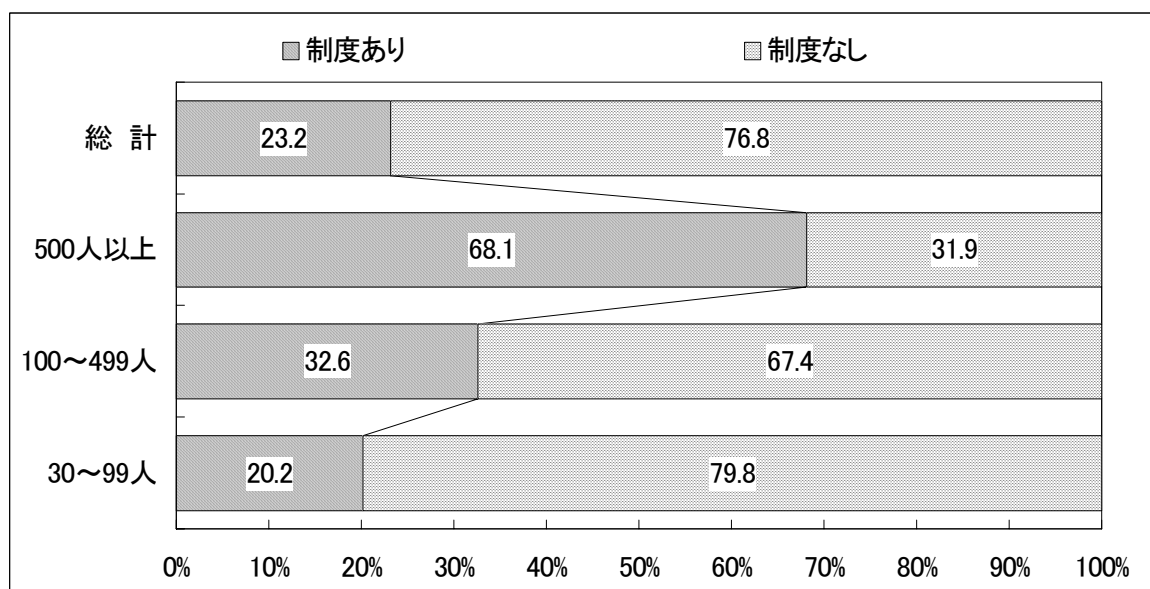
その他、禁煙傾向の折柄、たばこの購入や灰皿の片づけは少なくなりましたが、お茶くみ、朝出勤したら机の上をふくなどの仕事を女性のみを求める考え方も是正していかなければなりません。

図 24 子育ての環境整備のための方策に関する意識



資料：総理府「社会保障の将来像に関する意識調査」（平成 4 年 12 月）

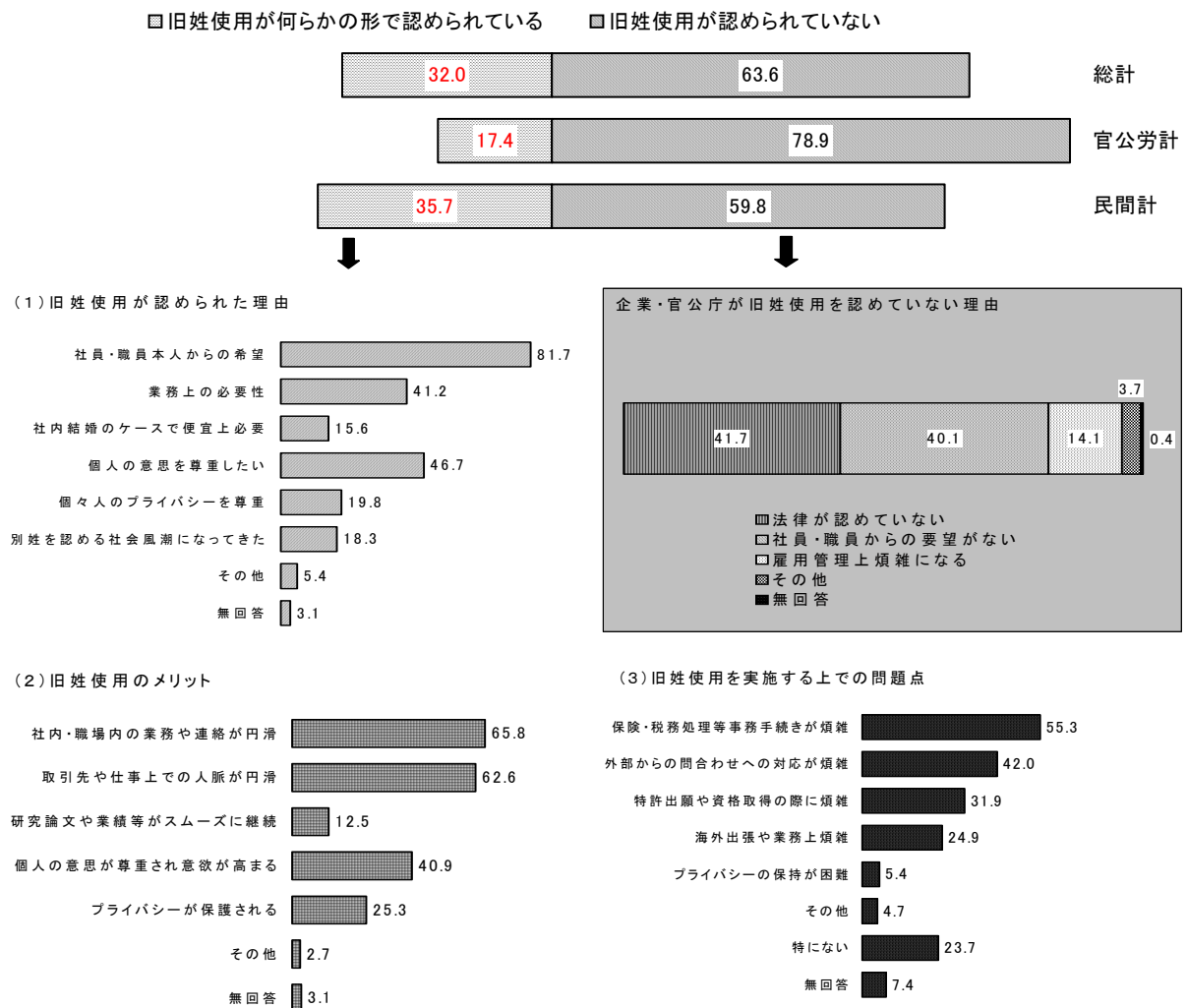
図 25 規模別介護休業制度の導入状況



資料：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成 8 年）

図 26 職場での旧姓使用について

(単位：％)

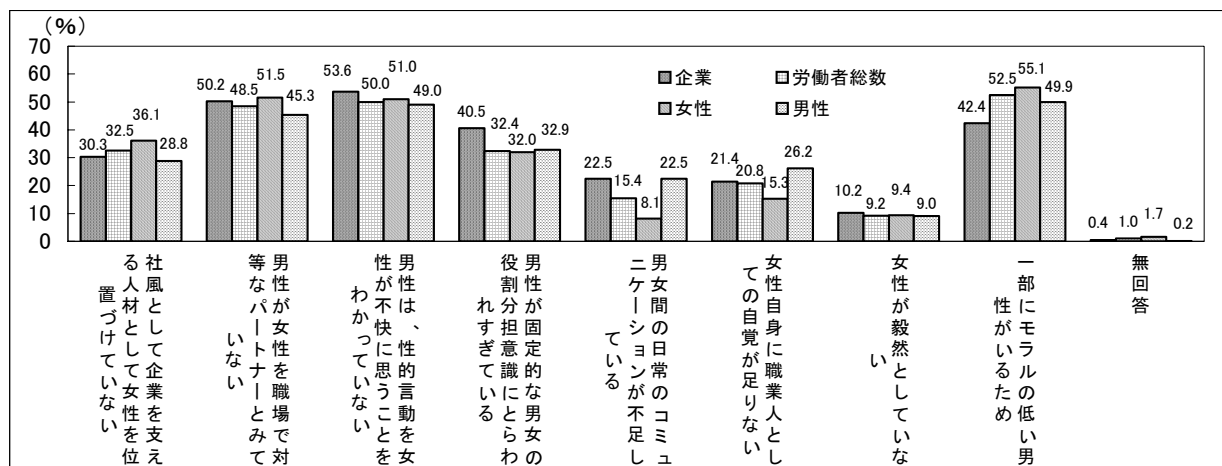


注：(1) 日本労働組合総連合会の構成組織を通じて各組合に調査票を配布、調査対象は組合、回収は郵送により行う。

(2) 調査票の配布枚数は1,547枚、回収枚数は803枚（有効回収率59.1％）。

資料：日本労働組合総連合会「職場での旧姓使用についての調査」（平成10年）

図 27 セクシュアル・ハラスメントが起こる原因



資料：「職場におけるセクシャル・ハラスメントに関する調査研究会報告書」（平成9年12月）

3. 農林漁業で働く女性

農業の担い手には女性が多く、平成9(1997)年度の「農業構造動態調査」では、393万人のうち、56.7%にあたる約223万人が女性です。

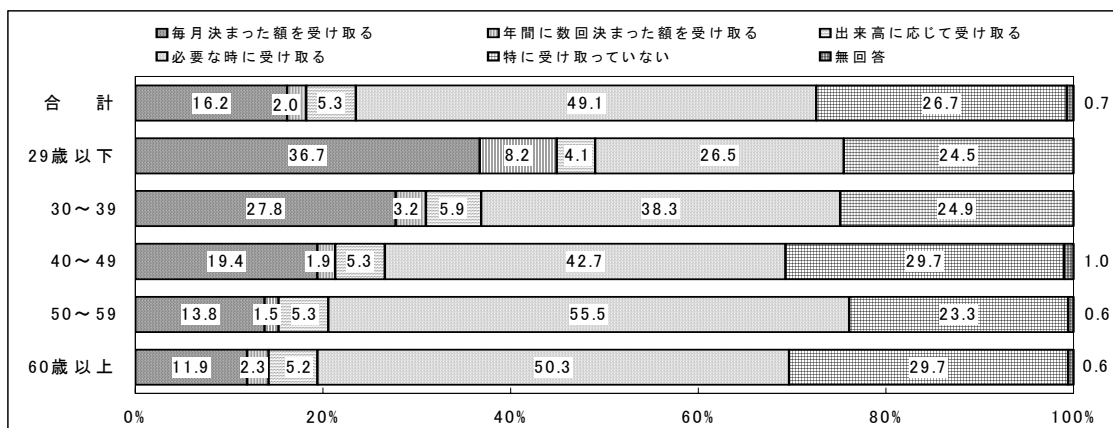
湯河原町でも先に見たとおり、農業に従事する女性は38%、林業は8%、漁業は0%でした。現在、農業主業の農家は減少していますが、農家数438のうち、主業農家136、準主業農家132、副業的農家170となっています（平成7年農業センサス）。

農林水産業に従事する女性に対しては、様々な問題が指摘されています。その中でも主要な問題としてあげられているのは、労働報酬の問題です。特に農業の場合、担い手はほとんど女性にもかかわらず、女性への報酬は明確に配分されていないことが多い点です。図28にあるように、農業に従事する女性のうち、報酬、給与を特に受け取っていない女性が、26.7%もあります。女性の働きが正当に評価される必要から、「家族経営協定」の締結が進められています。

また年金についても、雇用労働者の年金加入は原則化されています。無年金状態におかれる従事者に対しても、農業年金の加入が推奨されはじめました。特に昔ながらの「嫁」として無権利状態に位置づけられがちな農家の女性の場合、農業年金の加入は重要な事柄です。

農協婦人部の活動も、女性の自立的な農業経営をさらに促進する方向に向かうことが期待されます。

図28 農業に専従する女性の報酬・給与などの状況（年齢別）



資料：農林水産省「農業経営を担う農村女性に関する意向調査」（平成7年）

4. 女性の就業支援の活動

女性の就業を支援するため、就業に関する学習機会の提供や相談窓口の設置も推進されています。また、レディース・ハローワークなど、女性の再雇用制度を充実する一方で、女性の起業活動への支援も行われています。「女性起業家」とは、自ら事業を起こし自営業主（またはグループ）となっている女性（たち）を示します。女性の再雇用が難しい状況と、企業内で強制される労働形態とは異なる働き方を求めて、「起業」を希望する女性は増えています。その際の資金調達や事業の運営方法についての支援が求められています。

第3節 教育・学習・啓発活動の推進

1. 子どもをとりまく教育の現状と課題

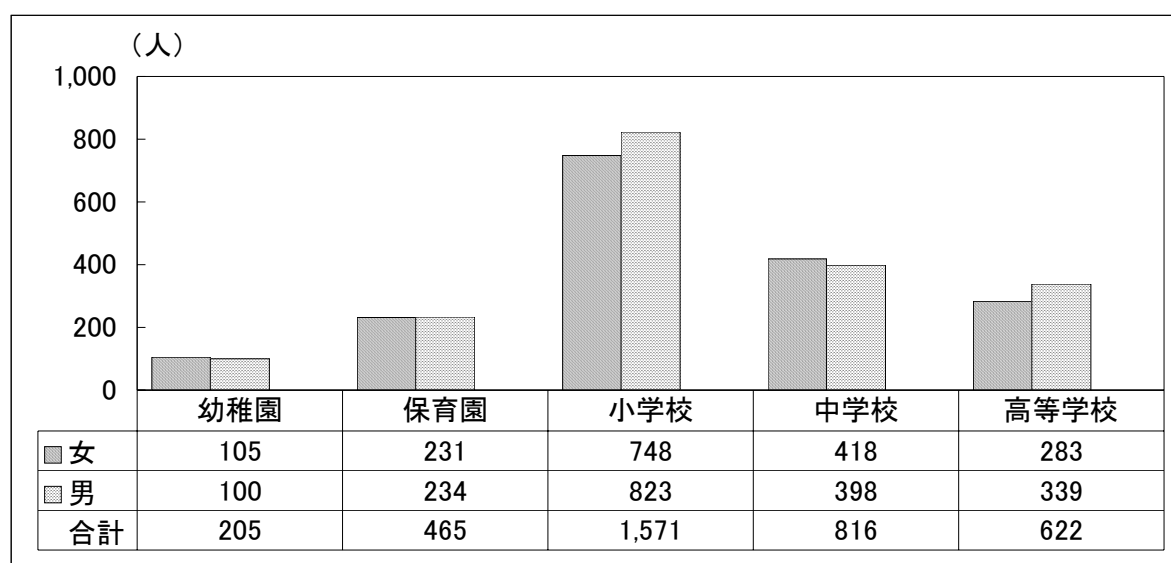
(1) 学校におけるジェンダー・フリー教育の推進

湯河原町内の学校及び保育園の現状を見てみますと、児童・生徒数は男女ほぼ半々です（図 29）。教員の男女は中学、高校と高等教育に近づくにしたがって男性が多くなり、女性が少なくなっていくのが分かります（図 30）。さらに校長・教頭など学校運営に大きな力を持つ管理職の女性は、足柄下教育事務所管内では小学校 70 人中 13 人(18.57%)、中学校は 34 人中 0 人(0%)となっています（図 31）。当町の小学校校長の女性比率は 0%、教頭は 33.33%で、中学校では校長・教頭ともに 0%です。全国平均を見ると、平成9(1997)年には小学校の女性比率は校長が 12.5%、教頭が 21.9%で、中学校では校長が 2.5%で、教頭が 6.4%になります。当管内では、特に中学校校長が 0 人であることが気になります。

さて、学校における男女平等教育は、カリキュラムの男女同一の理念から、技術や家庭科及び体育の男女共修の実現を進めてきました。さらに近年では学校があまりにも「男子」と「女子」に区分して男と女の違いを対極的にとらえ、それを男女の特性として考えてきたあり方が見直されはじめました。例えば、ランドセルや靴入れの男女の色分け、男子が先で女子が後の男女別名簿などの学校慣行において（表 17）、また「女子は英語や国語が得意で、男子は理数系に強い」といった教師の言動に表れています。こうした性別によって能力も役割も職業も固定的にとらえる見方を見直し、性別にとらわれない男女平等教育（ジェンダー・フリーの教育）が目指されるようになりました。

図 29 湯河原町の幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校の児童数・生徒数

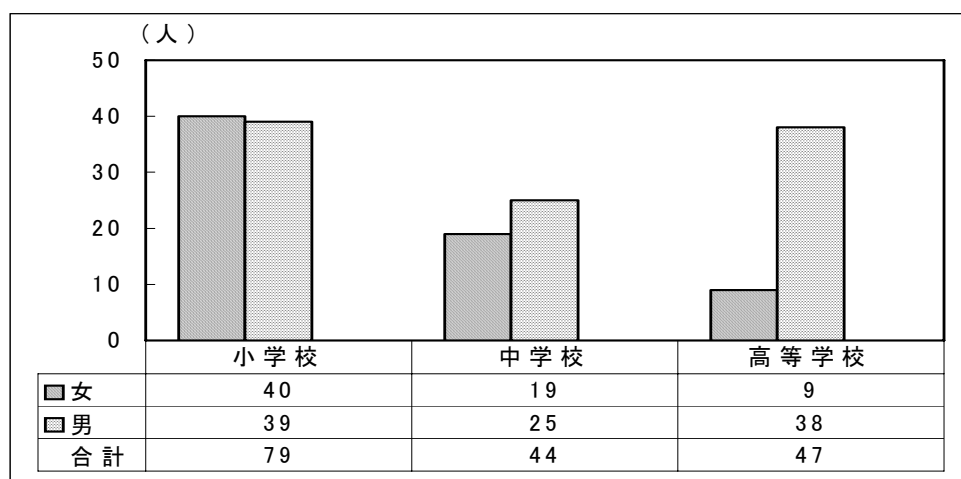
(平成 10 年 5 月 1 日)



資料：湯河原町福祉課、湯河原町教育委員会

図 30 湯河原町の小学校・中学校・高等学校の学校教員数

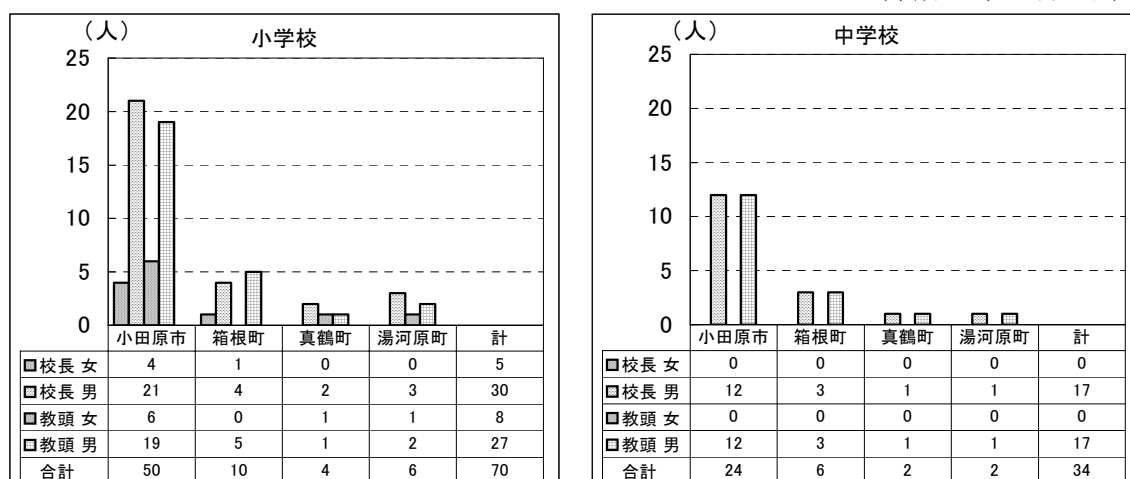
(平成 10 年 5 月 1 日)



資料：湯河原町教育委員会

図 31 小学校・中学校の校長・教頭数（足柄下教育事務所管内）

(平成 10 年 10 月 1 日)



資料：足柄下教育事務所

表 17 男女混合名簿の実施状況（湯河原町）

(平成 11 年 3 月 31 日現在)

学 校 名	実施状況	実 施 内 容 等
湯 河 原 小 学 校	△	健康観察票等実施できるところから、学年またはクラス単位で行っている。
吉 浜 小 学 校	○	
東台福浦小学校	×	
湯 河 原 中 学 校	×	
湯河原高等学校	○	平成11年4月から実施予定

資料：湯河原町教育委員会

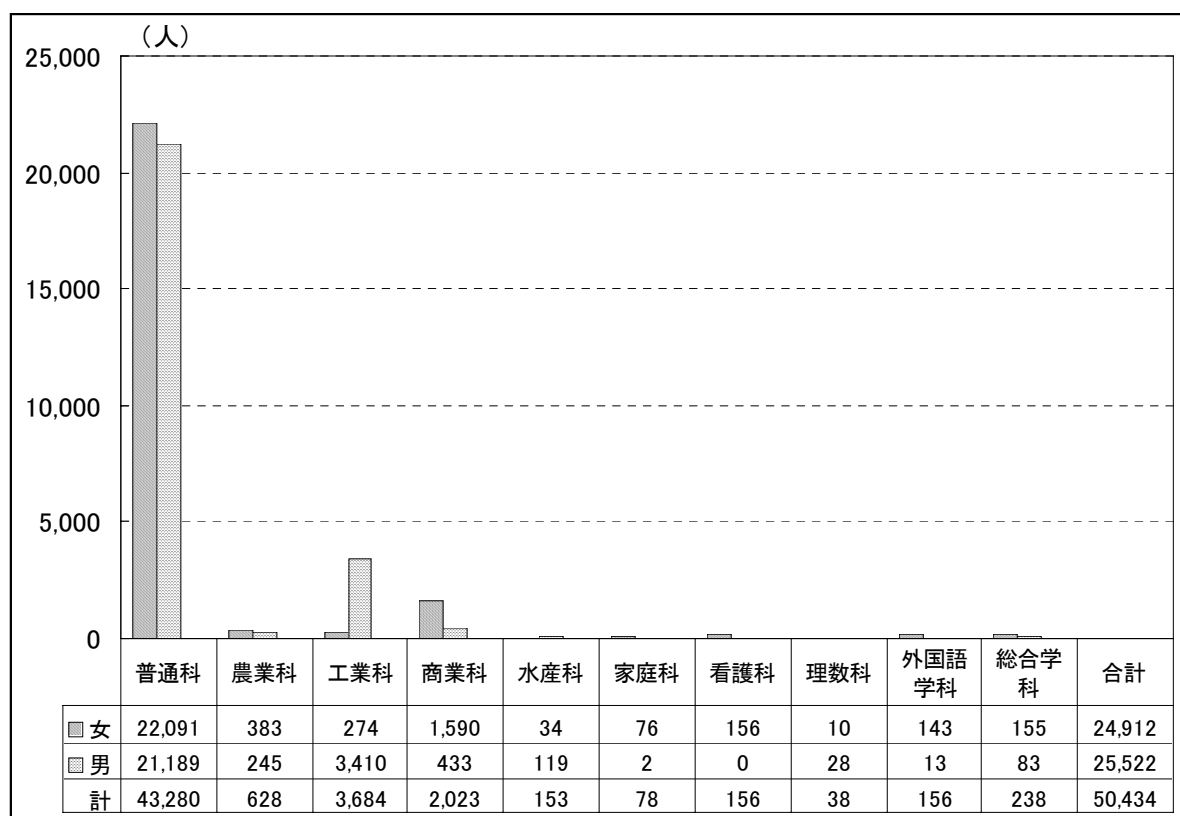
（２）進路選択と職業選択の男女の不均衡（ジェンダー・バイアス）

このように、高校、大学における学科のコースや専攻分野の男女の不均衡は、職業における男女の職域分離と結びついています。学校教育段階での進路選択は、その後の人生に大きくかかわってきます。生徒の高校における進路選択を見ると、学科によって男女比が大きく異なることが分かります（図 32）。普通科はほぼ男女半々ですが、工業科は圧倒的に男子が多く、商業科は女子が多くなっています。大学では、女性の進学率の高まりとともに年々女性が多様な分野へ進出していっていることが目を引きます。とはいえ、人文科学系は女性が、工学系は男性が依然として多くなっているのも事実です（図 33）。進路選択の結果を見るかぎり、男女による違いがまだまだ大きいと言えます。

高校の進路選択の際、中学校の教師の影響力は大きいと思われます。図 34 は、中学校教員の男女の担当教科別割合です。男女を比較すると女性の教師に国語、音楽、外国語の教師が多く、男性教師には社会、数学、理科、保健体育の教師が多いことがあまりにも明確に表れています。生徒たちは教師たちの男女の職域分離を身近なモデルとして判断しがちです。

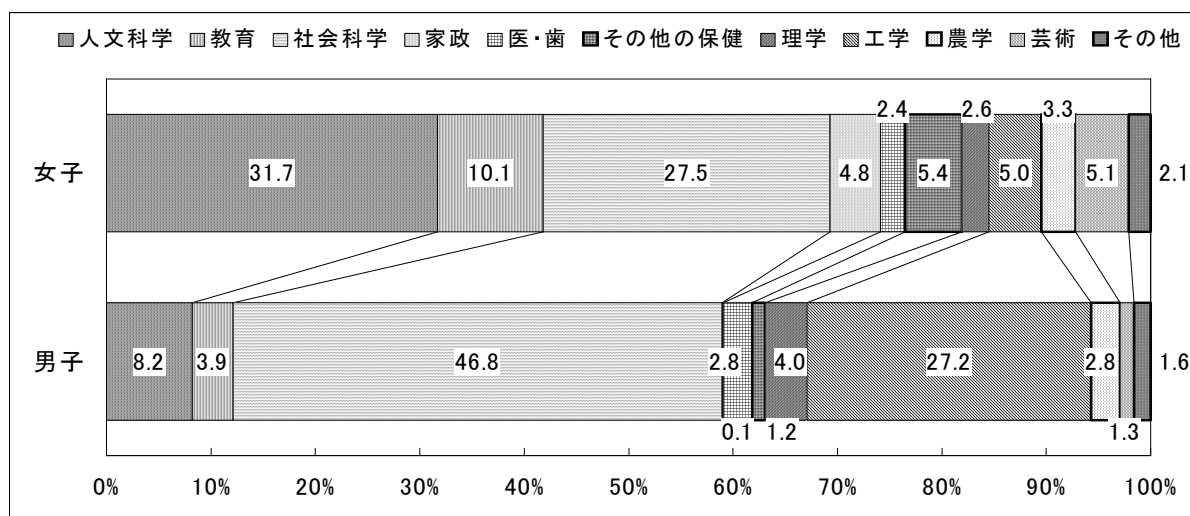
進路指導に際して教員は、男女の伝統的な性役割観にとらわれず、生徒一人ひとりが自分の意思を大事にした選択や思い込んでいた価値観を見直すことができるよう、意識的に働きかけていく必要があります。

図 32 神奈川県立高校学科別入学者数（全日制）



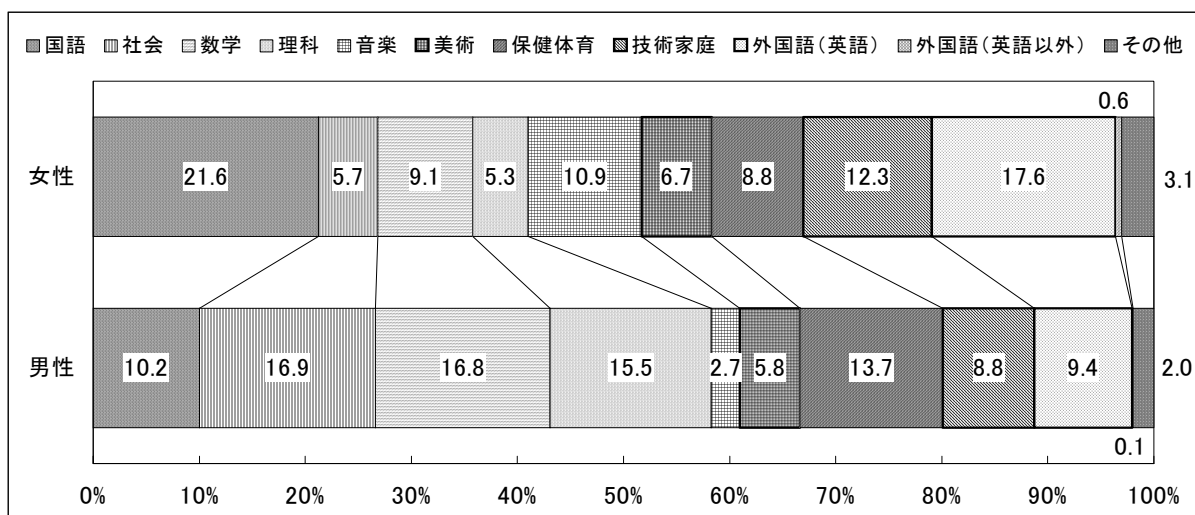
資料：「神奈川県の教育統計」（平成 9 年度）

図 33 大学学部における専攻分野別構成（全国）



資料：文部省「学校基本調査」（平成 7 年度）

図 34 担当教科別中学校教員構成（全国）



注：（1）調査対象には、休職、育児休業等により授業担任のない教員も含む。

（2）2 教科以上担任している教員はそれぞれの教科に計上。

資料：文部省「学校教員統計調査報告書」（平成 7 年度）

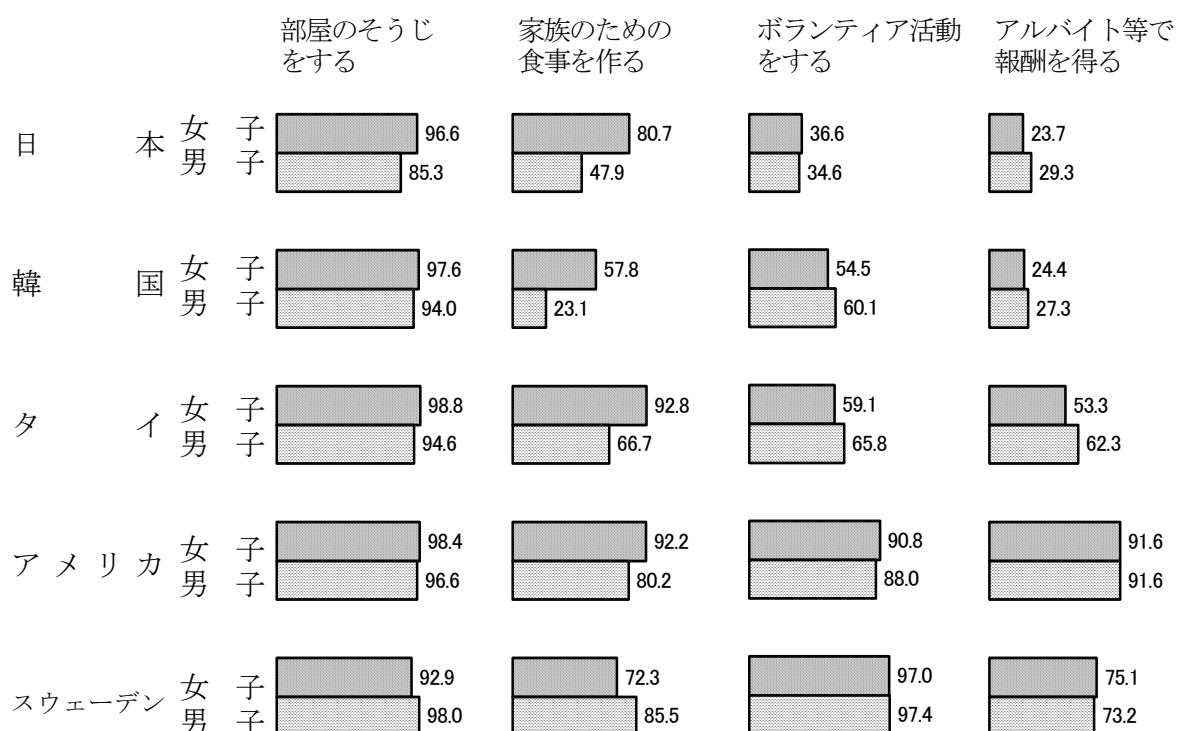
（３）学校と家庭の連携

学校は男女を不均衡なかたちで教育してきた面はありますが、今後男女平等教育（ジェンダー・フリー教育）を推進していくことができる場でもあります。家庭でも「男は、女は」と決めつけたしつけをしている場合はあると思いますが、これからの子どもには性別にとらわれずに生きてほしいと思ってしつけをしている家庭もあることと思われま。子どもたちが、ジェンダーにとらわれない人生を生きるためには家庭と学校が連携することが大事です。

日本での家庭でのしつけや教育については、女の子と男の子ではかなり期待することが違っていることが多いようです。これは国際的に見ても日本や韓国に特徴的な傾向といえますが、全般的に日本の方が子どもを自立的に育てていない傾向が見られます（図 35）。

今後は、子どもの性別によって区別しない家庭教育やしつけが求められます。また、そのためには親自身が自分の性役割観や生き方に自覚的になることが必要であり、学習機会を積極的に活用していくことが望まれます。

図 35 子どものしつけ（15 歳の時にできること）



注：複数回答

資料：日本女子社会教育会「家庭教育に関する国際比較調査報告書」（平成 7 年）

2. 意識改革を支える行政の役割

(1) 生涯を通じた学習機会の提供と学習環境の整備

一人ひとりが男女平等・男女共同参画へ向けて意識改革をしていくために、行政は、男女平等学習の場と機会を提供し、積極的に支援していく役割を担っています。

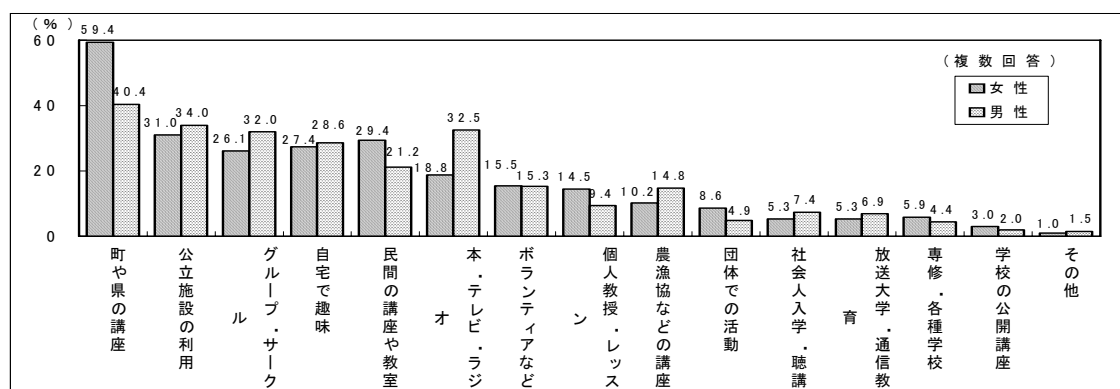
公民館など既存の施設を活用しながら、これまでの学習事業・実践経験の蓄積を生かして、より踏み込んだ男女平等学習の機会を提供することが求められています。平成6(1994)年の『湯河原町生涯学習調査』によれば、町民は、情報提供や学習環境整備にとどまらず講座や学習会の開催を行政に求めていることが分かります(図36)。

こうした生涯学習(社会教育)事業を展開していく職員の力量と環境づくりも今後の行政の課題となっています。既存の施設を活用しながら、町民がアクセスしやすい情報提供を工夫する必要があります。例えば、図書館内に男女共同参画資料コーナーを設置して来館者の目に触れやすくしたり、情報提供窓口を設置して誰もが容易に情報を手に入れることができるようにすることなどが考えられます。同時に地域の男女共同参画の拠点となるような既存の施設の活用や、女性センター的な活動ができる施設の設置を展望していくことも大事です。

さらに、学習環境整備の一環として、すべての町民への学習保障という視点を持つことが大切です。例えば、子育て中の親への配慮(託児付き学習講座・講演会など)や、高齢者・障害を持った方への配慮、日本語の読み書きが不自由な方への配慮など、すべての人が学習する権利を保障されるために行政の役割はさらに重要となってきます。

なお、行政が提供するだけでなく、町民による自主的、主体的な学習活動や実践を積極的に支援していくことも重要です。例えば、団体やN G Oグループに助成金を出したり、リーダーの研修や学習の機会を提供し、講座の企画に町民の意見が反映できるようにし、施設利用の便宜を図ることなどがあります。

図36 湯河原町民の希望する学習や活動の方法



資料：「湯河原町生涯学習調査報告書」(平成6年)

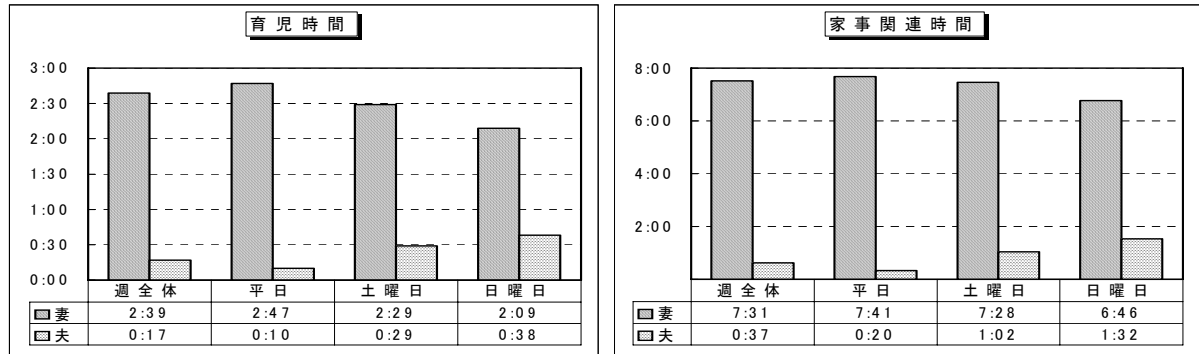
(2) 男性の意識改革への支援

男女平等・男女共同参画社会の実現のためには男性の意識・行動の改革が不可欠です。近年、各地で男性側から「会社中心」の自らの生き方を問いなおす動きも展開されるようになってきました。とはいえ、現実にはまだまだ家庭や地域における「父親

不在」状況が一般的です（図 37）。

こうした状況に対して行政が、男性を主な対象とした男女平等・男女共同参画へ向けての学習機会や情報の提供をより積極的に行っていくことが必要と思われます。

図 37 6 歳未満の子どものいる世帯の夫婦の一日の家事・育児時間



注：家事関連時間は、「家事」「介護・看護」「育児」「買い物」の合計

資料：総務庁統計局「社会生活基本調査」（平成 8 年）

(3) 啓発普及活動の推進

21 世紀を展望した男女平等・男女共同参画社会を現実化していくために、町役場が主体となって男女共同参画社会形成に向けての啓発普及活動を進めていく姿勢も大切です。

まず第一に町役場が作成する冊子類に性差別的な表現はないかをチェックすることが大切です。また慣習や制度として決められてきたことも、見直して是正する必要があります。それから行政職員の教育・研修を充実させ、職員が力量をつけていくことが求められています。表 18 は、平成 10(1998)年度の湯河原町役場の職員研修です。平成 10(1998)年度には男女共同参画をテーマにした研修はありませんでしたが、今後は毎年行っていききたいと思います。

表 18 平成 10 年度湯河原町職員研修一覧

研修名		日程	女	男	計
市町村研修センター	初級研修	4月 21、22、27 日	0	2	2
	用地担当者研修	6月 23 日	0	1	1
	パソコン基礎研修	8月 18、19、20、21 日	2	2	4
	IST 研修	8月 24、25 日	0	1	1
	女性管理監督者研修	8月 26、27 日	2	0	2
	固定資産研修	8月 7、10、11 日	0	1	1
	企業会計研修	8月 18、19、24 日	2	1	3
	市町村民税研修	11月 5、10、11、16 日	0	1	1
	パソコン基礎研修Ⅱ	11月 19、20 日	1	1	2
	徴収研修	9月 28、30 日、10月 2、5 日	0	2	2
	行政法研修	11月 26、30 日、12月 3、7、10、14 日	0	2	2
	法制執務研修	1月 19、26、27 日、2月 3 日	0	1	1
	研修担当者研修	3月 4 日	0	1	1
	初級研修	4月 22、23、24 日	0	4	4
	IST 研修	5月 20、22、26、27 日	0	3	3
町西地域広域市町村協議会	民法研修	7月 22、23、24 日	0	3	3
	行政法研修	8月 3、5、11、12 日	0	2	2
	中堅職員研修	8月 21、27、28 日	1	2	3
	接客研修	1月 14 日	0	1	1
	初級研修	4月 22、23、24 日	0	4	4
協振興会	パソコン研修	6月 25、26 日、7月 21、22 日、9月 9、10、11、17、18 日	2	2	4
	防災情報ネットワーク研修	5月 21 日、6月 5 日	0	2	2
その他	技術講習会	1月 28 日	0	1	1
	マナー学研修	5月 14 日	0	4	4
	社会教育主事	9月 7 日、10月 16 日	0	1	1
	応急手当	11月 20 日			25
	管理職研修	2月 2 日			21

資料：湯河原町庶務課

第4節 身体と性に関する女性の人権の確立

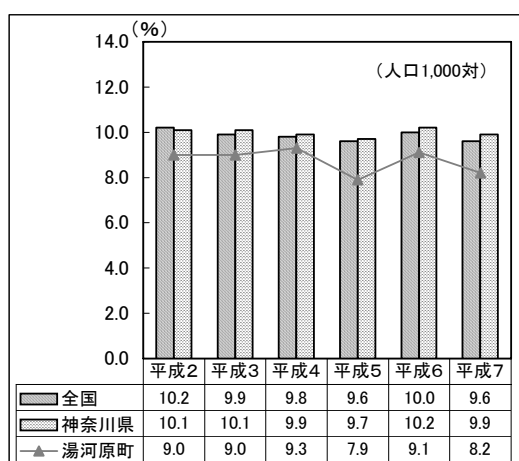
1. 性と生殖に関わる健康と権利の実現と啓発

(1) 湯河原町の妊娠・出産・中絶の状況

湯河原町の出生率は 8.2%〔平成 7(1995)年〕であり、全国と神奈川県 averages からわずかに下回っています(図 38)。新生児死亡率は、全国と県の平均は 2%台ですが、当町では 4.3% と高くなっています(図 39)。なお、妊産婦死亡率の全国平均は平成 7(1995) 年で 6.9%ですが(厚生省『人口動態統計』)、湯河原町では 0% です。

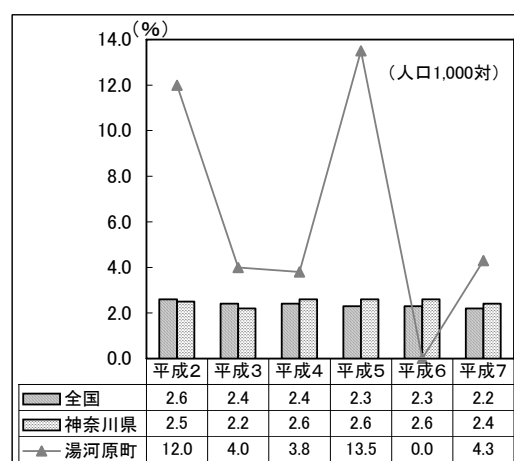
人工妊娠中絶については、近年、10 代の増加が指摘されます。確かに昭和 30(1955) 年の妊娠中絶率の一番高い年齢は 30～34 歳代で 95.1、20 歳未満では 3.4 でした。ところが、平成 9(1997) 年には 30～34 歳代が 15.9 に減少する一方、20 歳未満は 7.9 に増加しています(図 40)。当町での中絶件数は、20 歳未満はゼロで、一番高いのは 30～34 歳代で、全体では 28 件でした(図 41)。全国平均を見ると、10 代と 20 代の妊娠中絶実施率は全件数の 53.4% にあたり、現在は 30 代以上の中絶が多かった時代とは明らかな変化があります(図 42)。

図 38 出生率の推移



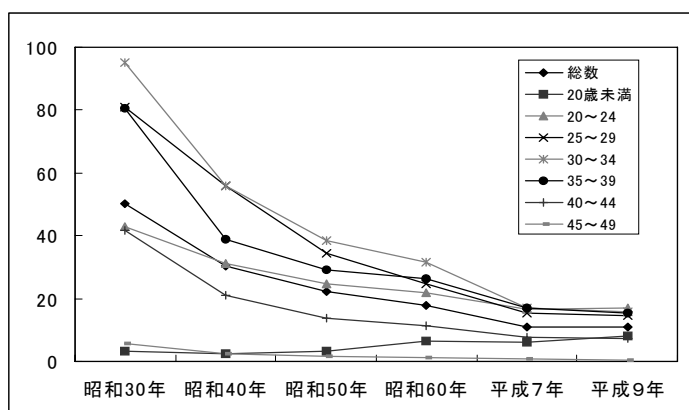
資料：ゆがわら母子保健計画書（平成 9 年）

図 39 新生児死亡率の推移



資料：ゆがわら母子保健計画書（平成 9 年）

図 40 人工妊娠中絶実施率の推移(全国)

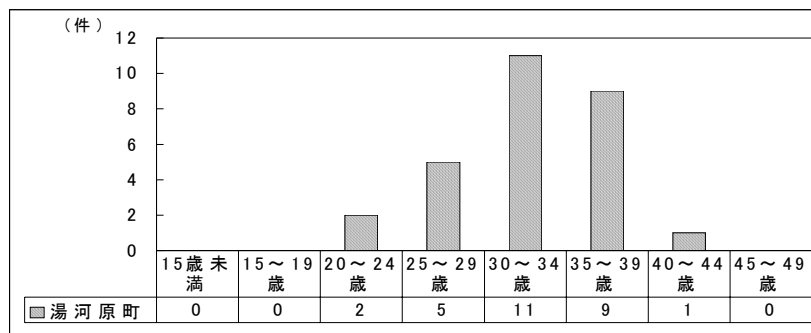


資料：厚生省「母体保護統計報告書」（平成 9 年）

$$\text{人工妊娠中絶率（総数）} = \frac{\text{人工妊娠中絶総件数}}{\text{15 歳以上 50 歳未満女子総人口}} \times 1,000$$

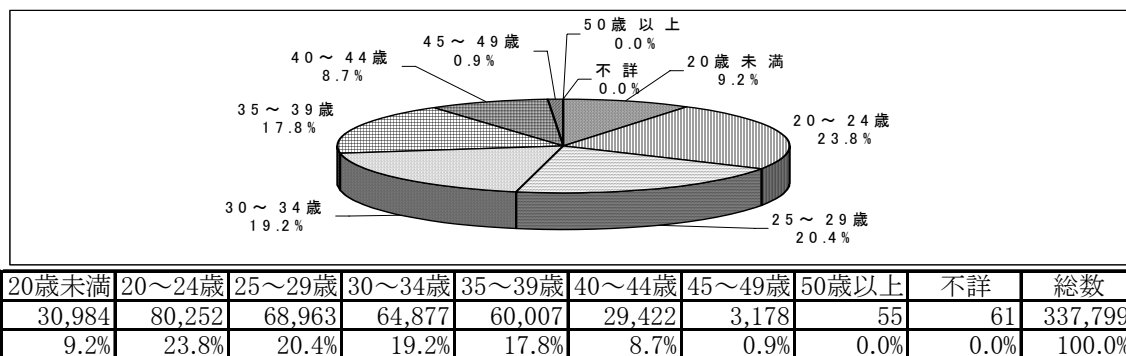
$$\text{人工妊娠中絶率（20 歳未満）} = \frac{\text{20 歳未満の人工妊娠中絶総件数}}{\text{15 歳以上 20 歳未満女子総人口}} \times 1,000$$

図 41 湯河原町の妊娠中絶実施件数



資料：小田原保健福祉事務所年報（平成9年）

図 42 年齢階級別妊娠中絶件数及び構成割合

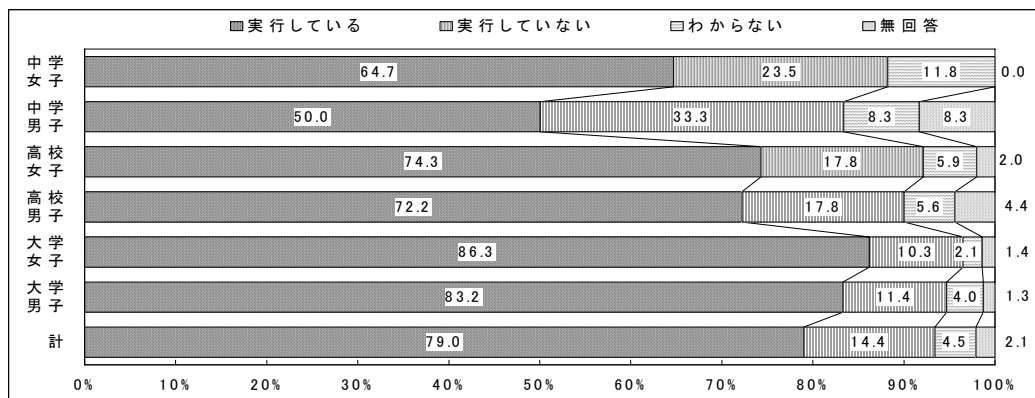


資料：厚生省「母体保護統計報告」（平成9年）

（2）性教育と健康保持対策の推進

10代から20代の中絶割合の増加は、「避妊についての知識と実行する意味」についての理解を得る機会が必要なことをうかがわせます。図43は、小・中・大学生に対する「避妊の実行」に関する調査ですが、低学年ほど避妊の実行率が低くなっています。学校教育の場のみではなく、行政が「性と生殖に関わる政策」の一つとして、避妊や中絶、性行為について、10代の男女に講演会等の機会を提供することが望まれます。さらに、エイズや同性愛、性転換についての正確な知識を得る講座内容を用意することも大切です。

図 43 避妊の実行に関する調査



資料：（財）日本性教育協会「青少年の性行動 我国の中・高・大学生に関する調査」（平成6年）

女性の健康保持については、職場での健康審査の機会が得られないことが多いので、自営業の方と共に行政の対策が必要です。特に更年期、高齢期の女性の疾病については、食生活やスポーツなどの指導を含めたきめ細かい配慮が望まれます。

湯河原町の母子保健事業については、すでに『ゆがわら母子保健計画書』〔平成9(1997)年〕において、施策の充実が図られています。男女共同参画の視点からは、妊娠、出産にかかわる女性の健康と自己決定権についての理解を、男女ともに深めあう観点に立つことと、男性が、妊娠、出産、育児に積極的に従事することの責任と喜びを持つことを推奨することが大事です。平成10(1998)年の厚生省のポスターとテレビコマーシャルの「育児をしない男性を父親と呼ばない」と

厚生省ポスター

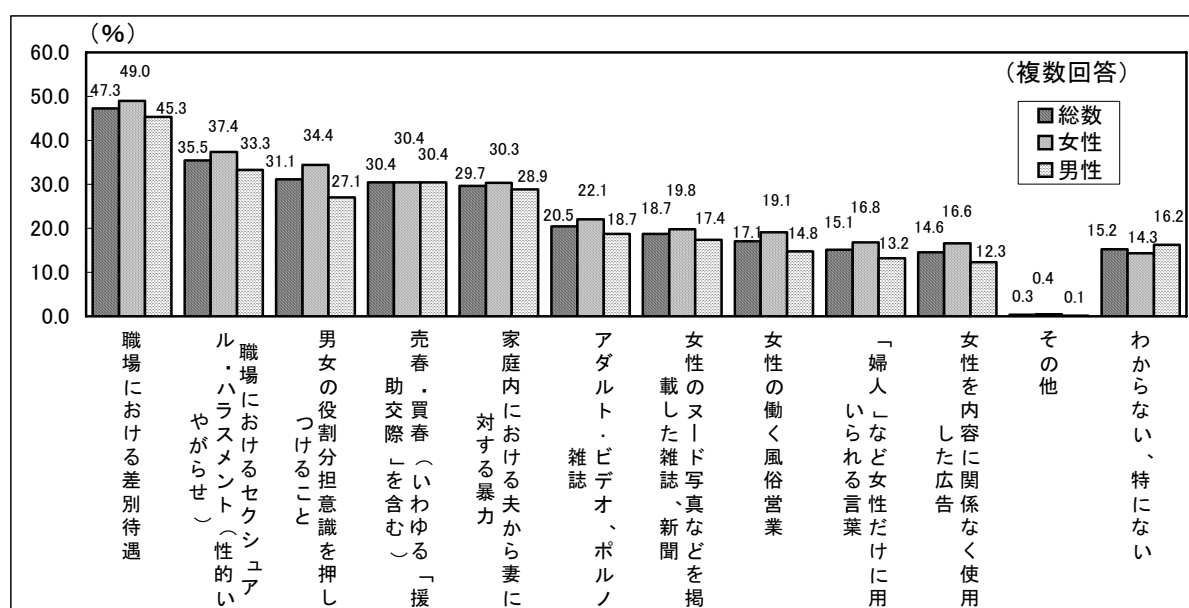
いう言葉は、中年男性の一部には反発がありましたが、若い男性には抵抗無く受け止められています。育児休暇を取る男性も増えてきました。そうした男性が語る言葉は「男性から育児をする喜びと大変さを奪うな!」です。行政が提供してきたマタニティクラス等の名称を変更し、両親学級にするなど、男女ともに出産、育児に関わる政策を積極的に推進していくことが課題と言えます。

2. 性暴力、性産業に対する取り組み

(1) 「性と人権」の課題

図44は、女性に関する人権問題の調査です。人権上問題としてあげられている事項に、職場のセクシュアル・ハラスメントや買売春、夫から妻への暴力、アダルト・ビデオやポルノ雑誌、女性ヌード写真を掲載する新聞・雑誌、女性が働く風俗営業、無意味に女性を使った広告など、女性の身体にかかわる性の問題が多いことに気づきます。身体と性の問題が人権問題として認識されるようになったのは、ごく最近のことです。それまでは、問題として取り上げることも躊躇する状況だったのです。他の分野での取り組み以上に、政策課題として明確に提示していくことが必要です。

図 44 女性に関する事柄で、人権上問題があると思われること（全国）



資料：総理府「人権擁護についての世論調査」（平成 9 年）

（２）セクシュアル・ハラスメント、性暴力（強姦、痴漢）への対応

図 45 は、神奈川県が行った「女性が経験しているセクシュアル・ハラスメント」の調査です。職場、学校、地域において経験するセクシュアル・ハラスメントの中で、最も多い事柄は、言葉によるセクシュアル・ハラスメントで、約 88～89%の人が経験しています。その他露骨な身体への視線、身体接触、酒席でのお酌などがかなりの比率で見られます。

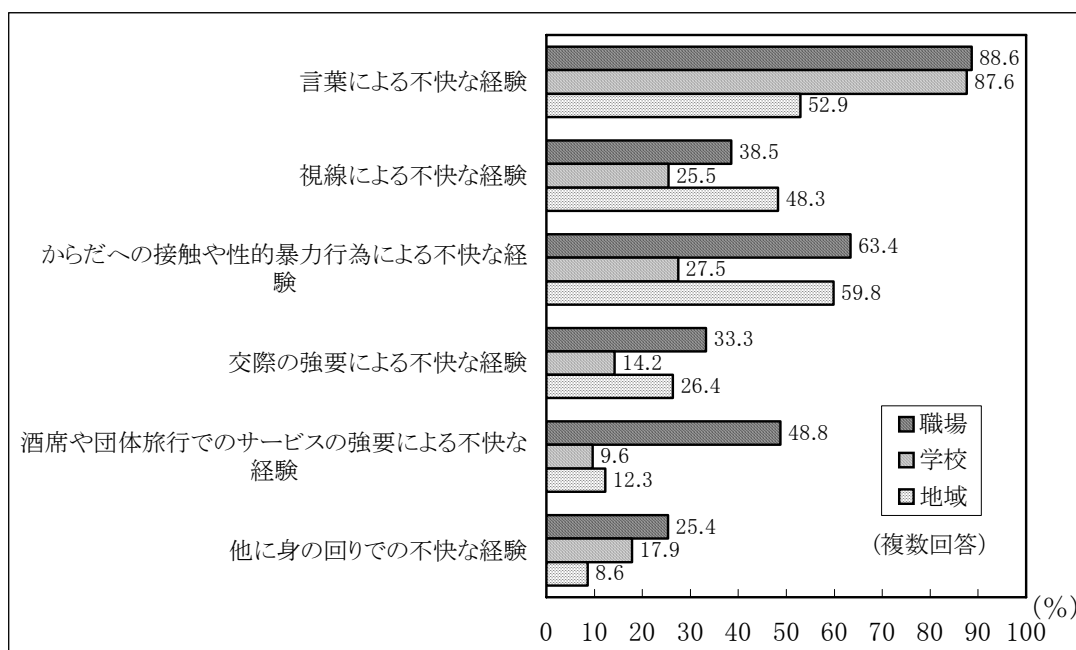
強姦は被害者が強いショックを受けているにもかかわらず、親告罪であることや告訴期間が 6 か月と限定されているため、検挙件数は実態よりも少ないことが多いようです。強姦件数の推移を見てもさほど増加していません。しかし、強制わいせつの件数は、年々増加しています。神奈川県「性犯罪被害 110 番」の相談事項には、近年、ストーカーも増加しています。（神奈川県警察本部資料）

「刑法犯罪種別発生件数」により湯河原町の状況を見ると、平成 8(1996)年から平成 10(1998)年のデータでは、強姦が平成 9(1997)年に 1 件、強制わいせつは、毎年 1 件ずつおこっています。路上や交通機関での痴漢も見られます。

こうした性暴力、性犯罪については、警察や交通機関と連携し、路上の街灯を増やしたり、地域として防犯体制を確立していく必要があります。またセクシュアル・ハラスメントについては、性的強要が犯罪であることを周知する施策が始められています。当町でも取り組みを検討する必要があります。



図 45 「女性が経験しているセクシュアル・ハラスメント」(神奈川県)



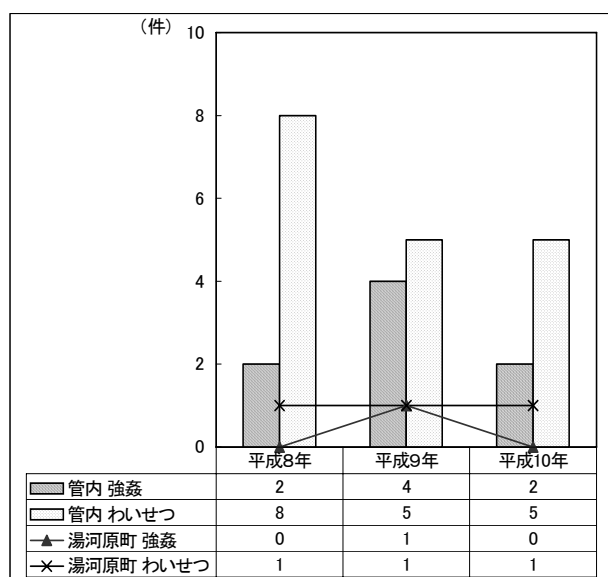
資料：県立かながわ女性センター「セクシュアル・ハラスメント事例収集」(平成9年)

表 19 強姦、強制わいせつの検挙件数等の推移

	強 姦			強 制 わ い せ つ		
	(認知件数)	(検挙件数)	(検挙人員)	(認知件数)	(検挙件数)	(検挙人員)
平成8年	1,567	1,385	1,160	4,025	3,438	1,675
平成9年	1,755	1,540	1,518	4,398	3,786	1,854

資料：警察庁の統計

図 46 刑法犯罪種別発生件数



資料：小田原警察署

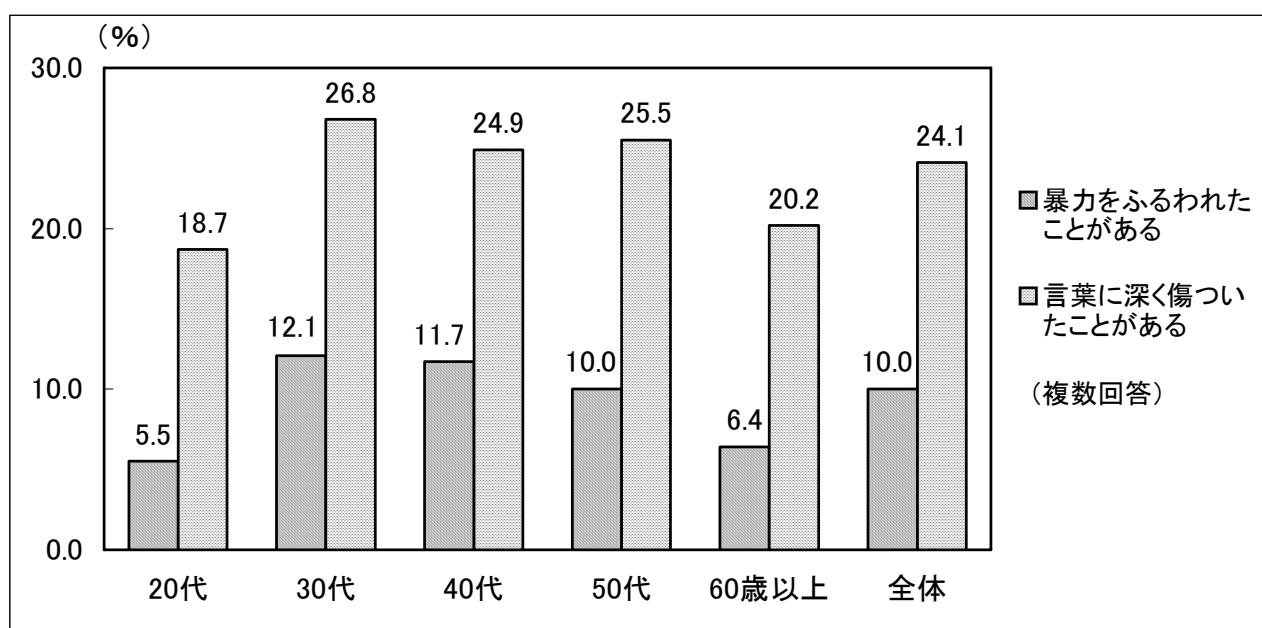
(3) 夫婦間暴力、子どもへの性的虐待という問題

次に家庭内での暴力について見てみますと、家庭内暴力には、子が親に、親が子に、夫婦間で、兄弟姉妹間で、親族や非親族など様々な形態があります。しかし、特に近年、夫婦間暴力と子どもへの性的虐待が問題化してきました。

図 47 は、神奈川県「夫から妻への暴力」の調査です。夫の言葉に深く傷ついた妻は、24.1%、暴力をふるわれたことがある妻は10%です。このような問題は、口に出さず諦め耐えることと考えられてきたので、実態はこのデータよりも高いと思われます。

表 20 は、全国の児童相談所における家庭内虐待の調査です。性的虐待をする者は、実父が一番多く、継父、養父、母の内縁の夫、祖父、おじを合計すると、87% に至ります。「きょうだい」や「その他の人」に男性が含まれると思われるので、子どもへの虐待者の約 9 割は男性と言えます。夫婦間暴力や子どもへの性的虐待に関する湯河原町のデータはいまのところありません。今後調査し、この問題について考える機会を設け、支援システムを考える必要があります。

図 47 夫から妻への暴力（神奈川県）



資料：神奈川県「男女共同社会に関するアンケート調査」（平成 7 年）

表 20 子どもへの主たる虐待者に関する調査

	実父	継父	養父	里父	実母	継母	養母	里母	きょうだい	母の内縁の夫	父の内縁の妻	祖父	祖母	おじ	おば	その他の人	不明	合計
性的虐待以外の虐待	416	63	58	—	823	50	18	2	12	34	1	11	16	3	5	19	28	1,559
性的虐待	47	15	12	—	3	—	—	—	5	4	—	1	—	4	—	4	—	95

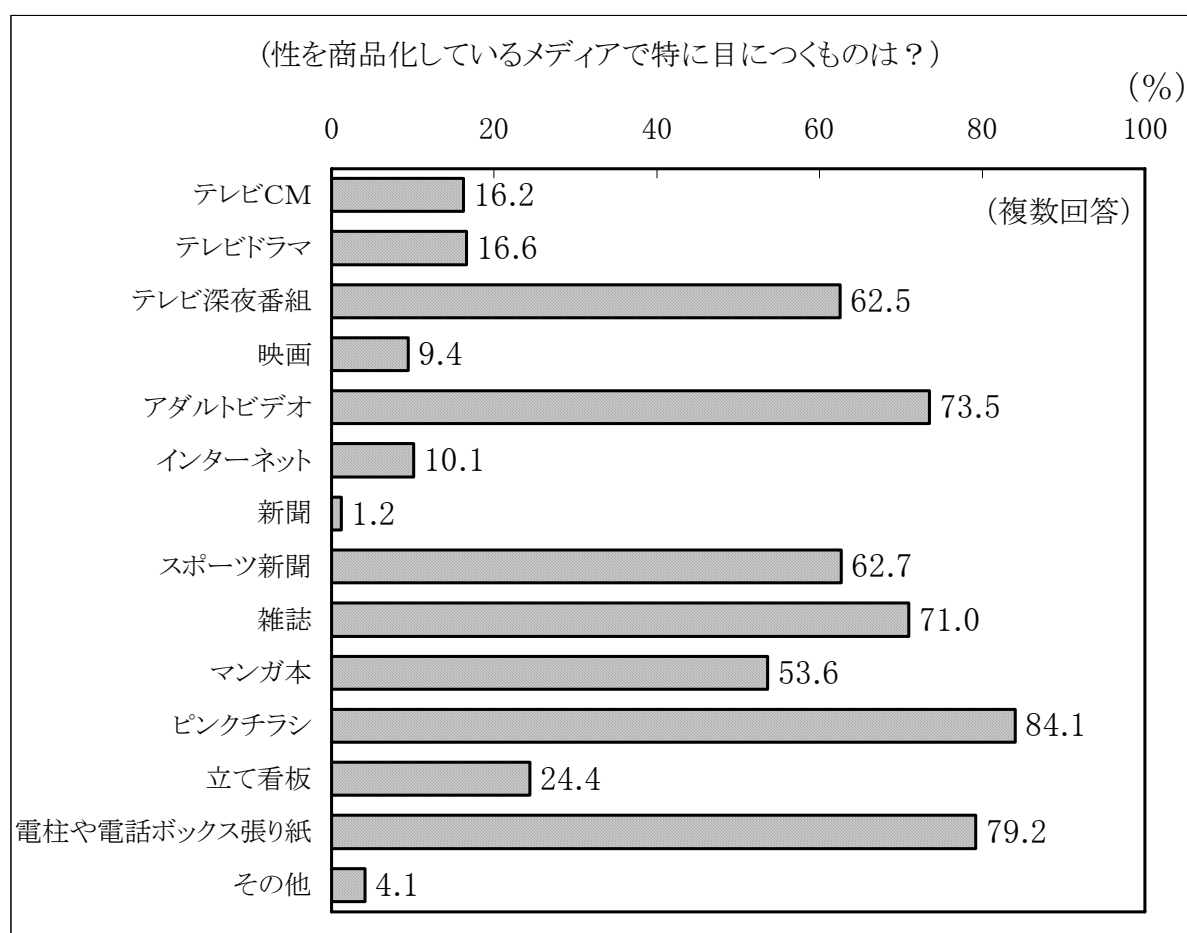
資料：全国児童相談所長会「全国児童相談所における家庭内虐待調査」（平成 8 年）

(4) 性産業とメディアの暴力的性表現の是正

性産業の肥大化は、風俗営業と称される店の立て看板、チラシやカードが、電柱や電話ボックスに溢れるという現象として現れています。また性産業は、メディア媒体を次々に拡大させ、アダルト・ビデオ、コミック、ポルノ雑誌、スポーツ新聞、インターネットで暴力的な性表現を激化させています。このような傾向は、テレビ番組やコマーシャルなどにも影響が現れています。図 48 は、川崎市のメディアにおける性の商品化(主に女性を性的な商品としてのみ扱うこと) 調査ですが、やはり性産業がメディアに侵略していることに気づいている人が多いようです。

抑圧的な性規範から解放されることは必要ですが、性的欲望を増大させるために、際限もなく暴力的な性表現を激化させる現象に対しては、政策課題として取り組む必要があると思われます。

図 48 メディアにおける性の商品化調査(川崎市)



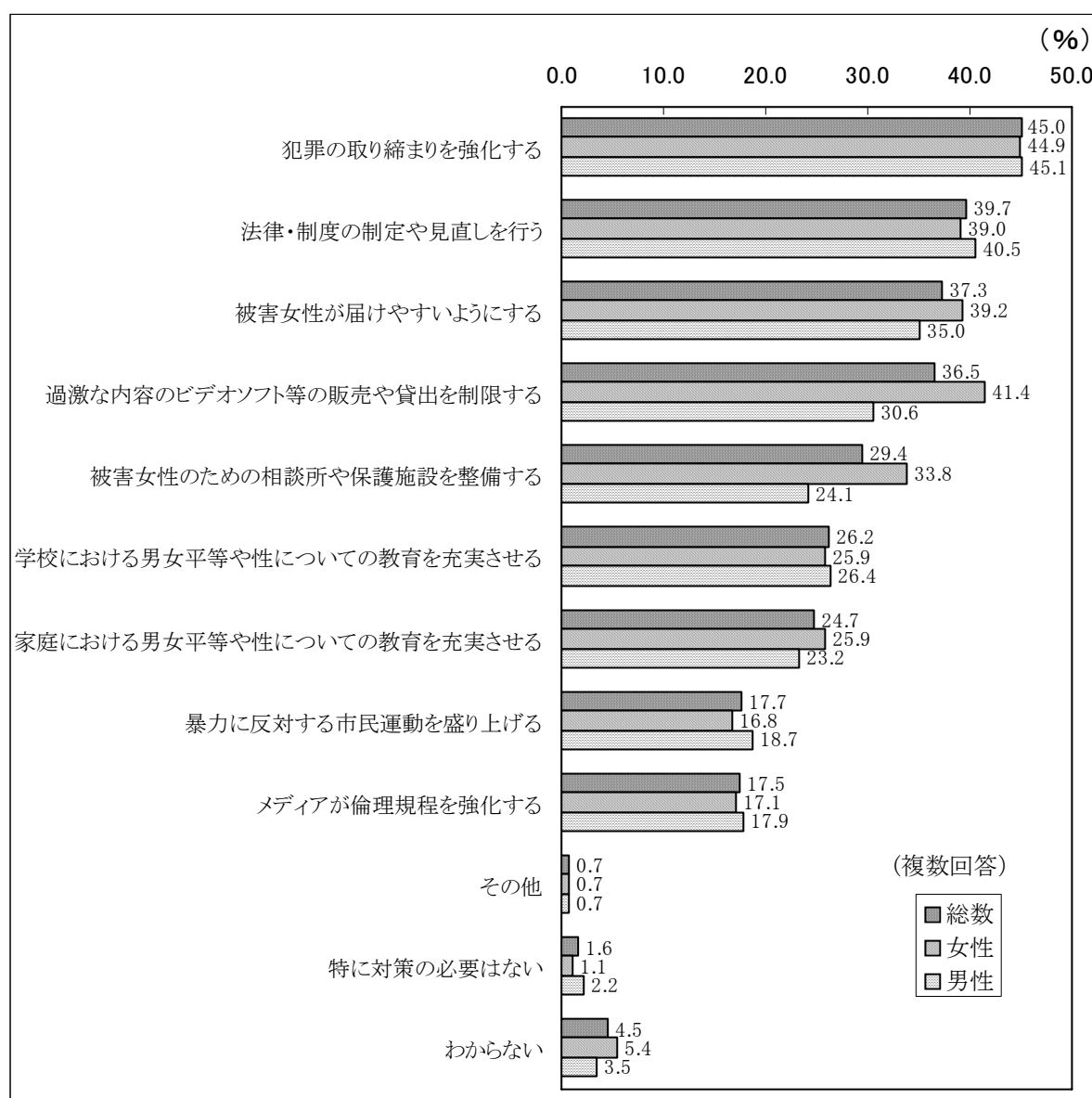
資料：川崎市「マスメディアにおける性のとらえ方調査」(平成8年)

（５）防止対策、被害相談体制の確立

「身体と性」のテーマは、これまで政策課題として取り組まれてきませんでした。今後、これらの現代的な現象を人権問題として取り組む必要があることが、ようやく認識されるようになりました。図 49 は、女性に対する暴力をなくすための対策を調査したものです。犯罪の取締り、法律・制度の見直し、男女平等教育、性教育の必要性については、男女ともに同率ですが、ビデオの制限や被害女性のための相談所や保護施設については、男女で認識の違いが目立ちます。

湯河原町でも、「身体と性」に関わる実態調査をすすめ、防止対策、被害相談体制の確立などの、適切な施策を推進していくことが課題となります。

図 49 女性に対する暴力をなくすための対策



資料：総理府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 9 年）

第5節 男女共同参画社会の町づくり

1. 一人ひとりの自立のために

人生の様々な時期や状況のなかで、人間には支援が必要な時があります。

現在湯河原町で生活保護を受けている世帯数は169世帯ですが、受給者全体の約6割が女性です（表21）。また、ひとり親世帯の状況を見ると、96%にあたる212世帯が母子世帯であることが分かります（表22）。家族の多様化とともに、様々な生き方が選択される時代になってきましたが、社会の仕組みや人びとの意識がその状況に対応できていないのが現実です。

図50によれば、離婚によって生じた悩みで女性にもっとも多いのが経済的なこととなっています。女性が働くことが依然として厳しい状況にある今日、とりわけ女性の生活保護世帯、ひとり親世帯への就労や雇用に関する支援が今後さらに必要と言えます。一方男性は、家事や、再婚のこと、近所づきあいなどが悩みになっており、母子世帯とは異なる支援を必要としていることがわかります。近年では、コラムにあるような父子世帯に対する行政の支援事業も行われています。

表21 湯河原町の生活保護を受けている世帯の状況

平成10年12月1日現在

受給者	世帯人員					合 計
	1人	2人	3人	4人	5人	
女	93	5	1	3	2	104 (62%)
男	52	10	2	1	0	65 (38%)
合 計	145	15	3	4	2	169 (100%)

資料：湯河原町福祉課

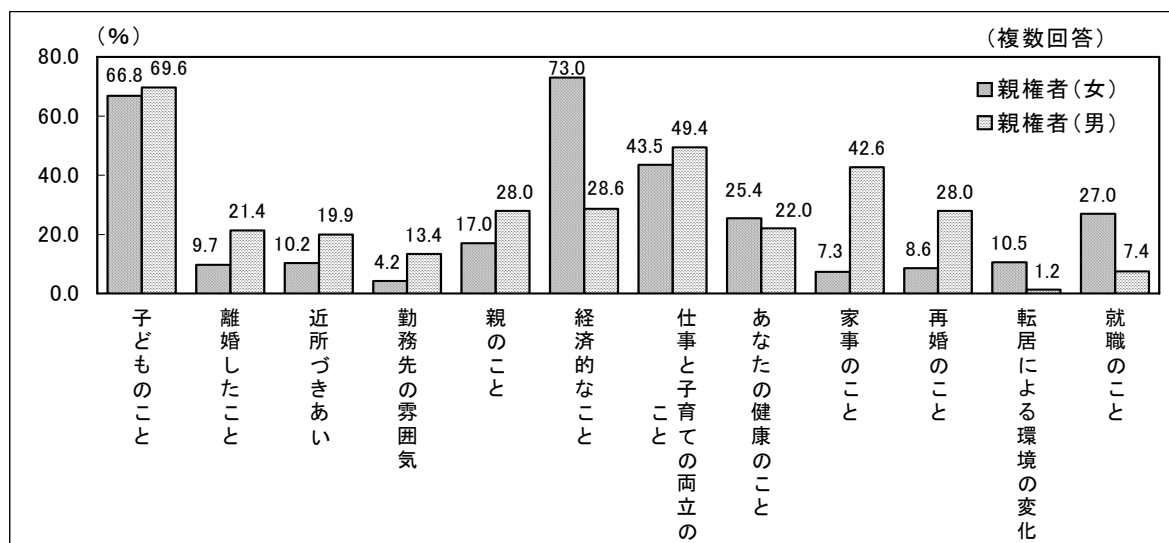
表22 湯河原町のひとり親世帯の状況

平成10年12月1日現在

母子世帯数	父子世帯数	合 計
212 (96%)	9 (4%)	221 (100%)

資料：湯河原町福祉課

図 50 離婚により生じた悩み



注：平成9年6月に協議離婚をし、親権を行う子を有する者（男女）を対象として、同年10月に行った調査。

資料：厚生省「人口動態社会経済面調査－離婚家庭の子ども－」（平成9年度）

コラム ますだ地区父子会

島根県のひとり親家庭などの実態調査において、父子家庭の大きな悩みは、「相談したり話し合う相手がいないこと」にあると明らかになった。「男に子育てなんかできない」という周囲の雰囲気を感じ、意地でも一人で育てていくと決意してしまうのだ。父子家庭等援助事業をきっかけに、1994（平成6）年、海水浴やキャンプなどの余暇活動を通して親睦を深める活動をしている「ますだ地区父子会」が設立された。現在17世帯の参加があり、母子家庭の集まりとの交流も行われている。島根県では出雲郡でも父子会が設立された。

『厚生白書』（平成10年度版）p.99のコラムを要約

次に湯河原町における高齢者の暮らしの様子を見てみますと、65歳以上の高齢者は町全体で5,423人いますが、その中でひとり暮らしをしている方は、957人です。ひとり暮らしの高齢者の80%を女性が占めています。この女性高齢者のひとり世帯は、当町の全世帯数10,515世帯の9.10%を占めています（表23）。

高齢社会へ向けた町づくりにおいては、ねたきりや痴呆性などの高齢者へのきめ細やかな支援と同時に、身体的にも生活的にも自立（自律）して生きていくことができるような環境づくりが求められます（表24）。例えば、老人ホームの入所者も町のイベントに参加したり、退職・高齢男性のために、ボランティア育成講座や料理教室を開催するなど、今まで以上に充実を図る必要があります。

また、何らかの障害を持ちつつ生きている人たちへの支援も不可欠です。平成10(1998)年12月1日現在、湯河原町の在宅重度障害者は、男性193人、女性186人の379人です。

一人ひとりが尊重される暮らしやすい町にしていくために、現在、社会的により不利な立場におかれがちな人たちへの行政による支援が欠かせません。それは、男女共同参画社会の実現への前提と言えます。

表 23 湯河原町の65歳以上のひとり暮らし世帯の現状

区 分		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	合 計
湯河原町	女	233	208	145	112	66	764 (80%)
	男	76	45	29	24	19	193 (20%)
	計	309	253	174	136	85	957 (100%)

資料：国勢調査報告書（平成7年）

表 24 湯河原町の高齢者の現状

平成10年12月1日現在				
		女	男	合 計
在 宅 ね た き り 高 齢 者 数		17	13	30
老 人 ホ ー ム 入 所 者	養 護 老 人 ホ ー ム	4	3	7
	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	46	25	71
	老 人 ホ ー ム 計	50	28	78
痴 呆 性 老 人		10	4	14
合 計		77	45	122

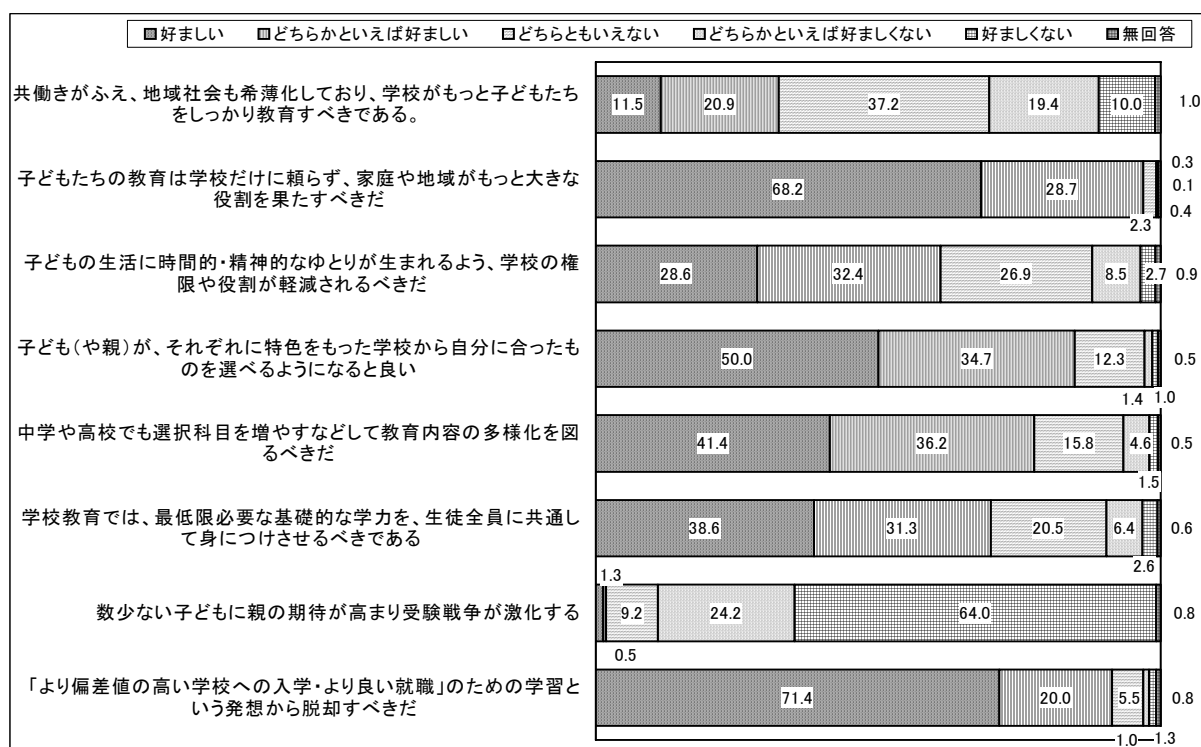
資料：湯河原町福祉課

2. 地域社会の子育てと介護

(1) 学校、家庭、地域の「子育てネットワーク」の形成

21世紀の社会へ向けて、より豊かに子どもが育つ場を確保していくために、行政は、保育施設や児童施設などの条件を整備するとともに、子どもが育つ場としての地域環境づくりに積極的にかかわっていくことが求められていると言えます。少子化社会の子育ては、図51にあるように、これまでの家庭と学校を中心とした発想からの転換を認識している人は多いようです。少子社会での地域の状況については、子どもたちの地域での活動が活発化するとの指摘が一番多く見られます。具体的には、大人と子どもが一緒になって遊べる場の充実や機会をつくることなどが考えられます。母親だけに子育ての負担がいかないよう、子育てのための様々なネットワークづくりを支援することも重要です。高齢者や雇用労働に従事する男女の地域参加についても指摘されていますが、少子社会を迎えるにあたって今後、地域社会が果たす役割は、ますます大きくなっていくと思われます（図52）。

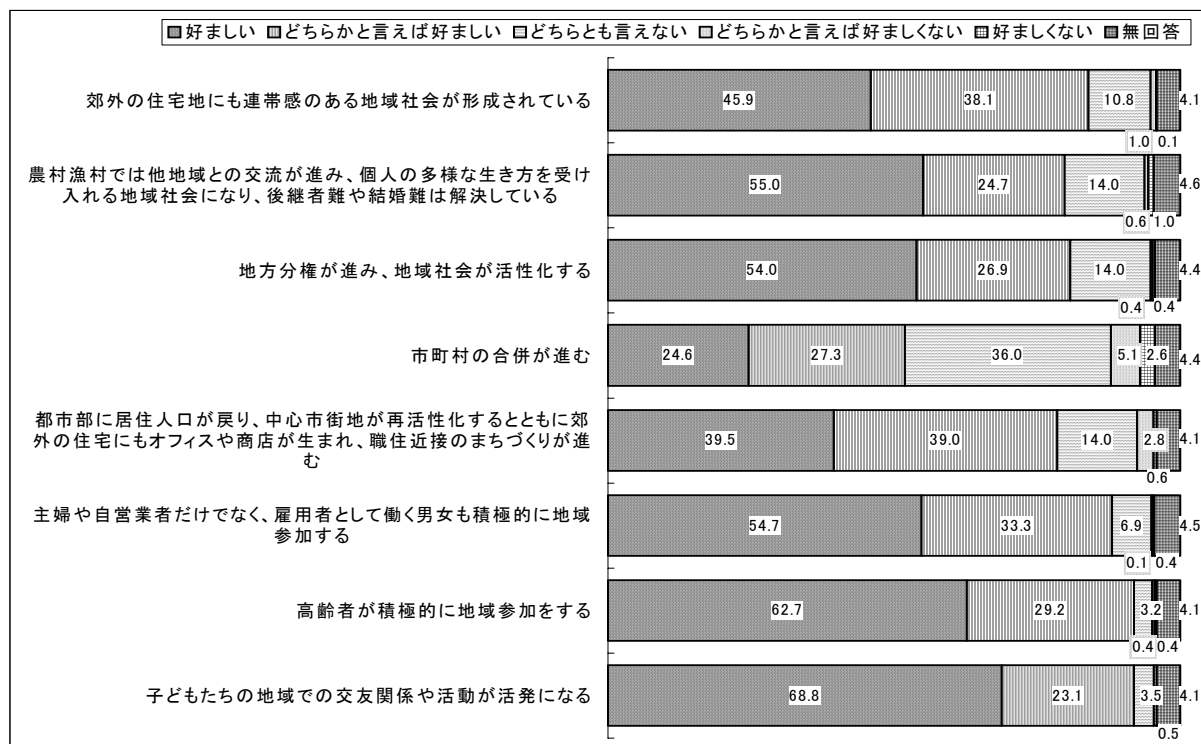
図 51 今後の子どもたちに対する学校教育のあり方について



注：有識者に対するアンケート調査による。

資料：厚生科学研究「少子化社会における家族等のあり方に関する調査研究」（平成9年度）

図 52 少子社会における地域社会についての考え方



注：有識者に対するアンケート調査による。

資料：厚生科学研究「少子化社会における家族等のあり方に関する調査研究」（平成9年度）

(2) 学校、家庭、地域の「介護ネットワーク」の形成

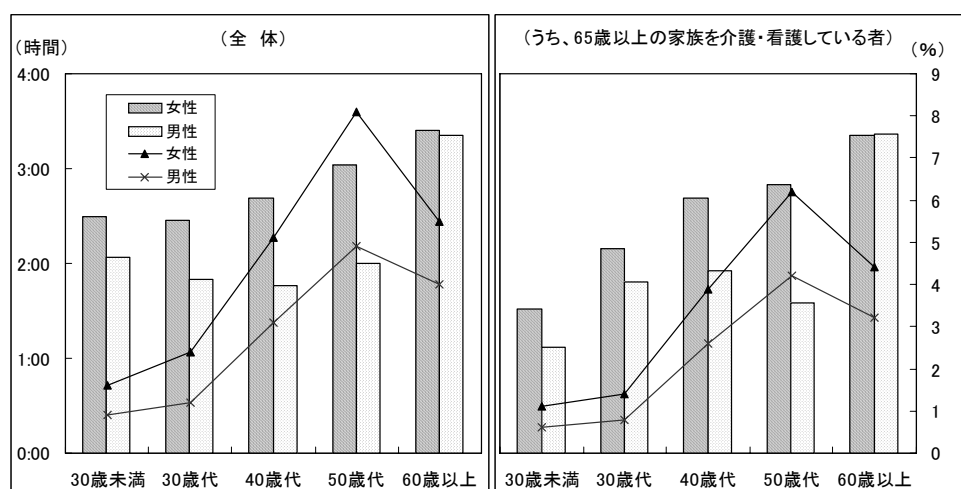
日本の全国の介護の現状を示すデータを見てみますと（図 53）、介護を行っている人を年代別にみると、割合が一番多いのは50代の女性で、8.1%が介護に従事しています。次いで、60代以上の女性が5.5%、40代女性が5.1%、そして50代男性が4.9%となっています。介護時間については、50代の介護者は男女の差が著しいですが、60代になると男性も介護にかなり参加しています。また図 54 の「誰に介護を望むか」という平成7(1995)年のデータでは、女性は娘の割合が最も高く、嫁にも17.2%の期待があります。介護の担い手は妻、娘、嫁、つまり女性になる可能性は依然と高いと言えます。また実際に平成7(1995)年の「国民生活基本調査」でも、65歳以上の方の介護者の85%は女性です。さらに、高齢化社会の進行のなかで介護者の高齢化が問題となっており、女性高齢者の介護の負担はこれからも増加していくことが予想されます。男女共同参画社会を実現するためには、家庭での介護の現場における女性の過重な負担をいかに解消していくかは不可欠の課題と言えます。

介護経験者に対する、図 55 の「介護にあたって困ったこと」の問いに対しては、ストレスの大きさや仕事と介護が両立できない、自分の時間や睡眠がとれないなどの事項が見られます。

また「地域社会に対して期待する役割」としても（図 56）、緊急事態への対応と、ひとり暮らしの老人のケアを男女ともに多数あげています。

介護という行為の支援は、地域社会との連携なしには成り立たないのです。学校の生徒たちの介護ボランティアも今後大きな力となってくるでしょう。学校の生涯学習活動として介護に関する講座を開設しているところも多くなりました。今後も地域社会において、地域と学校と家庭の連携した取り組みがますます必要となります。

図 53 介護・看護を行っている者の割合及び介護・看護に要する時間
(1日あたり平均時間)



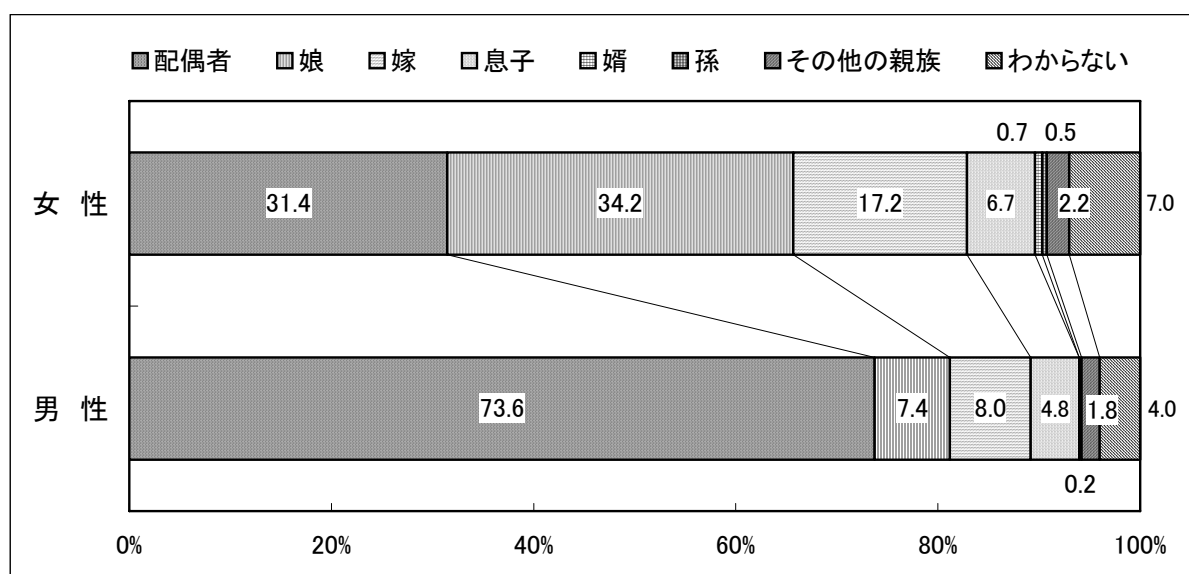
注：(1) 調査対象は15歳以上の者。

(2) 割合（折れ線グラフに対応）は、調査対象者数に対する介護・看護をしている者の数。

(3) 時間（棒グラフに対応）は、ふだん家族を介護・看護している者のうち、調査期日に実際に介護・看護を行った者のみについての平均時間。

資料：総務庁「社会生活基本調査」（平成8年）

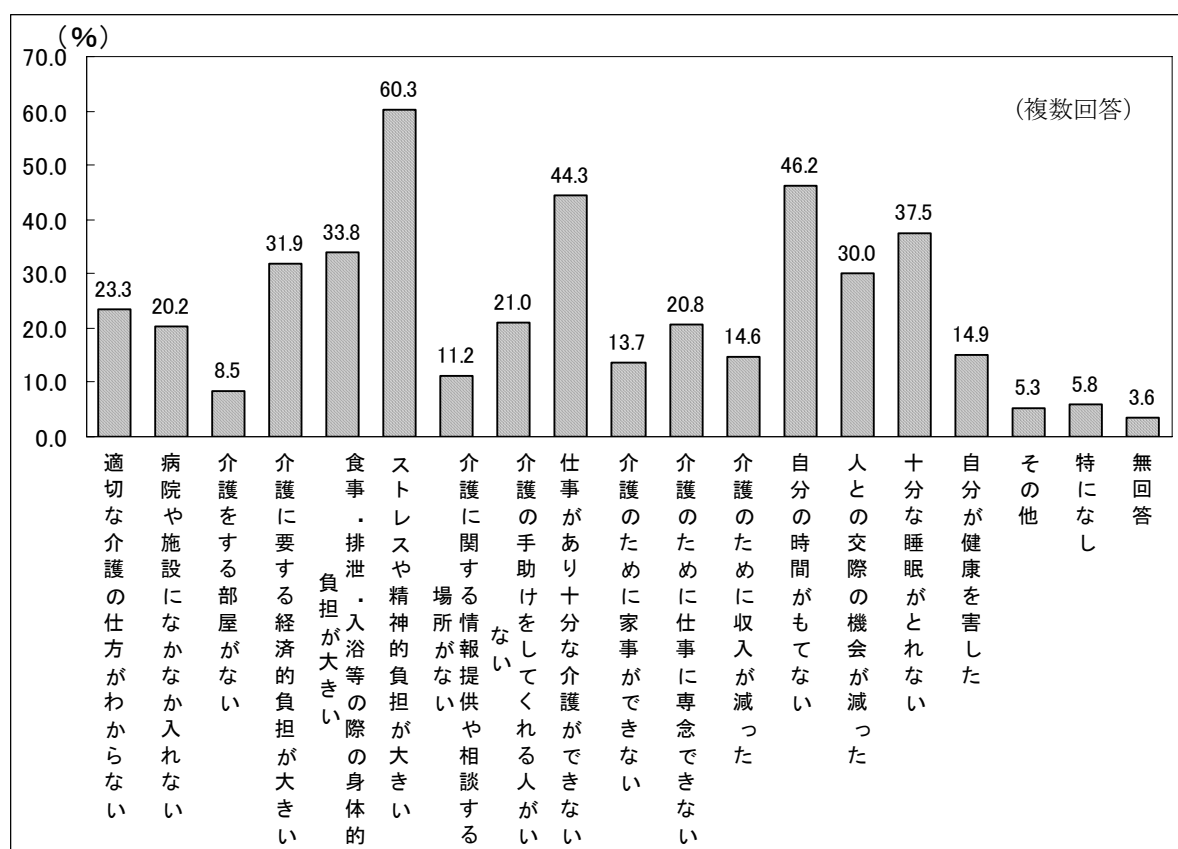
図 54 家族の中では誰に介護を望むか



注：「家族だけに介護されたい」と答えた者の回答。

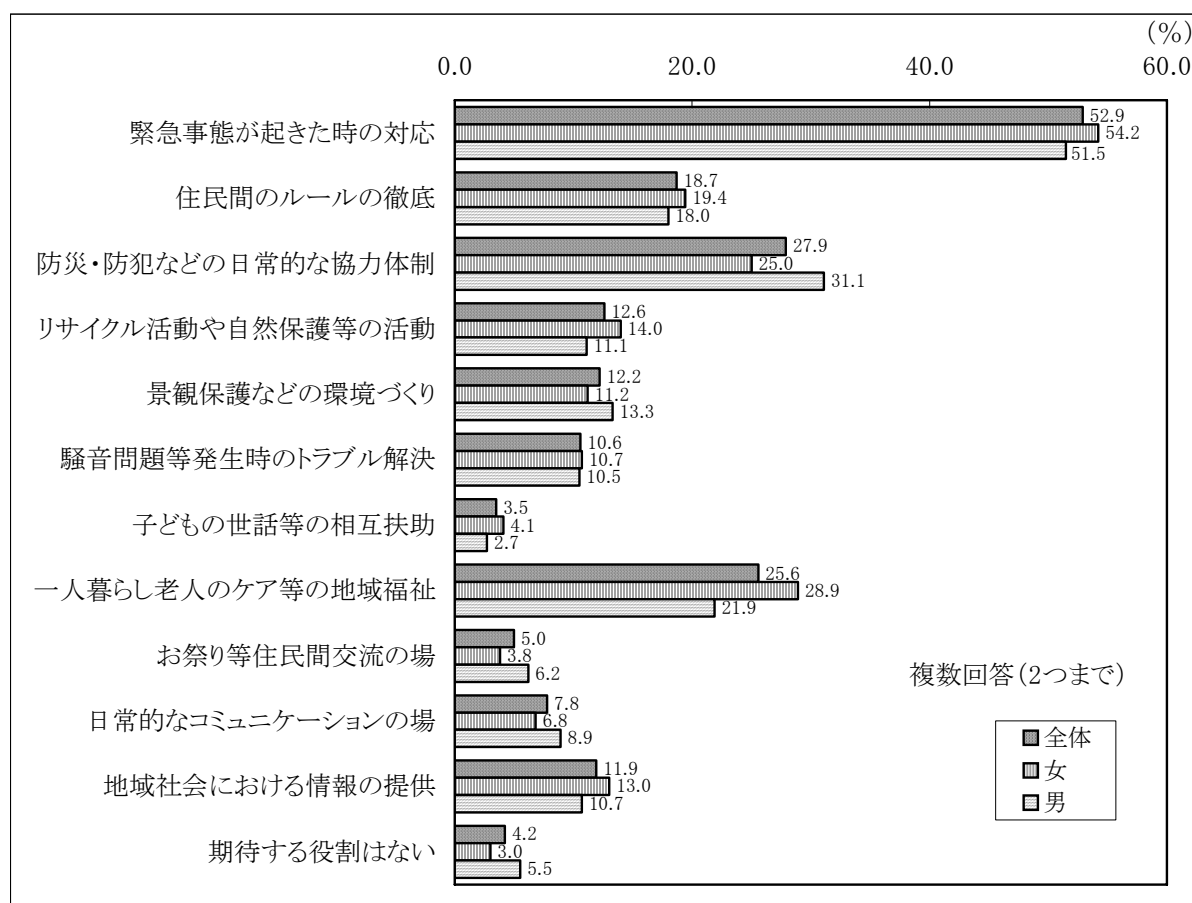
資料：総理府「高齢者介護に関する世論調査」（平成 7 年）

図 55 介護にあたって困ったこと（介護を必要とした家族が以前いた者及び現在いる者）



資料：(財) 婦人少年協会「仕事と介護との両立に関する調査」（平成 8 年）

図 56 地域社会に対して期待する役割



資料：経済企画庁「平成5年度家庭と社会に関する意識と実態調査報告書」（平成6年6月）

3. 男女共同参画の町づくり

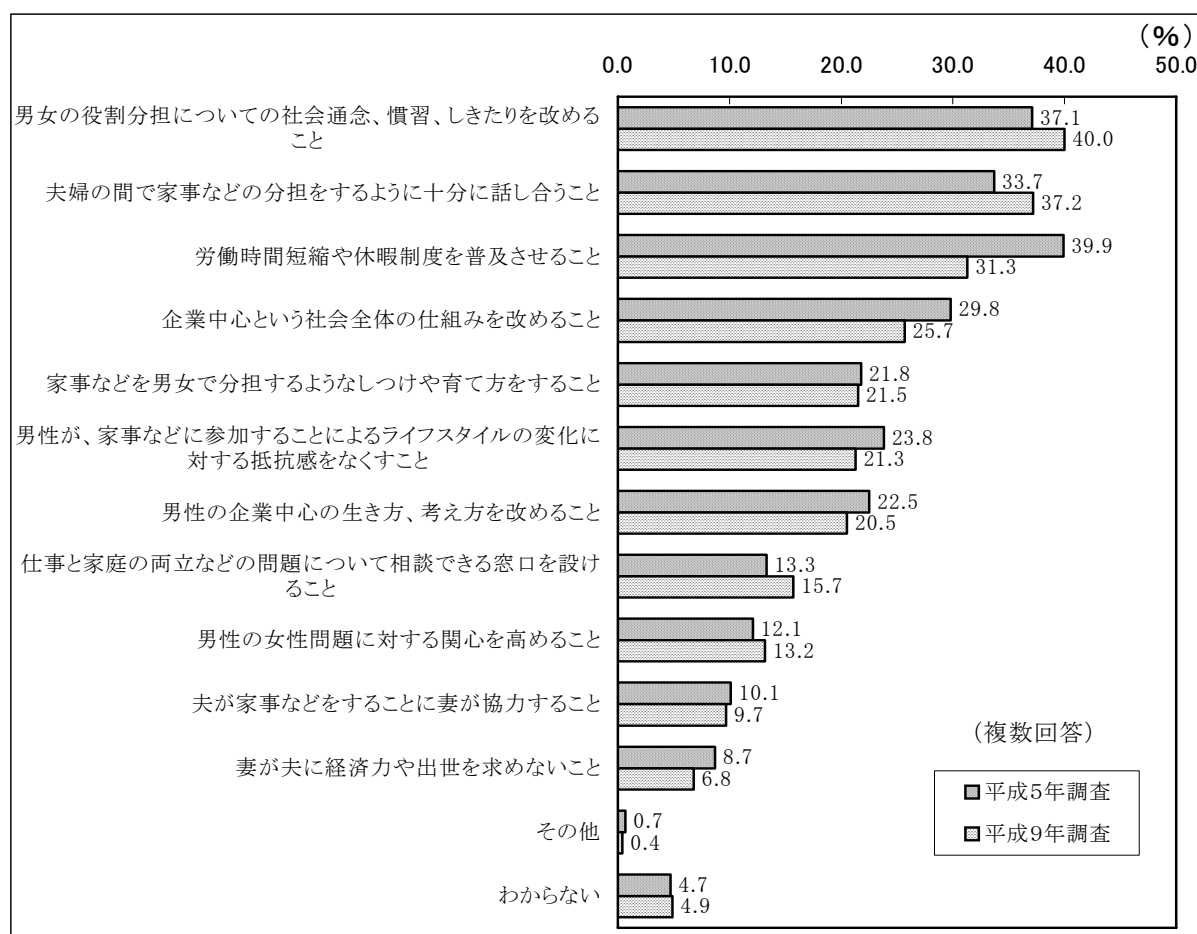
(1) 男性の参画の推進

男性が家事、育児に参加できるようになるためには、男女の役割分担意識を強めることと、実際に夫婦間で家事を分担する話し合いをすることがあげられています（図57）。退職後の男性ほど家事時間が長いことは、NHKの『国民生活時間調査』平成7(1995)年にも示されています。



男性の地域社会への参画としては、ボランティアの育成と参加の推進があげられます。在宅介護サービスのための支援活動として入浴サービス、配食サービスのボランティアも有益な仕事と思われます。また、大工、和菓子屋、営業職など、これまでの職業経験を生かし、地域の人々に対して講座を開催することも、町民の方々に喜ばれることと思われますし、保育園や学童保育の場でのこま回しやけん玉などの伝承遊びや魚つりなどを子どもに教えるのも楽しい行事となるでしょう。

図 57 男性が家事、子育てや教育などに参加するために必要なこと



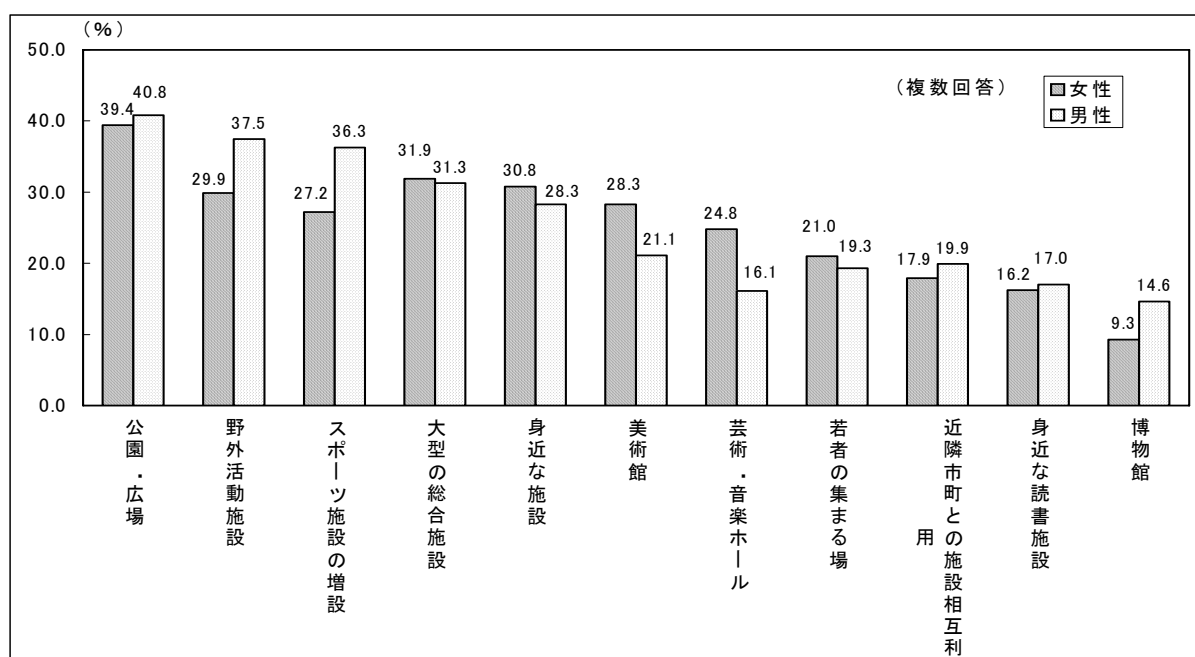
資料：総理府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成9年）

(2) 女性の参画の推進

女性の地域社会への参画は、いままで行われていたように見えますが、実は非常に限られた範囲のものでした。行政に対しても様々なイベント、まつり等のお茶くみや講演会の準備、後片づけを手伝ったりしても、政策決定過程には参画していないことが多かったと言えます。公共施設の設置計画委員会に女性が参画することは、まずありませんでした。

図 58 にあるように、女性と男性では希望する場や公共施設の要求が異なることもあります。高齢女性の多い湯河原町では、バリアフリーの町づくりは必須のことです。女性の社会参画にとって、いままでの婦人会等の既存の組織のみではなく、新たな女性のネットワークを形成していくことが基盤になります。様々な年齢層の多様な意図を持った女性たちの集まりから、地域を活性化する動きが生まれてくると思われます。湯河原町の女性史の作成のための学習会等、地域の歴史を調べる中から町の未来を探るのもよいかもしれません。当町に住む女たち、男たちが、ともに学び、協力して様々な活動を行っていくこと、それが男女共同参画の町づくりとなります。

図 58 男女別にみた希望する場や施設



資料：「湯河原町生涯学習調査報告書」（平成 6 年 9 月）

まちづくりトークング

第6節 推進体制・進行管理の充実

1. ゆがわら男女共同参画プランの推進実行体制の確立

(1) 推進状況の把握と実行性の確保

ゆがわら男女共同参画プランを推進し実行する体制づくりとしては、本部長を町長とする「ゆがわら男女共同参画推進本部」の設置に向け、検討を進めています。推進本部の担当部局は、現在のように総務部企画政策課とするか、女性行政または男女共同参画行政専門の担当部局を設置するかは、プラン策定後に直ちに取り決めるべき事項です。すでに女性行動計画を策定し、実施を進めてきている国・地方行政組織の状況を見ると、女性政策、女性行政担当部局を専門に設置すると、女性のみを対象とした政策として限定された位置づけをされ、他の領域に広がらず、推進体制に限界を生じている場合もあるようです。一方、すでにある部局に担当内容を付与した場合、いままでの仕事に女性政策ないし男女共同参画政策の業務が追加するため、本格的な取り組みができなかったり、部門間の調整機能が十分に果たせず、推進力が弱まる場合もあります。また、女性行政・政策専門の担当部局の設置と部門間の調整機能の体制づくりとともに、推進本部の構成員の人選も的確に行う必要があります。

さらに、プランの推進のために、推進体制の中に、町民からの選出委員、町の各組織の代表者、有識者ほかの委員で構成する、「男女共同参画推進懇話会」の設置に向け、検討を進めています。本プランの作成には、女性行政懇話会が設置され、原案作成にあたりました。今後のプランの推進状況の確認と修正案づくりには、できるだけ様々な年齢、職種、立場の男女があたることが望ましいと言えます。

またプラン策定後は、明確に町民参加を位置づけた推進管理機構をつくることと、ゆがわら男女共同参画プランの推進状況を話し合う会の設置や、ゆがわら男女共同参画プランの推進実行体制の確立、NGO、NPO団体との連携も重要です。

(2) 普及活動の推進

「ゆがわら男女共同参画プラン」の推進を図るためには、フォーラム、トーキング事業等の開催など、広報活動を行うことが必要です。また、「ゆがわら男女共同参画プラン」に関わるビデオと本プランをテキストとして、学習会を盛んに開催することが望まれます。

2. 国内外との推進体制の連携

次に、国・県と湯河原町が連携し女性行政を推進する、計画の具体化が課題です。日本政府は、「男女共同参画2000年プラン」を策定しましたが、プラン推進にあたっての法律的基盤を明確にするため、「男女共同参画社会基本法」の制定を意図しています。平成11(1999)年には制定する見通しです。神奈川県は平成9(1997)年2月、すでに「かながわ女性プラン21」を策定しています。国連も平成8(1996)年に、北京世界女性会議の宣言及び行動綱領を採択しています。

このように、「ゆがわら男女共同参画プラン」の推進には、世界、日本政府、神奈川

県、NGOなどが提起している政策課題との連関を総合的に把握し、その意義を理解し、21世紀社会の形成につなげていくことが余儀なくされます。今、起きている地球規模での国際移動の現実が加速化していくことは、押し止められない歴史の流れです。地球民として、当町において暮らしているという認識が必要となってきました。

「ゆがわら男女共同参画プラン」を、「男女共同参画2000年プラン」及び「男女共同参画社会基本法」「かながわ女性プラン21」との連関において積極的に推進するために、図61に推進体制の体系図を掲載しました。この体系図から、国外（国連）、国・県と湯河原町が連携し、男女参画の政策を推進するシステムを把握でき、本プランの実行を確実なものにすると考えられます。

3. 湯河原町の男女共同参画と国際連帯

「ゆがわら男女共同参画プラン」推進にあたって、国際連帯が不可欠なことはあらためて強調するまでもないでしょう。国際交流・国際貢献への女性の参加をうながす活動を支援することは、プラン推進事業の一環です。

表25にあるように、湯河原町でも外国国籍の町民が増加しています。国際理解講座の開催、国際交流推進事業への女性の参画を今以上に進めるとともに、国連の関連会議への女性の参加の推進など、共通認識にできる具体的課題を実行することが大切です。

表25 湯河原町の外国人登録人口と国名

国名	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年
韓国	124	125	122	121	117	113
フィリピン	61	35	53	60	71	78
中国	10	14	19	19	22	17
朝鮮	16	16	17	16	12	14
ペルー	23	15	16	17	13	13
イラン	1	3	4	6	6	9
ブラジル	17	17	39	25	8	5
インドネシア	0	0	2	3	7	4
米国	2	3	3	3	4	4
タイ	2	3	3	3	3	3
オーストラリア	0	1	1	1	4	2
コロンビア	0	0	1	1	3	2
アルゼンチン	0	0	0	1	1	1
英国	1	2	1	1	1	1
ガーナ	0	0	0	0	0	1
シンガポール	1	1	1	1	1	1
ドイツ	0	0	0	1	1	1
ニュージーランド	2	2	2	2	2	1
ポーランド	0	0	0	0	5	1
カナダ	0	0	1	1	0	0
スリランカ	0	0	0	0	1	0
ベトナム	0	0	1	1	1	0
ルーマニア	0	0	0	0	2	0
ロシア連邦	0	0	0	0	1	0
計	260	237	286	283	286	271

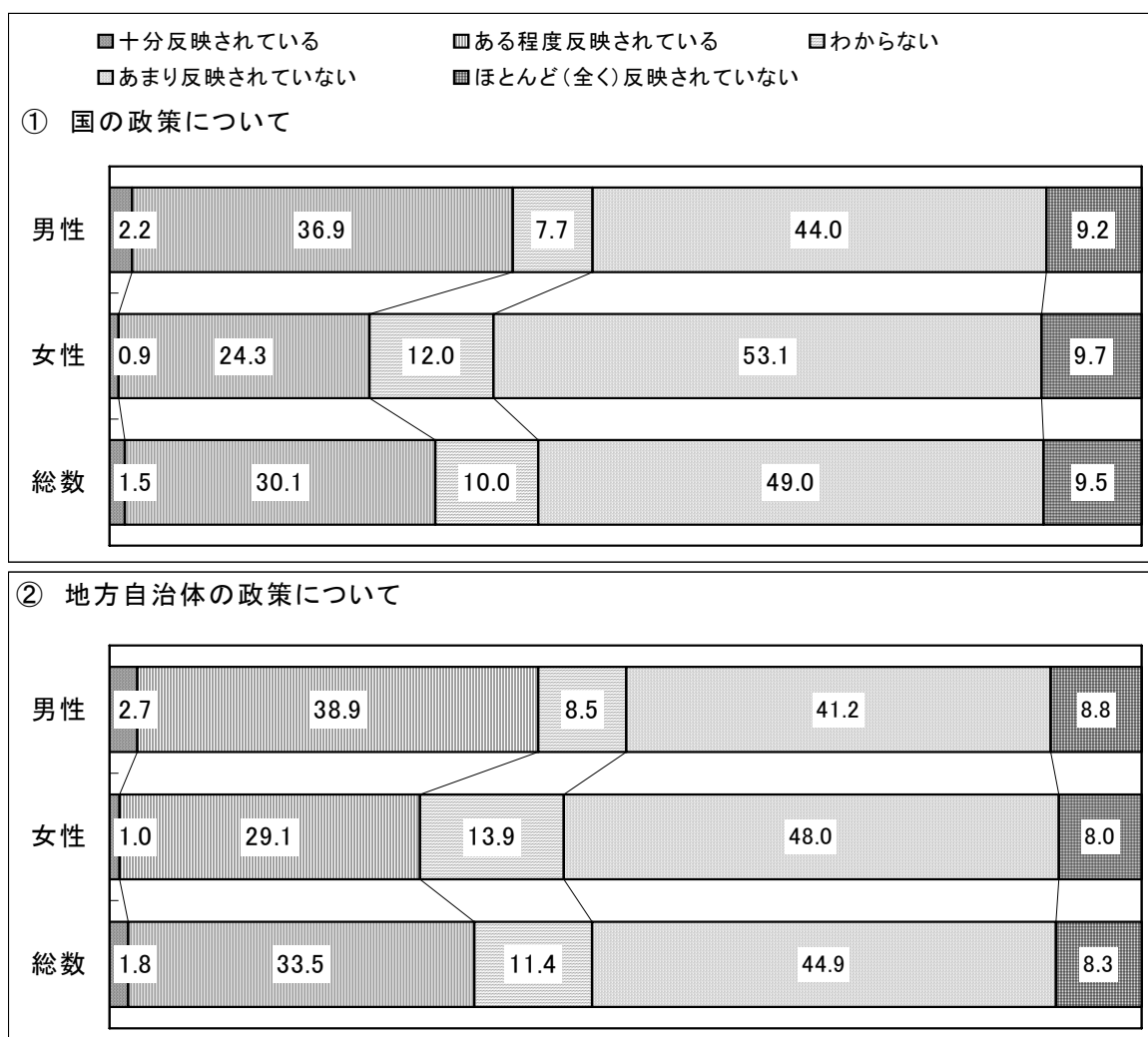
資料：湯河原町住民生活課（平成11年1月1日）

4. 「ゆがわら男女共同参画プラン」の未来図

本プランは、男女共同参画の視点から、何よりも町民にとって暮らしやすい町になることを求めて、政策課題をあげてあります。これまでは、女性が国の政策、地方自治体の政策に参画することが少なかったので、図 59 にあるように政策に女性の意見が反映されていないと感じることが多かったと言えます。また、図 60 にあるように、「男女共同参画社会を推進していくために行政に要望すること」としては、性別、年齢により違いが見られます。

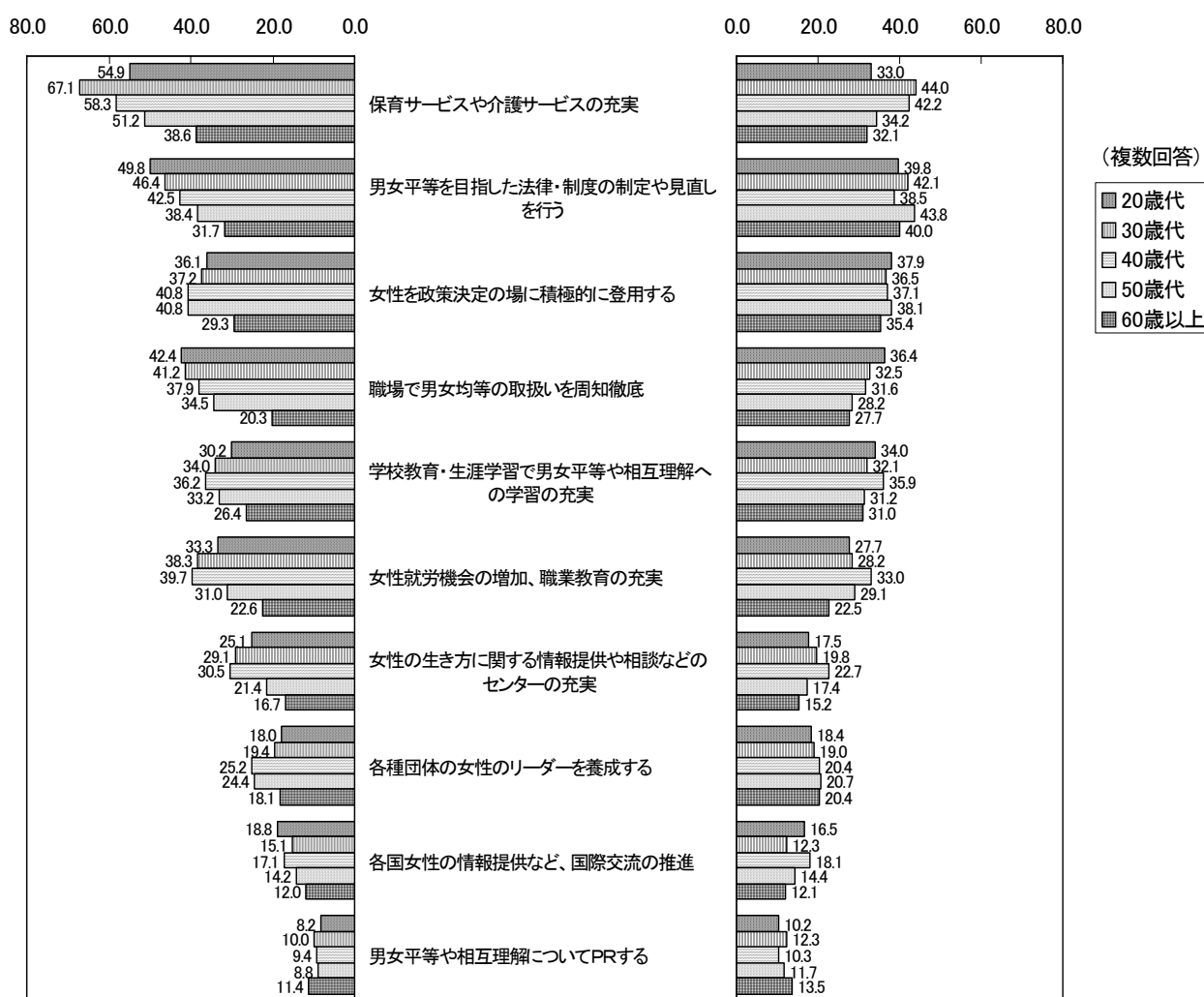
男女共同参画に立った、さらなるプランの未来図は、本プランの推進の過程から生まれてくることと思われます。プランの推進の確認と見直し事項の整理、不足している事項の追加などは、今後積極的に実施していくべきで、そのためにも、本プランをテキストにして学習会を開催し、是正すべき事柄を変革する意欲を育て、具体的な課題を明確にできればと思っています。それが、「ゆがわら男女共同参画プラン」推進の、基本的な原動力になるのです。

図 59 国や地方自治体の政策に女性の意見や考え方が反映されている程度



資料：総理府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 9 年）

図 60 男女共同参画社会を推進していくための行政に対する要望



資料：総理府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成9年）

